

課題解決先進地へ



UNNAN
Challenge
2015_2024

第2次雲南市総合計画

計画期間：平成27年度～平成36年度

このたび、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間のまちづくりの目標と方向性を示す、第 2 次雲南市総合計画を策定しました。

計画策定は、多くの市民の皆様や地域づくり団体の参加をいただき、市民一人ひとりがプラチナのように光輝く社会をめざす、プラチナ構想ネットワーク（小宮山宏会長）との共催によるキックオフフォーラムから取り組み

がはじまりました。そして、今日まで市民意識アンケート調査、総合計画策定委員会での計画原案の作成、市議会での審議、議決と約 2 年の歳月をかけ、市民の皆様による丁寧で熱い思いが込められた手づくりの計画としていただきました。

本計画に基づいて、私たちは基本理念である「^{いのち}生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」に向け、「課題先進地」から「課題解決先進地」をめざし、具体的な目標として「人口の社会増」への挑戦を掲げました。

そのために、キャリア教育を通じた「子どもチャレンジ」、志のある若者による「若者チャレンジ」、地域自主組織による「大人チャレンジ」を連鎖させ、市民の「総働」による持続可能なまちづくりに挑戦します。

今後とも、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。



雲南市長

速水 雄 一

目次

第1章 序論

- 1. 計画策定の趣旨 8
 - (1) 計画の意義
 - (2) 計画の構成と期間

- 2. 雲南市の地域特性 10
 - (1) 雲南市の概況

- 3. 時代の潮流とまちづくり課題 14
 - (1) 直面する時代の潮流
 - (2) 合併後の主な取り組みと今後のまちづくり課題

第2章 基本構想

- 1. 基本理念 24

- 2. 雲南市のめざす姿 26
 - (1) 雲南市の挑戦
 - (2) 分野ごとの将来像
 - (3) 『人口の社会増』への挑戦
 - (4) 土地利用ビジョン

第3章 基本計画

1. 総論	36
2. 各論	38
政策Ⅰ	みんなで築くまち《協働・行政経営》
政策Ⅱ	安全・安心で快適なまち《定住環境》
政策Ⅲ	支えあい健やかに暮せるまち《保健・医療・福祉》
政策Ⅳ	ふるさとを学び育つまち《教育・文化》
政策Ⅴ	挑戦し活力を産みだすまち《産業》

都市宣言

1. 「平和を」の都市宣言	120
2. 雲南市男女共同参画都市宣言	121
3. うんなん健康都市宣言	123

資料編

1. 答申書	126
2. 策定委員会委員名簿	128
3. 策定経過	129
4. 基本構想（目標人口）補足資料	133
5. 施策会議の構成	140
6. 計画策定のための基礎調査	145
7. 市民意識アンケート調査	163



第1章

序論

- 1. 計画策定の趣旨 8
- 2. 雲南市の地域特性 10
- 3. 時代の潮流とまちづくり課題 14

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の意義

平成 16 年 11 月 1 日、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の 6 町村が合併し、新たに「雲南市」として誕生しました。

平成 19 年度からは、新たなまちづくりの中長期的な方向を示す最初の「雲南市総合計画」がスタートし、私たちは「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を基本理念に掲げ、市民と行政の協働によるまちづくりをすすめてきました。

この間、世界的な経済、金融危機の頻発は、私たちの地域にも大きな影響を与え、国内において経済格差の拡大をもたらしています。一方、地球規模で捉えなければならない環境問題や東日本大震災をはじめとした大規模な自然災害への対応など、少子高齢化の進行する中においてまちづくりを左右する新たな課題も生まれています。

これらの変化を受け止め、私たちが合併以来取り組んできたまちづくりを振り返り、市民と行政が新しい時代に向けた目標を共有し、踏み出していくための指針として第 2 次雲南市総合計画を策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

① 計画の構成

雲南市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成します。本書では、「実施計画」を除く計画を明らかにするものです。

② 基本構想の概要と期間

■基本構想の概要

基本構想は、雲南市の将来の目標及び目的達成のために必要な施策大綱を示し、まちづくりの基本指針を明らかにするものです。

■基本構想の期間

基本構想の期間は、平成 27 年（2015）度から平成 36（2024）年度までの 10 年間とします。

③ 基本計画の概要と期間

■基本計画の概要

基本計画は、基本構想で定めた雲南市の将来像を達成するために必要な施策・事業の基本的な考え方を示すものです。

■基本計画の期間

基本計画は、前期5年間（平成27年度～平成31年度）と後期5年間（平成32年度～平成36年度）に分け、本書では前期基本計画を掲載します。

④ 実施計画の概要と期間

■実施計画の概要

実施計画は、基本計画で定めた施策を行財政の状況を踏まえてどのように実施していくかを定める年次計画です。

■実施計画の期間

実施計画の期間は5年間とし、毎年度ローリング方式で見直します。

※計画期間中に生じる社会経済状況の変化などに応じ、必要な見直しを行う場合もあります。

基本構想…平成27(2015)年度から10年間

平成27(2015)年度～36(2024)年度

基本計画…今回は平成27(2015)年度からの前期5年間分を計画

前期：平成27(2015年度)～31(2019)年度

後期：平成32(2020年度)～36(2024)年度

実施計画…計画期間は5年間とし、毎年度ローリング形式で見直し

前期：平成27(2015年度)～31(2019)年度

毎年度、見直し

2. 雲南市の地域特性

(1) 雲南市の概況

① 地勢と歴史

■地理・地形

雲南市は、島根県の東部に位置し、南部は広島県に接しています。

市の南部は毛無山（1,062m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっています。市内には、斐伊川本流と支流の赤川、三刀屋川、久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れています。

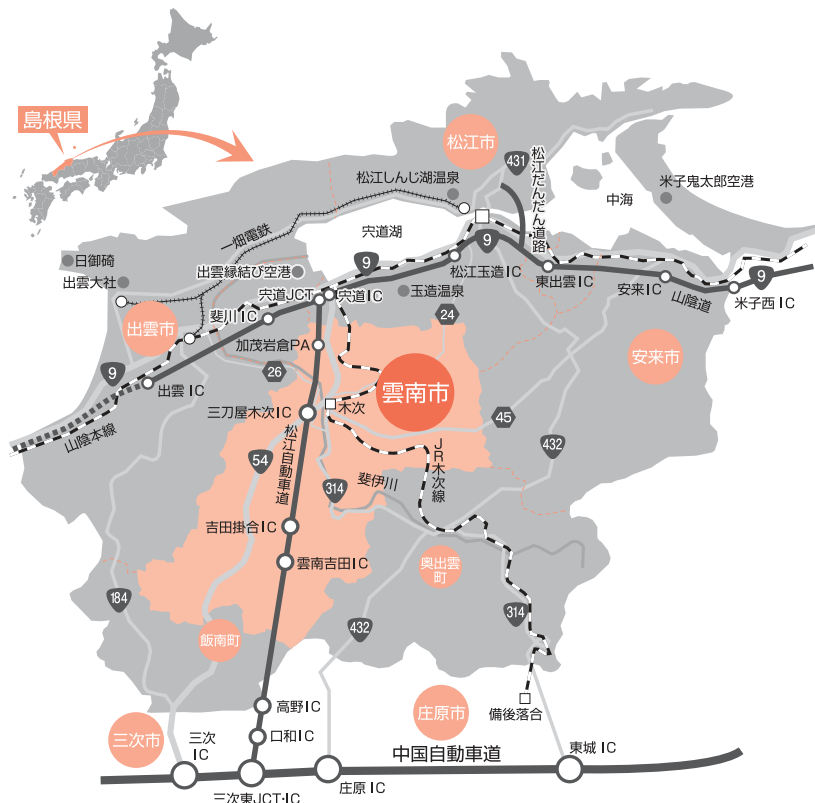
加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっていますが、吉田町、掛合町では中国山地に至る広範な山間部を形成しています。

総面積は 553.4km²で島根県の総面積の 8.3% を占め、その大半が林野です。

■社会的条件

雲南市は、県都松江市と出雲市の南に隣接し、通勤や通学、商圈など社会的及び経済的に大きなつながりがあります。

また、平成 26 年度に中国横断自動車道尾道松江線が全線開通し、新たに山陽、四国方面と高速道路で結ばれ、産業や観光の分野において、さらなる交流の促進が期待されます。



■歴史・文化

雲南市にはヤマタノオロチ伝説で知られる斐伊川が流れ、各地に神話や伝説、神楽などが伝承されており、加茂岩倉遺跡や神原神社古墳をはじめとした多くの遺跡や古墳が発掘されています。

古くから斐伊川の支流周辺の低地では農耕が営まれ、山間地ではたたら製鉄や炭焼きが盛んに行われてきました。また、山陰と山陽を結ぶ主要街道上に位置することから、陰陽を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

■気象

気候的には北部の大東町や加茂町での平均気温は14℃前後であり、南部の吉田町や掛合町では13℃前後となっています。年間降水量は約1,700～2,000mm程度で、冬季には北部の加茂町でも降雪があり、南部の吉田町や掛合町、大東町や木次町の山間部などでは降雪や積雪により農作物や交通などへの影響もあります。

② 人口

■総人口

雲南市の総人口は、平成22年国勢調査によると41,917人で、平成17年から平成22年の5年間に2,486人減少しています。

■世帯数

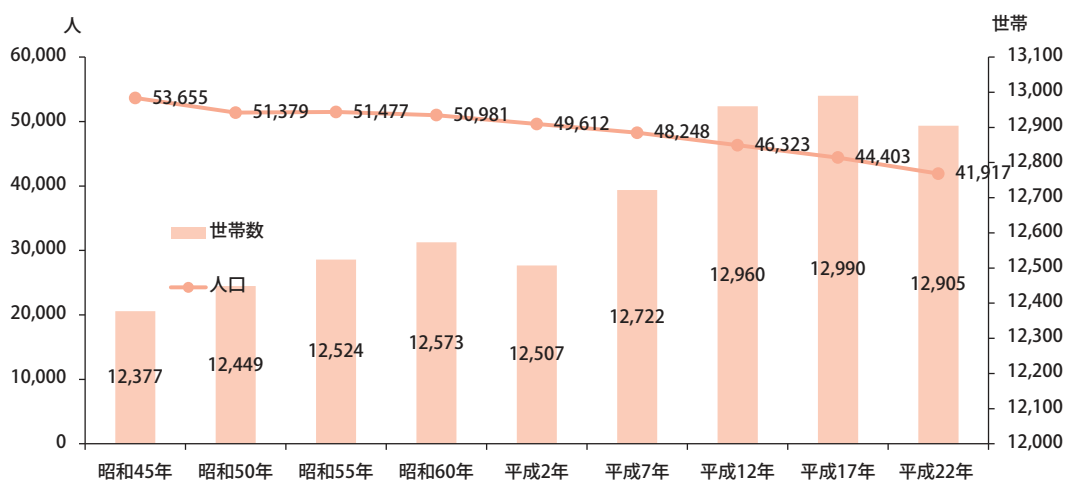
雲南市の世帯数は、平成22年国勢調査によると12,905世帯で、平成17年から平成22年の5年間に85世帯減少しました。また、1世帯当たりの人員は平成17年国勢調査では3.36人でしたが、3.18人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

■人口構成

国勢調査によれば、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が続き、平成2年調査で、高齢化率が年少人口割合を上回りました。近年、その変化は加速しており、平成22年の年少人口割合は12.2%、高齢化率は32.9%となっています。

■人口動態

島根の人口移動と推計人口によると、自然動態では出生数を死亡数が上回り、社会動態では転入数を転出数が上回り、ともに人口減少の要素となっています。特に、出生者数は年々減少してきており、平成16年10月から平成17年9月までの1年間は328人でしたが、平成23年10月から平成24年9月の1年間は266人となっています。



資料：国勢調査

③ 雲南市の特色

■水と緑に囲まれたうるおいのある穏やかなイメージをもつ地域

雲南市は、豊かな森林や河川、滝など、中山間地域ならではの豊かな自然環境に囲まれています。桜や蛍が息づく自然と市民の生活が融合したまちづくりや、地域資源を活かした温泉施設、観光施設が整備され、水と緑が醸し出すうるおいのある穏やかな印象をもった美しい地域です。

■個性あふれる歴史・文化が息づく地域

雲南市は、ヤマタノオロチ退治を中心とした出雲神話の舞台であるとともに、国宝に指定された銅鐸やたたら製鉄など、地域特有の歴史や文化をもつ地域です。また、農村景観や神楽、囃子(はやし)など、暮らしに根ざした農村文化が豊富であり、日本のふるさとの原点ともいべき歴史・文化が息づいています。

■新鮮で安全な農産物が生産され県内有数の製造業が集積する地域

雲南市では、有機農業の取り組みが盛んで、新鮮で安全な農産物や食材が豊富に生産されています。また、県内有数の製造業の集積地であり、加えて、商業集積もすすむなど地域の雇用を支えています。

■斐伊川流域を形成する地勢的に一体性のある地域

雲南市には、中国山地を源とする県東部最大の河川である斐伊川が流れ、古くから内陸水運が暮らしや経済を支えていました。斐伊川本流とその支流である三刀屋川や赤川、久野川等の結びつきから、地勢的な連続性があり、水系による一体性のある地域といえます。

3. 時代の潮流とまちづくり課題

(1) 直面する時代の潮流

① グローバル経済の動向

我が国の経済は、平成14年から平成19年にかけて「いざなぎ景気」ともいわれる戦後最長とされる緩やかな成長を続けていました。しかし、平成19年末からは景気後退局面に入り、平成20年9月のリーマン・ショック^{※1}と呼ばれる金融危機が引き金となり、世界同時不況に直面しました。近年、経済はもち直しつつありますが、若年層の不安定雇用や経済的格差の拡大などが社会問題になっています。また、経済活動のグローバル化^{※2}がすすむ中、国際間・地域間の競争がより激しさを増しています。

このような中、日本との経済的つながりが強く、成長を続ける東アジア地域は、ますます重要な位置づけとなります。

② 地球環境問題の拡大

経済の発展やエネルギー消費の増加に伴い、地球温暖化や大気汚染など深刻化する地球環境問題は、21世紀における最も重要な課題の一つです。恵み豊かな地球環境を後世に引き継ぎ、人類と地球が未永く共生する社会を築いていくことが求められています。

また、新興国におけるエネルギー需要の拡大を背景に、世界各国で再生可能エネルギー^{※3}の導入拡大に向けた取り組みがすすめられています。我が国においても、福島第一原子力発電所事故の発生を機に、エネルギー政策の転換が強く求められています。

※1 リーマン・ショック…平成20年(2008年)9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事について、世界的金融危機(世界同時不況)の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。
※2 グローバル化…国家、地域などタテ割りの境界を超えて、地球が一つの単位になる変動の流れや過程。
※3 再生可能エネルギー…自然界に存在(バイオ燃料や太陽光など)し、一度使っても、短期間で再生できて枯渇しないエネルギー資源。

③ 進む人口減少・少子高齢化

我が国の人口は、平成17年に初めて減少に転じて以降、その傾向は拡大しています。今後5年から10年の間に、すべての都道府県で人口減少過程に入ろうとしています。

出生数は、第2次ベビーブーム期（昭和46年～49年）の約200万人をピークに減少し続け、平成24年の出生数は103万3千人余と過去最少となりました。一方、合計特殊出生率^{※4}は、平成24年において前年を0.02ポイント上回る1.41となりました。1.4台への回復は平成8年以来16年ぶりであり、微増傾向は続いているものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。

また、高齢化は世界に前例のない速さで進み、平成25年で25.1%と世界最高水準の高齢化率となり、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えています。今後も長期にわたり高齢化が進行し、平成37年には、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約30.3%になることが予測されており、我が国の社会のあり方に様々な影響をもたらすと考えられます。

④ 安全・安心なまちづくりへの対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、非常時を想定した安全・安心への備えが強く求められるようになりました。特に、原発事故に備えた避難対策や放射線への対応等が求められています。一方、地域防災機能の充実や市民の防災意識の醸成とともに、命の尊さや人と人との絆の大切さが再認識されています。

また、近年では、鳥インフルエンザ等の新興感染症^{※5}の流行や大気汚染による健康被害への対応も重要となっています。さらに、日常生活における子どもや高齢者等に対する多面的な安全対策が求められています。

※4 合計特殊出生率…厚生労働省「人口動態統計」における指標。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安。

※5 新興感染症…1970年以降に新しく認識された感染症で、局地的に、或いは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

⑤ 情報通信技術の革新と高度情報化の進展

近年、ICT^{※6}分野の技術進歩は著しく、スマートフォン^{※7}、タブレット端末^{※8}の登場、ソーシャルメディア^{※9}の普及など、全世界が双方向の情報通信ネットワークによって結ばれ、情報が自由に行き交い、あらゆる分野において、容易に情報を収集し、発信することが可能となっています。

今後、情報は社会の発展をリードする重要な要素の一つであり、情報通信技術を有効に活かしていくことが大切となります。併せて、情報セキュリティ対策や個人情報保護対策の徹底など、情報管理への適切な対応もますます重要となります。

- ※6 ICT…Infomation and Communication Technology の略であり、情報通信技術のこと。
- ※7 スマートフォン…従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。
- ※8 タブレット端末…コンピュータ製品の分類の一つで、ほとんどの操作を液晶画面（タッチパネル）に指を触れて行うタイプの製品。
- ※9 ソーシャルメディア…使用者が情報を発信し、形成していく情報媒体のこと。個人の発信する情報が不特定多数の使用者に対して露出され、閲覧した使用者は返事を返すことができる。

(2) 合併後の主な取り組みと今後のまちづくり課題

① 「協働のまちづくり」の現状と課題

a. 「協働のまちづくり」の主な取り組みと現状

年齢や性別、活動が異なる様々な組織や団体が地縁でつながる地域自主組織は、地域課題を自ら解決し、地域の振興・発展を目的に市内全域に設立されました。そして、NPO 法人^{※10}やまちづくり団体、行政が力を合わせ、雲南市まちづくり基本条例を尊重したまちづくりが行われています。また、地域と「直接・横断的に、分野別に」協議を行う「地域円卓会議」が定着し、お互いの課題を共有し、課題解決に向けた取り組みがすすめられています。さらに、女性の社会進出を後押しし、男女が平等に仕事や家庭、地域の活動に参画する社会づくりに向け、「男女共同参画都市宣言」を行いました。

一方、行政においては、田舎暮らしをトータルサポートする専属スタッフ（定住推進員）を配置し、積極的な定住促進を図ってきました。

b. 「協働のまちづくり」の課題

地域自主組織は、日常生活の課題を解決していく上で、大きな可能性を秘めています。今後も様々な分野への挑戦と同時に、持続可能な地域づくりに向けた後継者の育成や全体の活動の底上げが必要です。また、まちづくり団体も私たちの生活の課題解決に大切な役割を果たしています。そこで地域自主組織やまちづくり団体を育成するため、「市民のもつ創造性と行動力」と「行政のもつ組織力と専門性」を効果的にコーディネートを行う、多様なネットワークとスキルを有する中間支援組織の育成・支援が重要となってきます。さらに、「人づくり」については、子どもから大人まで一体的に取り組んでいく必要があります。

※ 10 N P O 法人…Non-Profit Organization(非営利民間組織)の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

② 「定住環境」の現状と課題

a. 「定住環境」の主な取り組みと現状

道路、上下水道をはじめとした社会資本の整備については、市内の整備水準の均衡に努めてきました。また、雲南市土地開発公社や島根県住宅供給公社などとの連携により、宅地開発をすすめてきました。

一方、バス交通については、高齢化や小中学校の統合を受け、地域の実情に合わせ、デマンド運行^{※11}のだんだんタクシーを取り入れるなど、きめ細やかな運行に移行しつつあります。

b. 「定住環境」の課題

社会資本の整備については、引き続き計画的な整備をすすめていくことが必要であり、今後は、特に維持・修繕を計画的にすすめ、安全・安心を実感できるまちづくりが必要です。

また、定住対策をすすめる上で、住宅施策の一層の推進が求められています。併せて市外へは、本市での暮らしの魅力や定住促進の取り組みの積極的なPRが必要です。

災害の対応については、市と関係機関による体制整備をはじめ、自主防災組織による身近な地域での体制を日頃から整えておく必要があります。

※ 11 デマンド運行…利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望に応える運行方法。事前に電話で予約し、乗車場所、目的地まで向かう運行方法。

③ 「保健・医療・福祉」の現状と課題

a. 「保健・医療・福祉」の主な取り組みと現状

子育て分野では、保育サービスの充実をはじめ、保育料の軽減や医療費の助成など、保護者の経済的負担の軽減を図ってきました。

高齢者、障がい者福祉分野では、相談支援体制、施設整備の促進によるサービス提供体制の強化とともに、在宅福祉サービスの充実を図り、また、新たな認知症対策の取り組みも行ってきました。

保健、医療の分野では、雲南市立病院の改築に着手したほか、地域運動指導員や食生活改善推進員の育成など、健康づくりや介護予防を推進する体制づくりをすすめてきました。

こうした中、市民誰もが生涯健康でいきいきと暮らしていくことをめざし、うんなん健康都市宣言を行います。

b. 「保健・医療・福祉」の課題

子どもを安心して産み育てる環境の一層の整備を行うなど、魅力あるまちづくりをすすめ、子育て世代の定住促進を図ることが重要です。

また、誰もが健康で生涯を通して安心して暮らせるよう、地域福祉の取り組みを一層すすめていく必要があります。そのため、健康づくりや疾病予防、治療、リハビリテーションに至る、保健・医療・福祉における包括的な取り組みを、雲南市立病院や関係機関とともに、地域自主組織単位で取り組むなど、地域ぐるみで支えあう仕組みをつくっていく必要があります。

④ 「教育・文化」の現状と課題

a. 「教育・文化」の主な取り組みと現状

全国に先駆け、教育支援コーディネーターや社会教育コーディネーターを配置し、『夢』発見プログラム（キャリア教育※12）を、学校、家庭、地域（企業）、行政が協働ですすめるなど、全国に誇れる特色ある教育施策を展開してきました。また、永井隆博士の世界の恒久平和と如己愛人の精神に基づき、「平和を」の都市宣言を行いました。

一方、園児、児童数の減少から、適正配置に向けた幼稚園、小学校の統廃合をすすめてきました。学校施設については、全小中学校への太陽光発電システムの設置や耐震化をいち早く完了するなど、教育環境の整備に努めてきました。

b. 「教育・文化」の課題

キャリア教育を核とする『夢』発見プログラムを、学校、家庭、地域（企業）、行政の協働により一層すすめるとともに、「予測困難な社会を生き抜くための力」の育成が求められています。一方で、発達障がい・不登校をはじめ、様々な課題や困難さを抱える子どもに対し、地域や学校、関係機関が連携した早期支援による、社会的な自立に向けた取り組みが必要です。

雲南市が継承してきた歴史・文化資源は、外へ伝え、つなげていくべき貴重な財産でもあります。地域や学校における伝承活動、後継者など人材の育成・支援の環境づくりを一層すすめ、市外への情報発信に努める必要があります。

※ 12 キャリア教育…子どもたちの生き抜く力を育成する観点から、学校での学びと社会との関連性を教え、学習意欲を向上させるとともに、学習習慣を確立させる教育。

⑤ 「産業」の現状と課題

a. 「産業」の主な取り組みと現状

農業分野では、生産基盤の整備・保全に努めるとともに、意欲ある経営体の育成など、関係団体とともに様々な農業振興対策を講じてきました。

商工業分野では、雲南市産業振興センターを設立し、企業誘致や雲南らしさのある新産業の創出のための支援や、雲南市農商工連携協議会による、「スパイスプロジェクト」「スイーツの杜プロジェクト」などの地域資源を活かした取り組みをすすめてきました。また、中国横断自動車道尾道松江線の開通により、道の駅「たたらば壺番地」を重要な情報発信施設として観光客誘致のための各種施策を展開しています。

一方、平成23年には「たたらの里山再生特区」が、地域活性化総合特別区域の一つとして指定され、雲南ブランド化プロジェクトの推進や里山の利活用に戦略的に取り組むこととなりました。現在、木質バイオマスを活用した再生可能エネルギーの利用拡大を図っています。

b. 「産業」の課題

農林業、商工業、観光の振興を図るとともに、農商工連携などによって、これまで以上の産業間のつながりの強化や特産品の開発、6次産業化やブランド化の推進により、活力と賑わいあふれるまちづくりが必要です。また、産業や地域を支える担い手の確保・育成、働く場の確保や起業しやすい条件づくりなどに取り組むことが大切です。

さらに、里山活用による再生可能エネルギーの利用拡大をはじめ、地域資源を活用した循環型社会の実現や地域経済の好循環に取り組む必要があります。

⑥ 「行政経営」の現状と課題

a. 「行政経営」の主な取り組みと現状

合併直後、市の一般会計の収支不足から、平成17年4月に「財政非常事態宣言」を発し、財政の健全化に努めてきました。この間、行財政改革大綱を策定し、普通建設事業費の圧縮や補助金の見直し、職員数や人件費の削減など、あらゆる対策を市民の協力によりすすめた結果、平成24年3月31日をもって「財政非常事態宣言」を解除しました。

一方、こうした中であっても、各町の総合センター・出張所を維持し、引き続き行政サービスの向上に努めてきました。

また、中山間地域特有の課題解決に向け、同様な自治体と連携し、都市地域と過疎地域が相互に支え合う、新しい「持続可能な共生社会」の形成のため、国に対し様々な制度改正の要望を行い、実現を図ってきました。

b. 「行政経営」の課題

限りある行政資源を有効に活用し、最大の成果を上げるため、総合的な戦略のもと、「選択と集中」に基づいて、経営の視点に立った行財政運営を行う必要があります。

一方、平成27年度からは、合併した市町村に対する交付税の優遇措置の特例が段階的になくなります。このような中、急激な交付税の削減は行政サービスの低下を招きかねないため、課題を共にする全国の自治体と連携し、算定方法の見直しなど、新たな制度等の提案や要求を積極的に行っていく必要があります。

また、中山間地域が果たしている多面的・公益的な機能を都市地域と連携して維持していくとともに、地方から大都市への「人の流れ」を変え、持続可能な地域づくりに向けた取り組みをすすめる必要があります。常に現状に捉われず、挑戦していく行政経営が必要です。



第2章

基本構想

- 1. 基本理念 24
- 2. 雲南市のめざす姿 26

1. 基本理念

いのち 生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり 「課題先進地」から「課題解決先進地」へ

10年前、私たちは、人口減少、少子高齢化、行政課題の多様化、財政の硬直化といった課題に対応するために、自治体合併を選択しました。そして平成16年11月、力を合わせ、これらの課題を乗り越えるための雲南市が誕生しました。私たちは「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をまちづくりの理念に掲げ、笑顔あふれる地域の絆、世代がふれあう家族の暮らし、美しい農山村の風景、多彩な歴史遺産、新鮮で安全な食と農という私たちのふるさとが継承してきた5つの恵みを、さらに磨き高め、交流を盛んにしていこうとまちづくりに踏み出しました。

そして10年。5つの恵みを活かし、自らの地域は自らの手で良くしていこうと地域自主組織の創意工夫した温かい地域づくりがすすめられています。子どもたちは、多くの市民の協力により、どこにも負けない「キャリア教育」に取り組んでいます。高校生、大学生、若者たちは、自分の夢と社会貢献を実現しようとながり、さらに志のある若者のネットワークは市外へと大きく広がりつつあります。産業の分野では、業種を超えて事業者同士が手を取り合い、雲南ならではの産業振興への取り組みが始められています。一方、次世代の育成や、私たちの思いをもっと外へ伝えていくということが不十分であるという課題も生まれています。



これからの10年。私たちは、力を合わせて課題を乗り越えるという合併時の決意を忘れず、さらに歩みをすすめます。

グローバル経済が進展する社会において、経済の好循環と地域の自立に向けた挑戦。平和や地球環境、食料、エネルギーなど地球規模の課題に対しての雲南市の責務の遂行。格差や差別のない、安全・安心な暮らしづくり。そして、何よりも持続可能な地域に向け、人口の急激な減少を食い止める挑戦。

私たちは、雲南市が継承してきた恵みを活かし、助け合い、情報を共有し、互いに学び合い、そして、外へ伝え、外とつながっていくことで、これらの課題に立ち向かいます。

我が国の人口減少、少子高齢化社会における課題は、今後、世界が抱える課題でもあります。「課題先進地」から「課題解決先進地」へ、雲南市がすすめる取り組みは、世界に提案する私たちのまちづくりです。

私たちは、「人と自然と歴史と食の幸」を受け継いできたことに感謝し、大切にしていきます。

私たちは、その幸を活かし、市民力を結集し、課題に立ち向います。

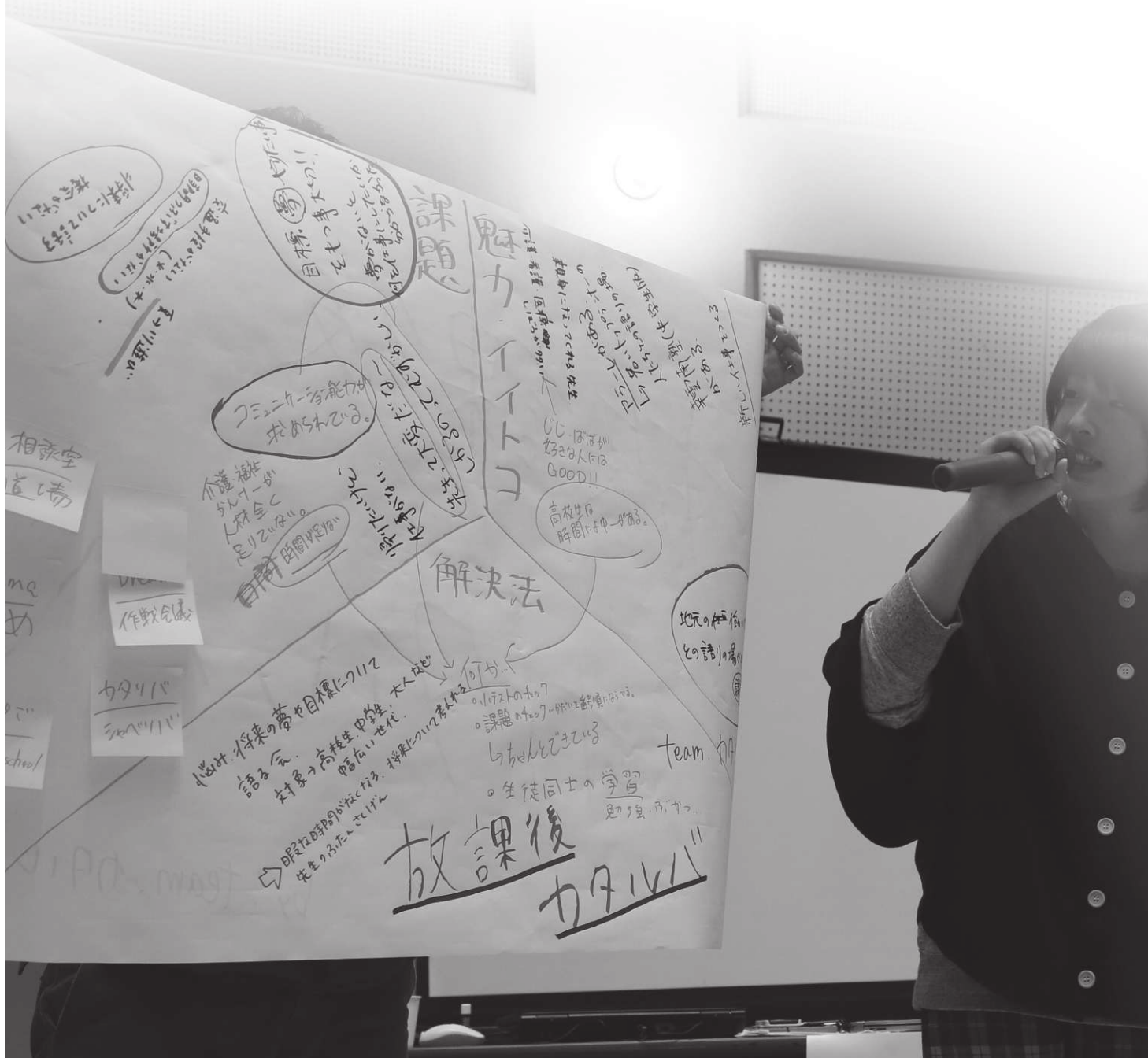
私たちは、挑戦を通し交流を生み出し、世界につながります。

2. 雲南市のめざす姿

(1) 雲南市の挑戦

基本理念に掲げた挑戦により、「安全・安心」「活力と賑わい」「健康長寿・生涯現役」の実現をめざします。

多彩な地域づくり組織^{※13}や市民と行政の協働により、「課題先進地」から「課題解決先進地」へと失敗を恐れない挑戦を続けます。



※13 地域づくり組織…地域自主組織や、NPO法人、まちづくり団体などを総称している。

(2) 分野ごとの将来像

① みんなで築くまち（協働・行政経営）

私たちは、市民力の結集の場である地域づくり組織に参画し、様々な地域課題の解決に挑戦します。また、交流人口を拡大し、訪れる人が住みたくなる魅力あふれるまちをめざします。

そのために行政は、地域づくり活動や若者のチャレンジを支援する一方、中間支援組織の育成など、時代を先取りする行政経営に挑戦します。



② 安全・安心で快適なまち（定住環境）

私たちは、安心して暮らすことのできる地域や美しい農山村の原風景を守る活動、さらに再生可能エネルギーの活用に取り組みます。

行政は、安全・安心な生活を営むための生活基盤の計画的な整備や維持のほか、自然災害や原発事故などに備える体制の整備をすすめる一方、地域自主組織の自主防災・防犯の活動を支援します。また、都市機能の充実や定住のための住宅施策を一層すすめます。



③ 支えあい健やかに暮らせるまち（保健・医療・福祉）

私たちは、一人ひとりが、健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で支えあいの輪を広げ、安心して暮らせるまちをめざします。各機関や地域づくり組織が様々な分野で連携し、地域ぐるみで支え合いや健康づくりをすすめます。

行政は、子どもたちが健やかに育つよう、子育てしやすい環境を一層充実させます。また、医療体制の充実とともに、介護・障がい者福祉サービス基盤の充実を図り、事業者とともにサービス提供に努め、自立に向けた支援をします。

④ ふるさとを学び育つまち（教育・文化）

私たちは、人権を尊重し、子どもたちが心豊かで確かな学力と健康な体をもち、社会を生き抜く力を身につけるよう総力をあげて取り組みます。若者たちは、いきいきと未来を語り合い、その個性と能力を発揮し、まちづくりに参画します。

また、芸術・スポーツを振興するとともに、まちの文化を学び、磨き、その価値を多くの人に伝えることで、ふるさとに誇りをもった人を育てます。

行政は、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境の充実を図るとともに、学校・家庭・地域との協働により、子どもから大人まで多様な学びの環境と機会の充実を図ります。



⑤ 挑戦し活力を産みだすまち（産業）

私たちは、地域資源を大切にし、6次産業化や地場産業の連携、農商工連携の活動を一層強め、地域経済の好循環を生み出す取り組みをすすめます。また、地域資源をさらに磨きあげ、積極的に市外へ伝え、交流を拡大し、産業として育てるよう努めます。

行政は、農林業や観光、中小企業の振興に加え、企業立地のための環境整備を図るとともに、創業者や経営者の活力ある産業振興に向けた挑戦を支援します。



(3) 『人口の社会増』への挑戦

① 少子化に伴う人口減少社会への対応

雲南市における急激な人口減少は、自然減※14と社会減※15の2つの要素によります。要因として自然減は全国的な傾向である少子化の結果であり、さらに20歳代から30歳代を中心とする子育て世代の社会減が大きく影響しています。このため、持続可能なまちづくりに向け、若者の人口流出を抑制し、移住・交流人口の増加により、次世代の担い手を確保していく必要があります。

② 私たちの挑戦

私たちは、前期基本計画（H27～H31）期間中の早い段階で、社会動態による人口の減少を食い止め、後期基本計画（H32～H36）期間中に増加となるまちに向け、挑戦をはじめます。

図1. 社会動態の推移

	実績値							
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
転入人口	1,063	947	955	1,036	951	796	877	911
転出人口	1,321	1,236	1,228	1,156	1,170	1,201	1,087	1,063
社会増減	△258	△289	△273	△120	△219	△405	△210	△152

※各年10月1日を基準とし、直近の国勢調査確定値を基に過去1年間の人口移動を集計したもの。平成18年～25年の実績値は、鳥根県「人口移動調査年俣」による。

③ 社会動態の現状

雲南市の総人口は、平成17年国勢調査の44,403人から減少し続けています。全国的に人口減少が進む傾向が今後も続くと、基本構想の最終年度となる平成36年には、人口は約35,029人となります。

特に、市内に高等教育機関がないことから、18歳から22歳にかけての転出がすすみます。その後のUターンの力も弱く、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の市外流出が大きくなっています。そこで、その世代を対象とする施策を強力にすすめます。

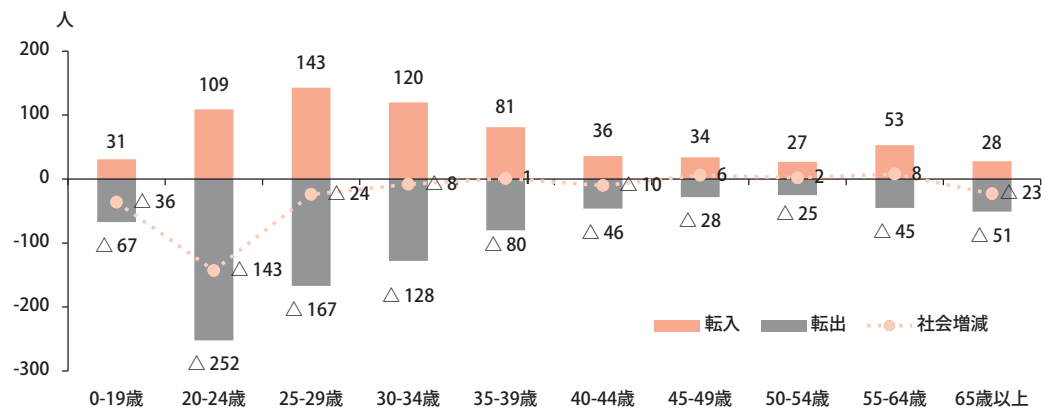
※14 自然減…出生数から死亡数を引いた人口が減少している状態

※15 社会減…転入数から転出数を引いた人口が減少している状態

④ 人口増に向けた取り組み

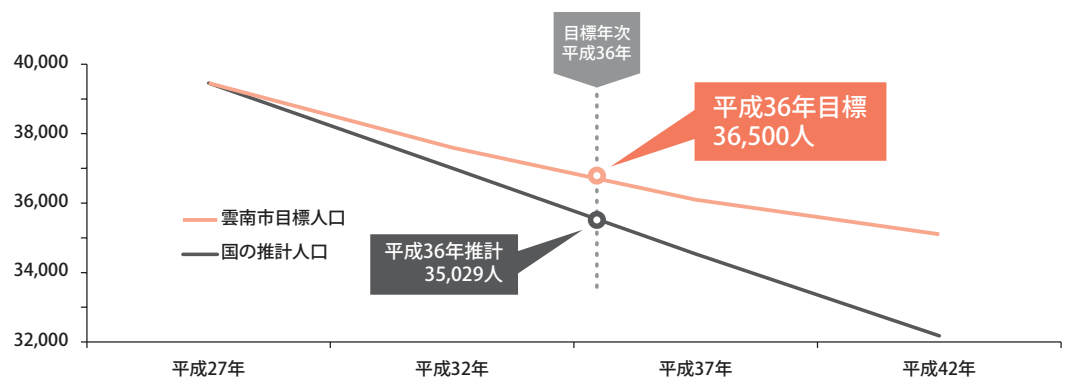
私たちは、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の市外流出の抑制、移住・交流人口の確保に取り組めます。行政は、子育て環境の整備、質の高い教育の提供、雇用や住宅施策など魅力あるまちづくりに対し大胆な施策を展開し、若者の流出を防ぎ、転入人口の増加を誘導することにより、長期的な出生数の向上につなげます。さらに、「人づくり」や「若者誘致」をすすめ、雲南市の若者と全国から集まった若者がいきいきと課題解決にチャレンジをするまちをめざします。

図2. 年代別原因者社会動態



※転入には、県外から転入した者で市が職権により「記載」した人の下図が、転出には、県外へ転出した者で、住民票から「削除」した人の数は含まない。

図3. 雲南市の将来人口設計



※推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計人口 (H25.3 推計)」

(4) 土地利用ビジョン

雲南市のまちづくりにあたっては、均衡ある発展に配慮しつつ、地域の自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案し、市街地整備をすすめる都市機能地域、農地や田園として活用し生産振興を図るとともに、交流活動やUIターンを促進する地域、山林や丘陵など環境保全をすすめる地域、宅地開発などをすすめる住環境開発地域を設定し、計画的な土地利用を図ります。

地域特性を活かしたゾーンについては、市全体の視点に立った機能分担や連携を図り、有効かつ効果的な土地利用をすすめます。

① 都市機能地域

○中核拠点ゾーン

必要な制度を取り入れ、総合的に行政をはじめ保健・医療・福祉、教育文化などに関わる公共施設や商業賑わいの拠点、産業の集積を図ります。本地域においては、市の中心であり顔となる「中心市街地エリア」、地域医療の中核を担う「医療機能エリア」、良好な住生活環境を有する「定住機能エリア」を適切に配置し、ネットワーク化を図ることによって、利便性の高い都市機能整備と賑わいのあるまちづくりをめざします。

○拠点ゾーン

市南部の諸機能を集積したゾーンとして位置づけます。市南部の生活・防災拠点としての役割を担うとともに、中国横断自動車道尾道松江線開通に伴う山陽側の玄関口として中核拠点ゾーンと連携しながら、既成市街地周辺に機能の集積を図ることによって広域的利便性の高いまちづくりをめざします。また、原子力災害が発生した場合の災害対応拠点を確保します。

② 住環境開発地域

○住環境開発ゾーン

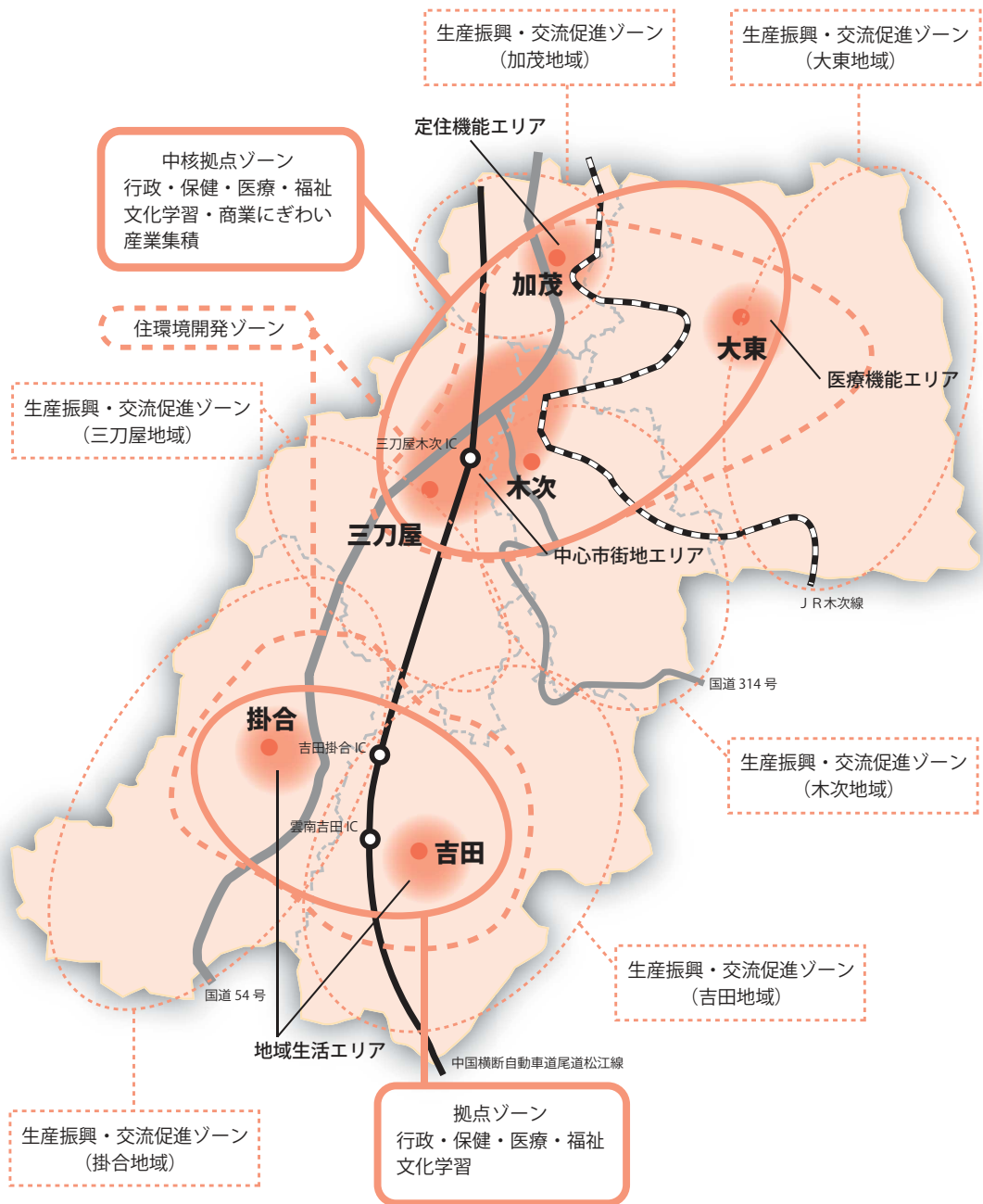
住宅団地の整備や宅地開発を計画的に推進します。

③ 生産振興・交流促進地域

○生産振興・交流促進ゾーン

農業などの生産振興を図るとともに地域の特性を活かした体験交流やUIターンなど交流促進を図るとともに、美しい農山村風景を守ります。

図4. 土地利用のイメージ図





第3章

基本計画

1. 総論	36
2. 各論	38

1. 総論

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想で定めた雲南省の将来像を達成するために5つの政策を柱として構成しており、各政策がめざすまちづくりを実現していくために、必要な39の施策を設けています。

また、市民との協働によるまちづくりをさらにすすめるため、基本計画では、行政と市民の役割分担を明らかにし、施策ごとに「基本方針」「成果指標」を明示し、成果に対する明確な管理を行います。

(2) 基本計画の推進に向けて

基本構想において「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をすすめ、「課題先進地」から「課題解決先進地」をめざすこととしました。「課題解決先進地」は、プラチナ構想ネットワークが提案しているプラチナ社会^{※16}ともいえます。

そのためには、地域が抱える社会課題に対して、市民、地域づくり組織、企業、行政が互いの特性や能力を発揮し、より一層連携・協力していく必要があります。私たちは、市民と行政の協働により、「課題先進地」から「課題解決先進地」へ失敗を恐れない挑戦を続けます。

(3) 「人口の社会増」に向けて

① 雲南省の事業展開

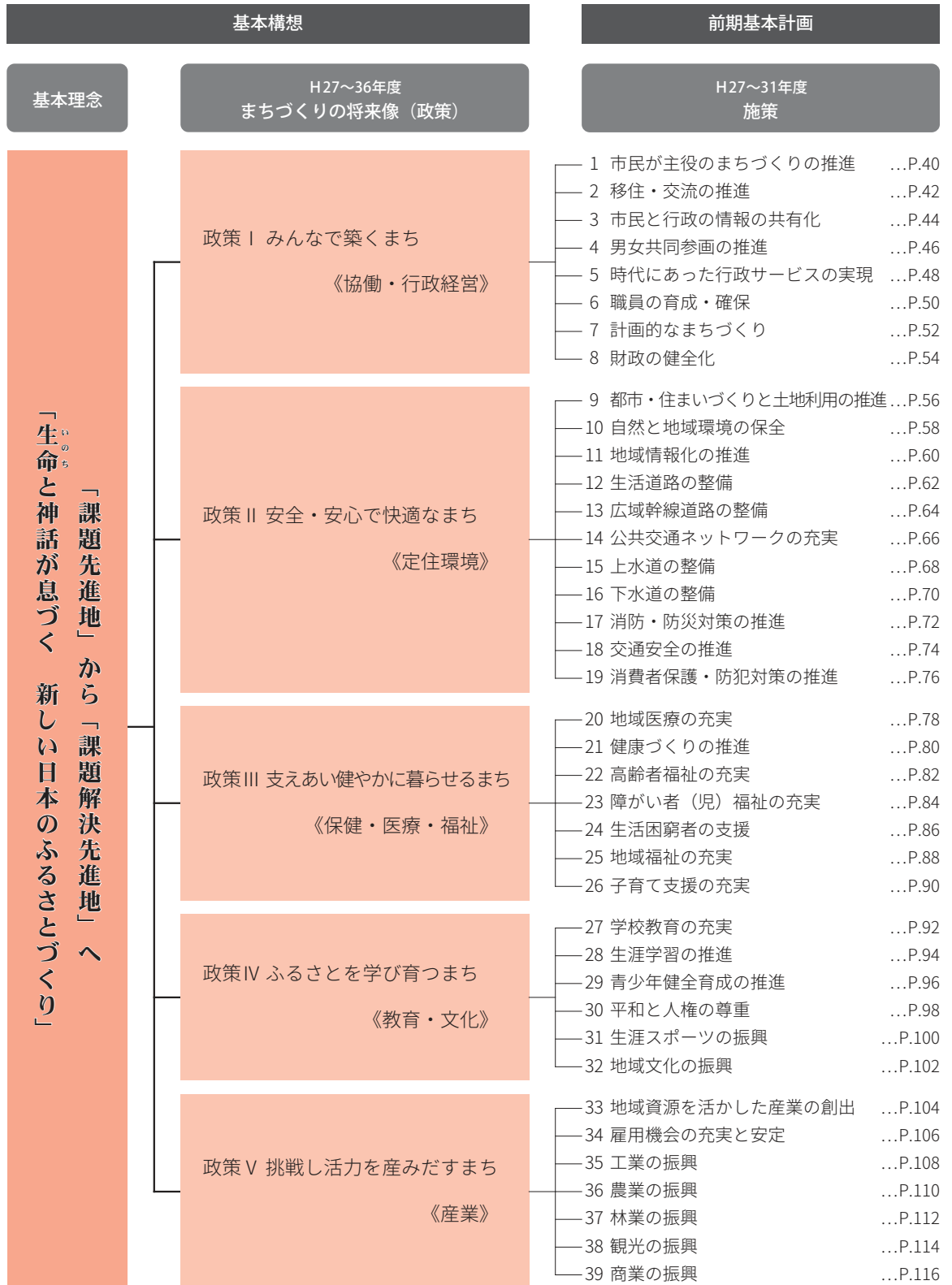
総合計画では、「人口の社会増」に挑戦することとしました。そのために、人口減少の主たる要因である「若年層の市外流出」を食い止め、市内への移住を増やすために、「20歳代・30歳代を中心とした子育て世代」をターゲットに、「子育て」「教育」「雇用」「住宅」「若者チャレンジ」などの分野において、魅力ある事業をすすめます。

② 雲南省における推進体制の構築

「人口の社会増」への挑戦に向けて、戦略的な事業展開を行うとともに、期間を限定して即効性のある事業を集中的に実施する必要があります。そのために、人口対策をすすめる体制づくりや、「子育て」「教育」「雇用」「住宅」「若者チャレンジ」などの分野において、一元的に対応する体制や新しい仕組みの整備をすすめます。

※16 プラチナ社会…プラチナ構想ネットワークが提唱する「エコロジカルで、資源やエネルギーの心配が無く、老若男女が参加することができ、心もモノも豊かで、雇用がある」プラチナのように光り輝く威厳のある社会をいう。雲南省は、これまでのまちづくりが高く評価され、「プラチナ社会」実現に向け課題解決に取り組む自治体として「プラチナシティ」に認定されました。

(4) 施策体系



表の見方

施策

01. 市民が主役のまちづくり

「施策名」です

番号は施策番号を表し、39 施策までの連番となっています。

施策の目的

対象 市民

意図 まちづくり

「施策の目的」です

「対象」は、誰・何を対象としているか、「意図」は、対象をどのように変えたいのかを表します。

この「対象」と「意図」で、施策の目的を具体的に明らかにしています。

施策の基本方針

- 持続可能な地域づくりに向けて、行政とともに地域自主組織及び様々な活動団体等が主体的な課題解決に取り組む環境をつくります。
- 次世代を担う若者のまちづくりへの参画を促進し、多様なまちづくり、場づくりを推進します。
- 起業や地域貢献を志す人材、若者、地域及び行政等を組織^{※17}を育成・確保します。

「施策の基本方針」です

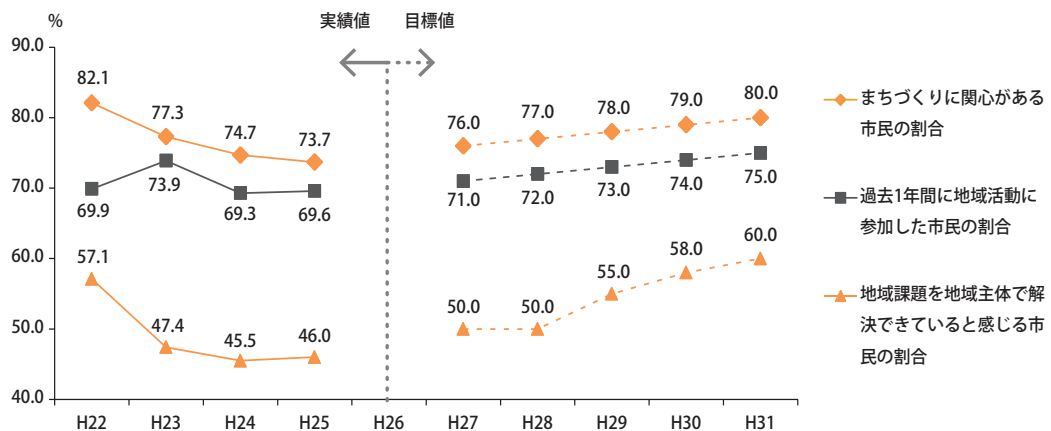
計画期間中にこの施策で取組む基本方針を箇条書きで明らかにしています。

施策の目標

成果指標		
まちづくりに関心がある市民の割合		
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合	69.6%	75.0%
地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合	46.0%	60.0%

「施策の目標」です

上図の「意図」の達成度について、どの程度まで目指すのかを表す数値目標です。参考として、この施策の実績値と目標値を表すグラフを掲載していることがあります。



「地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合」のこれまでの実績は、地域課題の解決に向けて地域自らが取り組む意識が定着し、地域課題を掘り下げた結果、課題解決に時間を要することが明確になり低下したと推察されます。

基本事業

市民が主役のまちづくりの推進

まちづくり活動の参加推進

- 対象** 市民 **意図** 活動に参加・参画する機会を創出し、活動を促進します。また、若者なども参画しやすく、親しみやすい環境をつくり出します。
- 方針** 地域自主組織及び活動団体等の活動発表や紹介などを活用し、活動を促進します。また、若者なども参画しやすく、親しみやすい環境をつくり出します。

まちづくりの人材確保

- 対象** 活動している市民 **意図** 活動のリーダー・担い手を確保する。
- 方針** 講座、研修会の開催により、まちづくりを担うリーダー等の育成を図るとともに、ふるさと教育を通じて、次世代を担う子どもたちを育てていきます。また、地域が求める人材を呼び込んでくるとともに、地域貢献や起業を志す若者の学び・ネットワークの場づくり、地域の課題解決や持続可能なビジネス化への支援を行い、課題解決型人材を育成・確保します。

まちづくり活動の拠点整備

- 対象** 活動している市民 **意図** 活動しやすい場所がある。
- 方針** 活動の拠点となる交流センターを計画的に整備し、環境を整えるとともに、空き家、空き施設などの地域資源を活かした活動の場づくりを推進します。

地域に応じた体制整備

- 対象** 活動している市民 **意図** 地域特性に応じた体制や仕組みをつくる。
- 方針** 地域自主組織のそれぞれの実情に合った地域課題の解決に向けた仕組みづくりを推進するとともに、法人化制度の創設に向けた国への働きかけや「新しい公共」の創出などに取り組みます。また、地域自主組織等の主体的な課題解決の実践を促進するための自主財源確保のノウハウ取得の支援、地域活動を支援する中間支援組織の育成に取り組めます。

「基本事業」です

この施策の目標を達成するために必要な、より具体的な事項で、1施策につき2～5の基本事業があります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地域活動に関心を持ち、積極的に参加し、協力・連携・交流します。
- 個人や家族、自治会単位では解決できない地域課題を地域自主組織などで話し合い、解決に向け行動します。
- 行政と協働で、地域を越えた幅広いまちづくり活動に取り組みます。
- まちづくり活動を担うリーダーをつくり出します。

- まちづくり活動に関する情報を提供します。
- 関係団体等との連携・調整を行い、地域活動を支援します。
- まちづくり活動を担う次世代のリーダー育成を支援します。
- 地域が主体的な活動に取り組むための活動支援とともに、その活動の拠点を整えます。
- 地域を越えた幅広いまちづくり活動を支援します。

「役割分担」です

この施策を実施する上での、市民（市民、事業所、地域、団体）と行政（市、県、国）の役割を表しています。

これまでの振り返り総括

- 協働を推進するまちづくりの最高規範として、H20年11月1日にまちづくり基本条例を制定し、H21年度から開催する地域自主組織取組発表会（春・秋年2年）を通じて、地域と行政の協議及び地域間の情報交換の場となっています。
- 地域自主組織は、市内全域に43組織が設立され、組織ごとに特徴ある活動を行っています。
- 「生涯学習」機能を中心とした公民館に「地域づくり」と「地域福祉」機能を併せ持つ交流センターを市内全域に設置しました。
- 地域自主組織の活動助成金を、H24年度から地域づくり活動等交付金に見直し、H25年度には交流センターに勤務する職員を地域自主組織の直接雇用とし、交付金の拡充を行いました。
- 社会起業や地域貢献を志す若者を対象とした「幸雲南塾」をH23年度から開催しています。また、そうした若者や地域づくり活動を支援していくNPO法人も誕生しました。

「これまでの振り返り」です

第1次総合計画（後期基本計画）を振り返り、どのようなことがあったのか、どのような状態になったのかを箇条書きで表しています。

※17 中間支援組織…行政と地域の間立ち、そのパイプ役として中立的な立場でまちづくり団体による様々な活動を支援する組織の総称です。組織がまちづくりに対して、市民のまちづくりに対する取り組みを育成・支援するとともに、情報の共有や連携を推進するコーディネート役としての機能と役割を果たすものです。

「注釈」です

専門用語など、解説が必要な用語には、脚注をつけています。

01. 市民が主役のまちづくりの推進

施策の目的

対象 市民

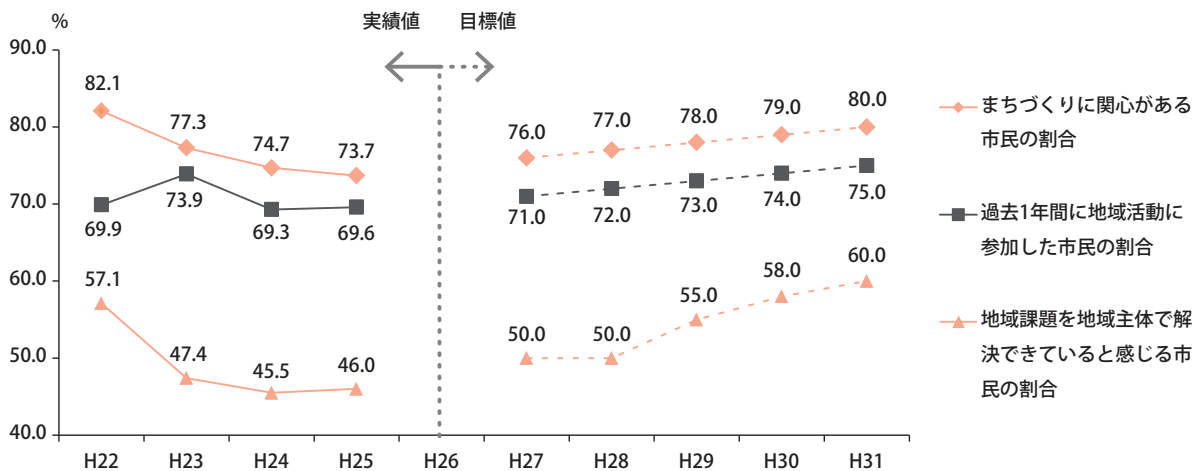
意図 まちづくりの課題を主体的に解決する。

施策の基本方針

- 持続可能な地域づくりに向けて、行政とともに地域自主組織及び様々な活動団体等が主体的な課題解決に取り組む環境をつくります。
- 次世代を担う若者のまちづくりへの参画を促進し、多世代・多様な主体による地域活動の担い手づくり、場づくりを推進します。
- 起業や地域貢献を志す人材、若者、地域及び行政等をつなぎ、地域活動を支援する中間支援組織^{※17}を育成・確保します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
まちづくりに関心がある市民の割合	73.7%	80.0%
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合	69.6%	75.0%
地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合	46.0%	60.0%



「地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合」のこれまでの実績は、地域課題の解決に向けて地域自らが取り組む意識が定着し、地域課題を掘り下げた結果、課題解決に時間を要することが明確になり低下したと推察されます。

基本事業

市民が主役のまちづくりの推進

まちづくり活動の参加推進

対象 市民**意図** 活動に参加・参画する。**方針** 地域自主組織及び活動団体等の活動発表や紹介などを行うとともに、活動への理解、参画を促進します。また、若者なども参画しやすく、親しみやすい活動の場や機会をつくり、多世代・多様な市民・団体等が活動に参画していく環境をつくります。

まちづくりの人材確保

対象 活動している市民**意図** 活動のリーダー・担い手を確保する。**方針** 講座、研修会の開催により、まちづくりを担うリーダー等の育成を図るとともに、ふるさと教育を通じて、次世代を担う子どもたちを育てていきます。また、地域が求める人材を呼び込んでくるとともに、地域貢献や起業を志す若者の学び・ネットワークの場づくり、地域の課題解決や持続可能なビジネス化への支援を行い、課題解決型人材を育成・確保します。

まちづくり活動の拠点整備

対象 活動している市民**意図** 活動しやすい場所がある。**方針** 活動の拠点となる交流センターを計画的に整備し、環境を整えるとともに、空き家、空き施設などの地域資源を活かした活動の場づくりを推進します。

地域に応じた体制整備

対象 活動している市民**意図** 地域特性に応じた体制や仕組みをつくる。**方針** 地域自主組織のそれぞれの実情に合った地域課題の解決に向けた仕組みづくりを推進するとともに、法人化制度の創設に向けた国への働きかけや「新しい公共」の創出などに取り組みます。また、地域自主組織等の主体的な課題解決の実践を促進するための自主財源確保のノウハウ取得の支援、地域活動を支援する中間支援組織の育成などに取り組みます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動に関心をもち、積極的に参加し、協力・連携・交流します。 ● 個人や家族、自治会単位では解決できない地域課題を地域自主組織などで話し合い、解決に向け行動します。 ● 行政と協働で、地域を越えた幅広いまちづくり活動に取り組みます。 ● まちづくり活動を担うリーダーをつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり活動に関する情報を提供します。 ● 関係団体等との連携・調整を行い、地域活動を支援します。 ● まちづくり活動を担う次世代のリーダー育成を支援します。 ● 地域が主体的な活動に取り組むための活動支援とともに、その活動の拠点を整えます。 ● 地域を越えた幅広いまちづくり活動を支援します。

これまでの振り返り総括

- 協働を推進するまちづくりの最高規範として、H20年11月1日にまちづくり基本条例を施行しました。H24年度から開催する地域自主組織取組発表会（春・秋年2年）、H25年度に本格導入した「地域円卓会議」は、地域と行政の協議及び地域間の情報交換の場となっています。
- 地域自主組織は、市内全域に43組織が設立され、組織ごとに特徴ある地区計画が策定されています。
- 「生涯学習」機能を中心とした公民館に「地域づくり」と「地域福祉」機能を併せ持つ地域活動の拠点施設として、H22年度に交流センターを市内全域に設置しました。
- 地域自主組織の活動助成金を、H24年度から地域づくり活動等交付金に見直し、H25年度には交流センターに勤務する職員を地域自主組織の直接雇用とし、交付金の拡充を行いました。
- 社会起業や地域貢献を志す若者を対象とした「幸雲南塾」をH23年度から開催しています。また、そうした若者や地域づくり活動を支援していくNPO法人も誕生しました。

※ 17 中間支援組織…行政と地域の間立ち、そのパイプ役として中立的な立場で適切な判断と指導力を持ってNPO法人やまちづくり団体による様々な活動を支援する組織の総称です。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用し、主に市民のまちづくりに対する取り組みを育成・支援するとともに、情報の共有、人的ネットワークの形成、人材育成など、協働を推進するコーディネート役としての機能と役割を果たすものです。

02. 移住・交流の推進

施策の目的

対象 市外の人・市民

意図 雲南市を好きになり、移住・定住してもらう。

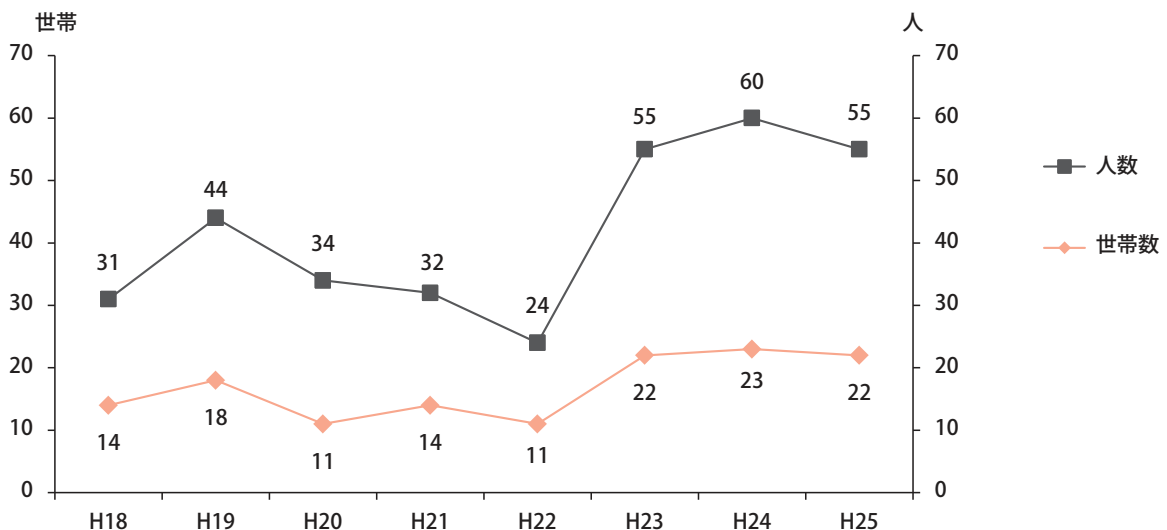
施策の基本方針

- 雲南市への移住・定住に関する情報発信及び相談体制の充実を図ります。
- 誰もが住み良く活動しやすい環境づくりを進めるとともに、起業や地域貢献活動を志す若者を呼び込む取り組みを強化します。
- 結婚対策や市外の人との交流促進に関する取り組みを行います。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
転入者人口	911人	1,061人
市外から移住した世帯数・人数 (定住推進員がワンストップ窓口として関わるもの)	-	64世帯・151人

空き家バンク入居者数（定住推進員が関わったもの）



基本事業

移住・交流の推進

移住に向けた魅力の発信と交流の促進

対象 市外の人・市民

意図 雲南市の魅力を知ってもらう。

方針 移住を考える方が興味を持ち、欲しい情報が分かりやすい「移住サイト」をつくるとともに、専門雑誌などメディアの活用、雲南市ふるさと会など縁のある方を通じた情報発信により、広く積極的に雲南市の魅力を発信していきます。また、婚活中の独身男女の出会いの場づくり支援や農村の多面的機能を活かした都市との交流事業を進めることにより、少子高齢化に対応した集落維持に取り組みます。

移住のための相談・支援体制の充実

対象 市外の人・市民

意図 安心して移住・定住してもらう。

方針 定住推進に係る組織体制の強化を図るとともに、関係機関、地域自主組織及び民間事業者等との連携により、移住・定住に関する相談・支援窓口のワンストップ化や定住されて以降の支援体制の充実を図ります。また、子育て世代や地域貢献活動を志す若者などへの相談・支援体制を強化して移住促進に取り組みます。

定住に向けた環境整備

対象 市外の人・市民

意図 良好な環境で暮らしてもらう。

方針 地域自主組織や地域住民とともに移住者が安心して暮らせる環境を整えます。また、空き家バンク制度による提供物件の安定的な確保、空き家改修助成制度の充実、住宅新築に関する税制上の優遇措置の活用促進などに取り組むとともに、起業や地域貢献活動を志す若者を呼び込むための活動の場を提供していきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 移住してきた人への地域情報の提供などにより、移住者が地域にとけ込みやすい環境をつくります。 ● 移住してきた人は、自治会への加入、地域活動への参加などにより、近隣住民との良好な関係をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と連携し、移住し定住されている方からの意見聴取などを行い、移住者が定住していくために支援するとともに、これから移住してくる人にも住みやすい環境を整えます。 ● 移住希望者が定住するために空き家情報などの必要な情報を提供します。 ● 雲南市を好きになり、応援してもらえるように市民とともに取り組みます。

これまでの振り返り総括

- 移住相談等の専門スタッフとして定住推進員（H17年度～）及び移住支援コーディネーター（H24年度～）を配置し、H25年度までに619人（うち市外から355人）の定住に結びつけました。
- 農地付空き家制度（H24年度～、6物件13筆）、新規就農支援事業（H24年度～、3世帯）、空き家改修事業（H21年度～、21世帯）、UIターン促進空き家リフォーム事業（H24年度～、2世帯）など、特徴的な移住促進策を実施しています。
- 地域自主組織の協力のもと、空き家調査（市内871物件）をH23年度に実施し、希望者へ提供可能な空き家85物件を確保しました。
- 雲南市ふるさと会事業を通じた縁のある皆様により、本市PRやふるさと納税などにご協力をいただいています。
- 結婚対策事業をH18年度から開始し、市内ボランティア団体との連携のもと着実に取り組みを進めています。

03. 市民と行政の情報の共有化

施策の目的

対象 市民

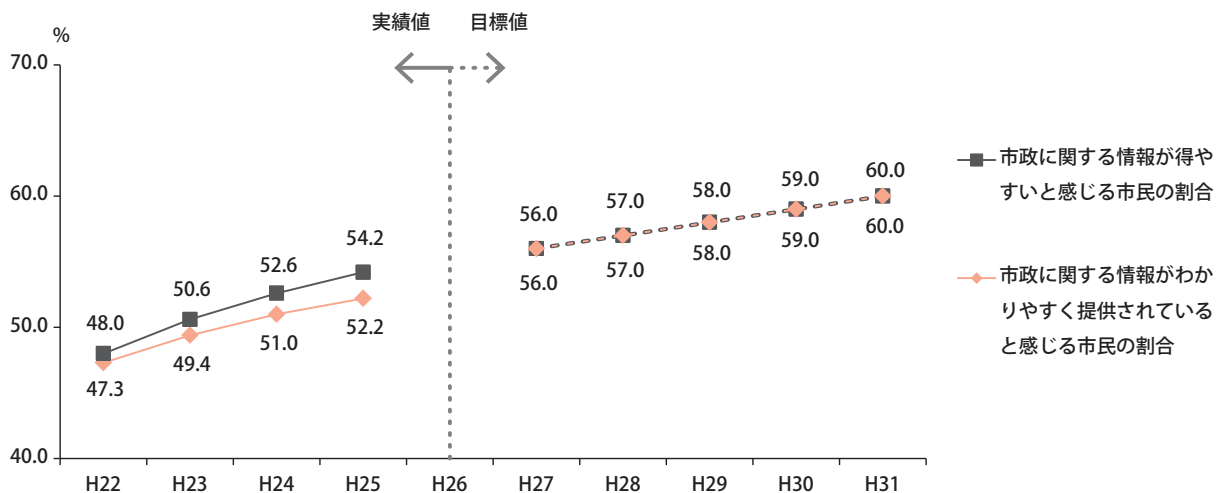
意図 市政に関する多くの情報を得る。

施策の基本方針

- 市民にとって分かりやすく、得やすく且つ迅速な情報提供を行います。
- 市政懇談会、まちづくり懇談会などの広聴機会の充実に努め、市民の意見や要望を市政運営に反映します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市政に関する情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合	52.2%	60.0%
市政に関する情報が得やすいと感じる市民の割合	54.2%	60.0%



※ 18 SNS…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」。登録された利用者同士が交流できる Web サイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスです。主な機能としては、自分のプロフィールや写真を公開する機能、公開範囲を設定できる日記機能、共通のテーマで意見交換や情報交換を行うコミュニティ機能、会員同士のメッセージ機能、訪問履歴を残す機能、カレンダー機能などがあります。

※ 19 ICT…Infortion and Communication Technology の略であり、情報通信技術のこと。

基本事業

市民と行政の情報の共有化

広聴機会の充実

対象 市民

意図 広聴の機会・方法を充実する。

方針 市政懇談会、まちづくり懇談会などの内容の工夫と参加しやすい環境づくりに努め、広聴機会の充実を図ります。

広報媒体による情報提供の充実

対象 市民

意図 広報媒体により情報を得る。

方針 ホームページ、市報、CATV、音声告知放送及びSNS^{※18}等の広報媒体を活用し、市民にとって分かりやすく、得やすい情報提供を行います。若年層を主な対象としたICT^{※19}活用による情報提供、高齢者及び障がい者に配慮した提供方法の充実を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 行政情報の収集に努め、活用します。
- 広聴の機会に積極的に参加します。
- 行政サービスに対する意見・提言をします。

行政（市、県、国）

- 市民に対し迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。
- 市民が広聴の機会に参画しやすく、意見・提言をしやすい環境を整えます。

これまでの振り返り総括

- 市政懇談会を合併当初から市内全地域で主に市政に対する広聴の場として開催しています。会場への託児所設置（H25年度～）、手話通訳設置（H26年度～）など、子育て世代や聴覚障がい者にも参加しやすい環境づくりも行っています。
- まちづくり懇談会をH17年度から制度導入し、地域自主組織や自治会などの単位で市長と直接対話できる場として開催してきました（H17年度；3団体40人、H22年度；1団体30人、H25年度；4団体195人）。
- 市長の定例記者会見、出前講座（H21年度～）や円卓会議（H25年度～）なども活用し、分かりやすい情報の提供と共有に努めています。
- H23年度には、市内告知放送の統一及びデータ放送整備が完了し、市内一斉かつ統一した情報発信が可能となりました。また、市ホームページの随時更新に努め、桜まつり際には関連動画も配信しました。閲覧件数も年々増加傾向にあります（各年度月平均：H23年度22,579件、H24年度25,694件、H25年度33,339件、H26年度35,145件（H26年度のみ4～7月平均））。更にH25年度から、SNS（フェイスブック）や動画共有サービス（YouTubeチャンネル）を活用した情報提供も開始しました。



04. 男女共同参画の推進

施策の目的

対象 市民

意図

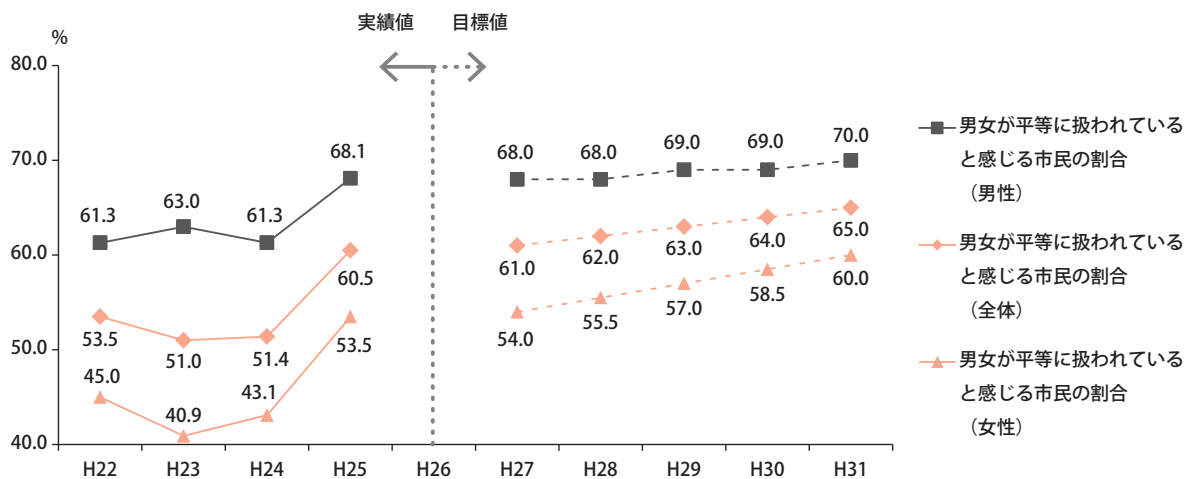
男女がお互いの個性と能力を認め合い、
支えあう家庭・学校・地域・職場をつくる。

施策の基本方針

- すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できるまちづくりに取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
男女が平等に扱われていると感じる市民の割合 (全体)	60.5%	65.0%
男女が平等に扱われていると感じる市民の割合 (男性)	68.1%	70.0%
男女が平等に扱われていると感じる市民の割合 (女性)	53.5%	60.0%



基本事業

男女共同参画の推進

家庭・学校・地域・職場における男女共同参画の推進

対象 市民

意図 家庭・学校・地域・職場における男女共同参画を確立する。

方針 家庭と仕事などの両立支援に向けた学習機会を提供するとともに、地域における制度、慣行や家庭内における性別による固定的役割分担などの話し合いの場が持たれるよう啓発を行います。また、職場や各種団体における女性の活躍促進に向けた啓発を行い、女性の役職への登用や地域活動への参画を推進します。

相談・支援体制の充実

対象 市民

意図 家庭・学校・地域・職場における悩みが相談できる。

方針 地域自主組織、関係機関、事業所、学校等と連携し、男女共同参画に関する不安や悩みに対応する相談窓口や支援体制の充実を図ります。また、DV^{※20}等の被害者支援、暴力の根絶及び予防啓発に努め、女性の人権を守っていきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 性別による固定的役割分担意識や慣習、しきたりにとらわれず、家庭・学校・地域・職場で男女が互いに認め合う意識をもちます。
- 地域団体の役員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、女性が主体的に活躍できる環境づくりに努めます。
- 事業所では、仕事と家庭の両立を支援するとともに、職場での女性の活躍機会を確保・充実します。

行政（市、県、国）

- 「雲南市男女共同参画都市宣言^{※21}」及び「第2次雲南市男女共同参画計画～雲南市DV対策基本計画～」に基づくまちづくりを推進します。
- 意識啓発を図るため、研修等の機会を提供します。
- 関係する審議会委員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、地域で主体的に活動していくリーダー育成を支援します。
- 家庭・学校・地域・職場での不安や悩みに関する相談窓口や支援体制の充実を図ります。

これまでの振り返り総括

- 市民、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現をめざす「雲南市男女共同参画都市宣言（H25.9.30）」を行いました。
- 保幼小中高のPTAの女性役員の割合が高くなっています（市内小中学校評議員H20年度40人/133人・30%、H22年度44人/134人・33%、H25年度44人/125人・35%）。
- まちづくりネットワーク会議運営事業（意識啓発運営事業）により、交流センター・地域自主組織共催事業（H23年度67人/3回、H24年度211人/5回、H25年度82人/5回）、交流センター職員研修（H23年度70人/1回、H24年度64人/1回、H25年度なし）、子育て世代等への研修（H23年度637人/10回、H24年度1,063人/23回、H25年度701人/13回）を行いました。
- 男女共同参画推進リーダー育成講座を開催し、地域でのリーダー育成を図るとともに、事業所に参加を促し、啓発推進を図りました（H23年度164人/4回、H24年度108人/4回、H25年度90人/3回）。
- 労働（職場）環境改善に係る取組みの一環として、H23年度から市役所においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント対策などの研修及びアンケート調査を毎年実施しています。

※20 DV…「ドメスティック・バイオレンス」。親しい男女の間でふるわれる暴力のことを言います。「なぐる」「ける」といったような身体的暴力だけではなく、「外出をさせない」「無視する」「暴言をはく」「望まない性行為を強要する」なども含まれます。

※21 雲南市男女共同参画都市宣言…P.121 参照

05. 時代にあった行政サービスの実現

施策の目的

対象 行政機能

意図 公平で効率的なサービスを提供する。

施策の基本方針

- 市民に親しまれる市役所づくりと市民目線に立った行政サービスの提供に取り組みます。
- 市民の納得を得ながら徹底した合理化、行政コストの縮減を図ります。
- 民間活力の活用、広域連携の推進によるサービス向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市の行政サービスに納得している市民の割合	66.2%	70.0%
行政サービス改定の実施率	76.3%	100.0%



基本事業

時代にあった行政サービスの実現

業務と組織機構の効率化

対象 行政機能**意図** 効率的な組織機構で効果的な行政サービスを提供する。**方針** 市民との協働の推進、組織力の維持・向上を基本に、定員管理計画に基づく職員数において、効率的かつ効果的な組織機構の構築と事業執行を図ります。そのための手法として行政評価システムを活用し、事務事業の企画・改善を進めます。

ICT 活用の推進

対象 行政機能**意図** ICTの活用によってサービスの充実と効率化を図る。**方針** インターネットやICTを活用し、市民の利便性の向上とともに、行政業務の効率化や低コスト化を図ります。

民間活力の導入と広域行政の推進

対象 行政機能**意図** 民間活力や行政の広域化によってサービスを向上する。**方針** 市民の理解を得ながら、民間の専門的な知識・ノウハウを活用し、サービス向上につなげます。また、近隣自治体や共通課題を持つ自治体等と連携した課題解決に取り組みます。

市民に親しまれる窓口サービスの提供

対象 行政機能**意図** 市民に親しまれる窓口をつくる。**方針** 親しまれる窓口づくりと迅速・正確・親切・丁寧な窓口対応に努めます。さらに、本庁舎の窓口サービスの充実を図り、窓口のワンストップ化に向けた取り組みを推進します。

公共施設の適正管理

対象 行政機能**意図** 公共施設を適正に管理する。**方針** 公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から、施設の更新・統廃合・長寿命化を行うことにより、施設等の最適な配置、財政負担の軽減・平準化に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 市が提供するサービスを評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利便性の高い行政サービスを提供します。 ● 市民の理解を得ながら公共施設の見直しを図ります。 ● 効率、効果的な組織づくりを行います。

これまでの振り返り総括

- 地方分権改革推進計画及び第1次から第3次一括法に基づく権限移譲の対応、行財政改革実施計画の推進、行政評価制度による事務事業や補助金の見直しなどを行いました。
- 社会状況の変化や市民ニーズに即応した組織機構の構築に努め、危機管理室（H23.4月～）や子育て相談室（H26.4月）等を設置しました。
- 民間活力を活かしたサービス向上を推進し、給食センター調理業務（H23.4月～）、図書館業務（H23.4月～）及び保育所業務（かもめ保育園（H20.4月～）、三刀屋保育所（H22.4月～）及び掛合保育所（H26.4月））を民間委託しました。また、市営住宅の管理代行及び指定管理者制度をH26年度から導入しました。
- 公の施設について、地域の意見を聞きながら類似施設の見直し検討や方針策定、施設使用料の改定を行いました。
- 職員の人件費抑制に努め、①職員削減によりH23年度▲114百万円、H24年度▲165百万円、H25年度▲150百万円、②給与抑制によりH23年度▲81百万円、H24年度▲73百万円、H25年度▲117百万円の減額効果を得ました。

06. 職員の育成・確保

施策の目的

対象 市の職員

意図 資質を高め、職務に活かす。

施策の基本方針

- 人材育成基本方針に基づき職員の確保と能力開発を行い、組織の目標達成に向けて取り組みます。
- 職員の健康管理と働きやすい職場づくりに努めます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市職員の接遇に満足している市民の割合	65.6%	70.0%
市職員として求められる能力を発揮している職員の割合	83.6%	85.0%
やりがいを感じて仕事をしている市職員の割合	72.9%	80.0%



基本事業

職員
の
育成
・
確保

計画的な定員管理

対象 職員**意図** 適正な定員にする。**方針** 国・県からの権限移譲などの新たな業務に対応しながら定員管理計画に基づいた職員数管理を行います。

職員の能力開発

対象 一般職**意図** 職員資質と能力を高め、発揮する。**方針** 組織の目標達成と職員の能力開発を目的とした人事評価、専門知識や接遇向上のための職員研修を継続的に実施していきます。

適正な職員配置

対象 一般職、派遣・駐在職員**意図** 適正に人事異動する。**方針** 職員の自己申告書や人事評価制度の活用により、適材適所、適切な職員配置に努めます。

働きやすい職場づくり

対象 職員**意図** 適正に職員の健康管理、労務管理をする。**方針** 時間外勤務の縮減や健康診断などにより、職員の健康管理に努めるとともに、ハラスメント防止をはじめとした、風通しの良い職場づくりを行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 行政に透明性や公平性、効率性を求めます。

行政（市、県、国）

- 人材育成基本方針に基づき、職員を育成・確保していきます。

これまでの振り返り総括

- 定員管理計画に基づく職員数管理により、H17年4月現在に637名であった職員数は、H26年4月には516名となりました。
- H26年度から人事評価制度を本格導入し、職員の目標達成と能力開発に活かしています。また、自己申告書制度を活用し、一定の希望を踏まえた適切な職員配置に努めています。
- 接遇、人権、職員が希望する研修など、年間を通じた職員研修を実施しています。新規採用職員は、H22年度より、コミュニケーション能力向上等を目的として、実際に地域に出かける「聞き書き文集」を作成しています。
- 職員の健康管理のほか、ハラスメント防止研修等により働きやすい職場づくりに努めています。

07. 計画的なまちづくり

施策の目的

対象 市の施策

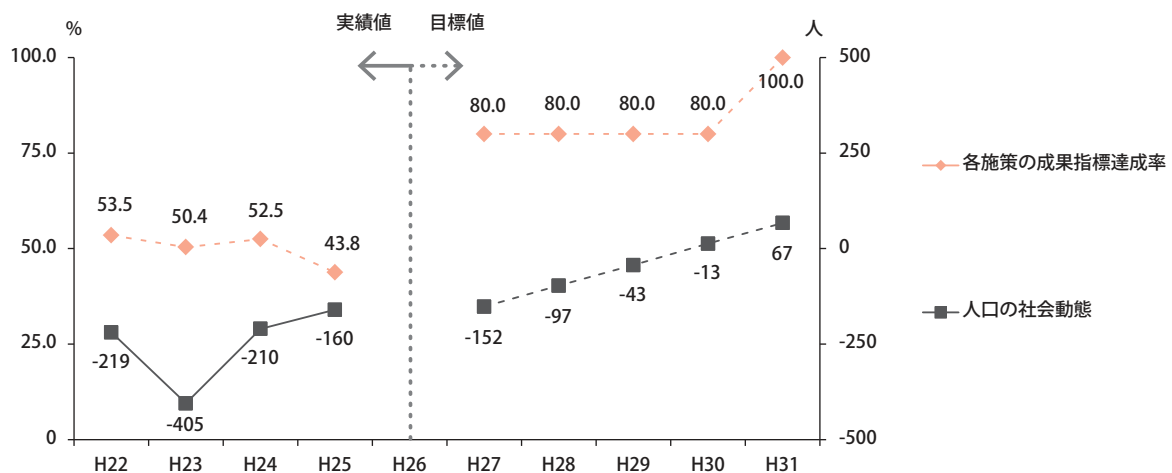
意図 計画的に目標を達成する。

施策の基本方針

- 市民・地域づくり組織等との協働により、行政評価や財政計画に基づき計画的、効果的及び効率的にまちづくりを推進し、雲南市総合計画の実現を目指します。
- 雲南ブランド化プロジェクト※22の成果を継承・発展させ、持続可能なまちづくりに向けて、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の増加と社会起業や地域貢献活動等にチャレンジする若者の確保を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
各施策の成果指標達成率 (目標を達成した成果指標数 / 成果指標総数)	43.8%	100.0%
人口の社会動態 (転入から転出を減じた人数)	-160人	67人



※ 22 雲南ブランド化プロジェクト…雲南市が誇る5つの恵み「笑顔あふれる地域の絆」、「世代がふれあう家族の暮らし」、「美しい農山村の風景」、「多彩な歴史遺産」、「新鮮で安全な食と農」を活かした地域ブランドづくりを基本として、平成19年7月に始まりました。「人」、「自然」、「歴史」、「食」の4つの幸に感謝し、継承・発展させ、雲南市ならではの地域資源をまちづくりに活かすことで、雲南市そのものをブランド化していくプロジェクトです。

基本事業

計画的なまちづくり

基本計画の策定と進行管理

対象 施策**意図** 計画的に施策展開する。**方針**

各施策の進行管理について、施策評価を実施し、効果的な施策展開を図ります。特に、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の定着に向けた大胆かつ積極的な施策展開や、若者などによる起業や地域貢献活動等のチャレンジに対する支援などにおいては、複数施策が横断的につながり効果を高める体制を整備し、人口の社会増に向けて取り組めます。また、H31年度には、前期基本計画を総括するとともに、H32年度以降の後期基本計画を策定します。

実施計画の策定と進行管理

対象 事務事業**意図** 計画的に事務事業を実施する。**方針**

市民ニーズ等を把握しつつ、財政計画と整合を図り、計画的に事務事業を実施するための実施計画を策定します。行政評価システムを活かした事業企画や政策会議による庁内調整により、事務事業の効果を高めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの方向や施策への理解を深めます。
- 自助、共助、公助を考え、まちづくりに参画します。
- 地域自主組織、自治会、NPO等あらゆる団体が、その特性を活かし、まちづくりに参画します。

行政（市、県、国）

- まちづくりのビジョンを示し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めます。
- 市民との協働による課題解決に向け、施策の企画立案・実行に努めます。
- 行政評価による地域経営の視点にたった計画的な行財政運営を図ります。

これまでの振り返り総括

- 雲南市総合計画をもとに中期財政計画と連動した実施計画や各種計画等の策定、推進を図っています。
- H19年度から行政評価システムを導入し、総合計画の進行管理、地域経営の視点に立ったまちづくりを進めています。年度当初には、組織目標を設定し、各部署及び職員が目的の明確化を図っています。
- 行政評価結果は公表し、議会の意見・提言もいただく中で、まちづくりに反映しています。
- 雲南ブランド化プロジェクト [H19～H26年度] は、優先プロジェクトとして「雲南市の幸（さち）」を活かし部局横断的に取り組み、市の一体感の醸成や認知度の向上に加え、定住・教育・産業分野で地域資源を活かした前向きな取組が多く展開され雲南の素晴らしさが広く伝わるとともに、若者による地域づくり活動が活発化しています。



地域貢献を志す若者による活動提案



08. 財政の健全化

施策の目的

対象 市の財政

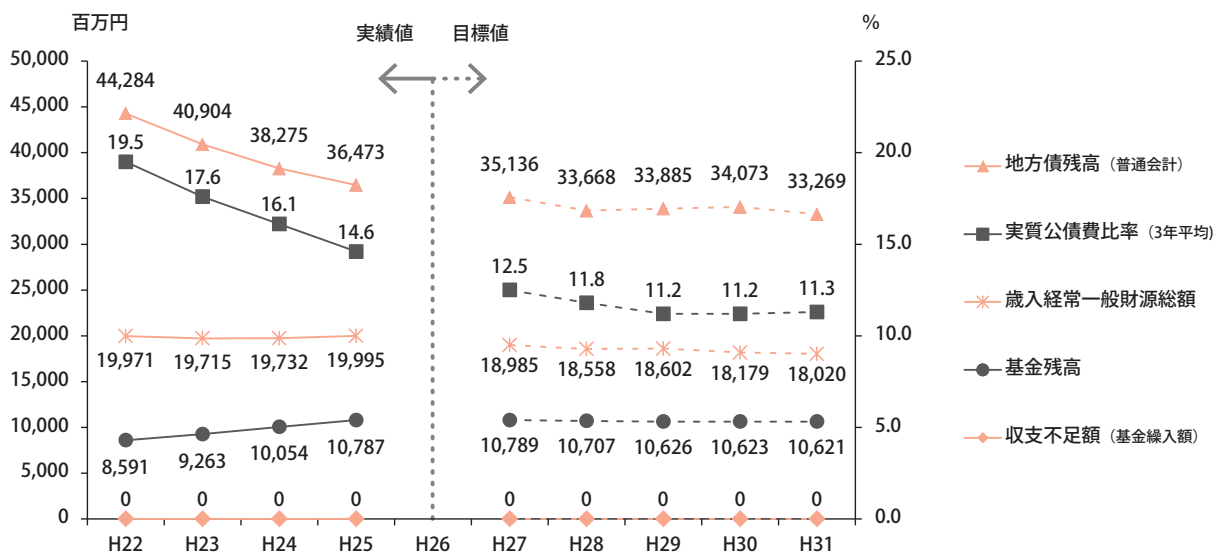
意図 健全に運営する。

施策の基本方針

- 積極的な財源の確保を行い、地方交付税の一本算定^{※23}への移行を踏まえた財政の健全化を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
収支不足額 (基金繰入額)	0 百万円	0 百万円
実質公債費比率 (3年平均)	14.6%	11.3%
地方債残高 (普通会計) 基金残高	36,473 百万円 10,787 百万円	33,269 百万円 10,621 百万円
歳入経常一般財源総額	19,995 百万円	18,020 百万円
市税徴収率	98.0%	98.0%



基本事業

財政の健全化

持続可能な財政運営

対象 市の財政**意図** 適切な将来予想のもとに財政計画を立てる。**方針** 行政評価システムと連携するとともに、実施計画の適切な見直し及び国が策定する「地方財政計画」「地方交付税の制度改革」を適切に反映させた財政計画を策定します。

積極的な財源確保

対象 予算**意図** 財源を確保する。**方針** 地方交付税の一本算定への移行に伴う制度改革に関して国への働きかけを行い、交付税総額の確保に努めます。また、市税の公平な徴収による高い徴収率の確保、受益者負担の適正化、過疎対策事業債や合併特例債の有効活用、市有遊休施設の売却、及びふるさと納税制度（政策選択基金）の推進などによる財源確保に努めます。

効果的な予算執行

対象 予算**意図** 効果的に予算執行する。**方針** 行政評価システムを活用した予算配分により、補助金・負担金の適正化、特別会計・企業会計への適切な繰出し、人件費の管理等を行います。また、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していきます。

効率・効果的な財産の管理運用

対象 基金・財産**意図** 効率・効果的に財産を管理運用する。**方針** 基金を安全かつ効率的に運用するとともに、市有遊休施設の売却・貸付を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 市の財政運営に関心を持ち、財政状況を理解します。
- 地域やコミュニティでの共助や市民自ら自助による取り組みをすすめます。
- 納税の義務を果たします。

行政（市、県、国）

- 中期財政計画に沿って財政運営を行います。
- 国に対し、地方の実情を踏まえ、地方交付税をはじめとする財政措置に十分な配慮を求めています。

これまでの振り返り総括

- 職員の削減や給与カットによる人件費削減を行いました（職員数 H17 年度：637 名⇒ H26:516 名、人件費 H16 年度：5,402 百万円⇒ H25 年度：4,410 百万円）。
- 計画的な普通建設事業費による市債発行額の圧縮や計画的な繰上償還の実施しました（H17～H25 年度 繰上償還額 8,715 百万円）。
- 国の緊急経済対策を積極的に活用しました（H20～H26 年度：9,039 百万円）。
- 合併特例債、過疎債を延長し有効に活用しました（合併特例債：H31 年度、過疎債：H32 年度）。
- 過疎債（ソフト分）の新規拡充に伴い有効に活用しました（H26 年度発行枠：602 百万円）。
- 地方交付税制度の研究会を立ち上げ、H24 年 9 月に「交付税制度研究会報告書」を総務省へ提出しました（H26 年 1 月に、市町村の姿の変化に対応した交付税算定について方向性が示されました。支所に要する経費の算定分：H26 年度普通交付税算入額：1,042 百万円）。
- 市税の高い徴収率を確保しました（山陰両県 12 市中 1 位）。
- 指定金融機関の一本化を行いました（H26 年 11 月～山陰合同銀行）。

※ 23 地方交付税の一本算定…平成 11 年度の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）」により平成の大合併が進められるとともに、合併特例法で合併後一定期間は旧市町村ごとに算定（合併算定替）した交付税の合計が配分されました。段階的に減額される激変緩和期間を経て、合併から最長で 15 年度間適用され、それを過ぎると一つの団体として計算（一本算定）されることとなります。

09. 都市・住まいづくりと土地利用の推進

施策の目的

対象 市内全域

意図 有効かつ効果的に利用・整備する。

施策の基本方針

- 中核拠点ゾーンを中心に地域特性を活かし、雲南らしさを保ちつつ都市機能の充実と効果的な土地利用を促進します。
- 人口の社会増を目指し、特に若者、子育て世代、UI ターン者のための良質かつ取得しやすい住宅地の供給に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
中核拠点ゾーンが便利で賑わいがあると感じる市民の割合	49.4%	60.0%
住んでいる地域が便利で住みよいと感じる市民の割合	59.6%	65.0%
新設住宅建設戸数 (全市域対象)	163 戸	132 戸



基本事業

都市・住まいづくりと土地利用の推進

中核拠点ゾーンの整備促進

対象 中核拠点ゾーン

意図 都市機能拠点を整備する。

方針 都市計画マスタープランに基づき、都市機能の充実と暮らしやすさの向上を図るとともに、中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の賑わいの創出を図ります。また、(都)新庄飯田線街路整備事業の整備促進、及び丸子山周辺土地区画整理事業の完了を目指し取り組みます。

居住環境の整備促進

対象 市内全域

意図 居住環境を整備する。

方針 安価で利便性が高い住宅地の整備・供給、民間開発の誘導とともに、市営住宅等の整備・維持管理、環境等に配慮した住宅建築や住環境構築の啓発・普及を図ります。また、都市公園や農村公園などの整備・保全に努めます。

計画的な土地利用と開発の推進

対象 市内全域

意図 計画的に有効な土地利用を進める。

方針 法令等に基づき、秩序ある土地利用と開発を促進します。また、地籍調査事業は、早期に完了するよう着実に取り組みます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等を遵守し秩序ある開発と土地の有効利用に努めます。 ● 環境にやさしい住宅等の建設と良好な周辺環境の保全に努めます。 ● 住宅等を適切に維持管理します。 ● 地籍調査の推進に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープランに基づいた中心市街地形成に取り組みます。 ● 定住化に向けた住まいづくりを促進します。 ● 市営住宅、公園を管理し、計画的な維持修繕・改築に努めます。 ● 秩序ある開発のための指導、調整を行い、有効かつ効果的な土地利用を図ります。 ● 地籍調査を計画的に実施します。

これまでの振り返り総括

- 国道54号拡幅、(都)新庄飯田線及び関連市道の整備、大木原・丸子山周辺の区画整理などにより、街路及びその周辺整備を進めてきました。また、木次運動公園など都市公園のバリアフリー化を実施しました。
- 市の住宅施策と連携した島根県住宅供給公社（H19年度～大東ニュータウン、H24年度～金丸団地 などの分譲）、雲南市土地開発公社（H18年度～下熊谷西住宅団地、H22年度～そら山住宅団地、H27年度～（予定）金丸団地第2期整備・下阿用住宅団地 などの分譲）による分譲事業が行われています。H25年度末までの分譲区画数は、181区画です。
- 中核拠点ゾーンを中心に民間賃貸住宅の建設が進んでいます。公営住宅は、公営住宅ストック総合活用計画等に基づく計画的な住宅改善を図る一方、管理面では、H26年度から市営住宅の管理代行及び指定管理者制度を導入しています。
- H25年度には、市の都市づくりの基本となる都市計画マスタープランを策定しました。
- 地籍調査事業は、H24年度に概ね10年間の完了を目指す計画見直しを行いました。

10. 自然と地域環境の保全

施策の目的

対象 市民

意図

自然環境、景観を守る意識を高め、地球環境に配慮した生活をおくるとともに創造する。

施策の基本方針

- 自然環境保全に対する意識を高め、桜・街並み・農村風景などを守り、創造していきます。
- 再生可能エネルギー※24の導入を促進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
自然環境が守られていると感じる市民の割合	72.4%	75.0%
自然環境・景観の保全のために何らかの取り組みをしている市民の割合	51.2%	57.0%
市民1人1日あたりのごみ排出量	700g/人・日 ◇現状値 (H24)	646g/人・日
ごみの資源化率 (RDF方式による固形燃料分を含む)	53.3% ◇現状値 (H24)	56.0%



市立学校に設置されている太陽光発電システム

基本事業

自然と地域環境の保全

廃棄物（ごみ）の減量と適正処理の推進

対象 市民

意図 ごみを減量するとともに適正に処理する。

方針 3R（リデュース・リユース・リサイクル）^{※25}の推進、家庭や事業所のごみ減量化の促進、ごみ分別の徹底、及びマイバック運動の推進などを行います。また、ごみ処理施設を維持・確保し、ごみの受入れ処理環境を整えます。

温室効果ガス削減の推進

対象 市民

意図 温室効果ガスの排出量を削減する。

方針 再生可能エネルギーの活用の拡大を図った太陽光発電機器、木質チップボイラー等の導入を促進するとともに、クールビズ・エコ通勤の実施や各種省エネ機器の導入などの推奨により、省エネルギー化に向けた活動を推進します。

自然環境と景観の創造

対象 市民

意図 自然環境と景観を守り創造する。

方針 地域、事業所及び学校で一人ひとりが意識を高め、自然景観の保全活動を実践します。また、不法投棄は、市民活動やパトロールにより防止対策を行うほか、衛生・防災及び景観に悪影響を与える空き家対策の制度化を国の動向も踏まえ進めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 自然環境・景観の保全に対して関心をもち、意識を高めます。
- 日常生活の中で環境保全や省エネルギー化に努めます。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進やマイバック運動等により、ごみ排出量の縮減に努めます。

行政（市、県、国）

- 市民、事業者への意識啓発を行うとともに、環境保全に関する活動団体の取り組みを支援します。
- 再生可能エネルギーの利活用を促進します。
- 3Rを啓発・推進し、廃棄物の再資源化及び縮減を促進します。

これまでの振り返り総括

- 市の花である「桜」の管理や植栽、太陽光発電機器の設置促進、下水道整備、農地水保全管理支払交付金制度（H26年度から「多面的機能支払交付金制度」）及び森林保全活動の推進などにより、自然景観の創造と大気・水環境及び農村景観等の保全を図っています。
- H24年度から、木質チップボイラーの導入など、森林バイオマスエネルギー事業を行っています。
- H23年度からH25年度までの住宅用太陽光発電機器導入補助事業の活用実績は100件であり、市内全ての小中学校施設をはじめとする公共施設への太陽光発電機器の導入を進め環境教育や啓発活動にも活かしています。
- 古紙・古着回収の充実、可燃ごみ分別等の積極的な啓発及びRDF方式によるごみの固形燃料化の推進などに取り組んでいます。また、H24年9月から市内10店舗（7事業者）でレジ袋有料化が開始され、マイバック持参率は、開始前後（H24年8月及び10月関係10店舗調査）で42.6%から86.1%へ倍増し、H25年9月現在では87.6%となりました。
- ごみ、し尿及び汚泥等の処理施設の確保・老朽対策に取り組んできました。

※24 再生可能エネルギー…自然界に存在（バイオ燃料や太陽光など）し、一度使っても、短期間で再生できて枯渇しないエネルギー資源。

※25 3R…Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものです。まずは消費を減らす（Reduce）ことから始め、次に、使えるものは繰り返し使い（Reuse）、そして使えなくなったら原材料として再利用（Recycle）しようとするものです。

11. 地域情報化の推進

施策の目的

対象 市民

意図 高度情報通信環境を利活用する。

施策の基本方針

- インターネットの高速化や携帯電話不感地解消などの基盤整備を推進し、情報通信環境の向上を図ります。
- 市民が情報通信機器を利活用するノウハウ習得・能力向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
日頃インターネットを利用している市民の割合	38.3%	45.0%



基本事業

地域情報化の推進

情報通信環境の整備促進

対象 市民

意図 情報通信環境を確保する。

方針 雲南市情報化計画を策定し、インターネットの高速化や携帯電話不感地解消のため、民間事業者への参入要請を行いつつ、官民連携しながら情報通信基盤の整備を推進します。

情報通信技術の向上

対象 高度情報通信技術を持たない市民

意図 情報通信技術を習得する。

方針 IT講習会などにより、市民の情報通信機器の利活用能力の向上を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● ICTリテラシー（情報活用能力）の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信環境（CATV及び告知放送、インターネット環境）を整備します。 ● 市民のICTリテラシー（情報活用能力）が向上するよう支援します。 ● 民間事業者に対し、市内への情報通信事業の参入を働きかけます。

これまでの振り返り総括

- 移動通信不感地解消事業により携帯電話の不感地エリアは解消しました（今後そのエリア内の一部に残る不感地点の対策を講じる必要あり）。
- H23年の地上デジタルテレビ放送化に伴いケーブルテレビ放送のデジタル化整備を行いました。また、同年に告知放送の市内一斉放送システムを構築しました。
- IT講習会やパソコンの使い方相談などを実施し、情報活用能力の向上を図っています。
- インターネットの高速化について、民間事業者が市内に参入し、H25年度末時点で木次、三刀屋、大東町の一部地域で利用可能となり、市全体でのカバー率は約45.8%となっており、若者をはじめとする移住者の情報通信環境基盤が整備されつつあります。

12. 生活道路の整備

施策の目的

- 対象** A) 市民（道路利用者）
B) 生活道路（市道）
- 意図** 市内を安全に移動できる。

施策の基本方針

- 計画的な道路網の整備とともに、道路施設の本格的な維持更新時代に対応する適切な維持・修繕及び長寿命化に取り組みます。
- 除雪体制の確保に努め、冬期における通行の安全性の向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市道改良率（1車線改良を含む）	56.8%	57.6%
市道の歩道整備率	4.4%	4.7%
生活道路で危ない場所があると感じている市民の割合	72.9%	70.0%
生活道路が安全で便利だと感じている市民の割合	55.4%	60.0%



基本事業

生活道路の整備

生活道路の新設・改良

対象 道路利用者

意図 安全に移動できるように道路を新設・改良する。

方針 地元要望を把握しながら、道路整備計画に基づき、計画的な新設・改良整備を行います。

生活道路の維持管理

対象 道路利用者

意図 安全に移動できるように道路を維持管理し、情報を発信する。

方針 道路維持管理計画等に基づき、計画的かつ適切な維持・修繕及び長寿命化に取り組むとともに、地域住民の協力を得ながら道路愛護活動を行います。また、道路のサイン計画※26に基づく計画的な案内看板の設置、市ホームページ、CATV文字放送及びインターネットなどを活用した道路情報の発信を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 道路の危険箇所を発見した場合は、市に情報提供を行います。
- 整備事業が円滑に推進するように協力体制を整えます。
- 道路愛護活動への参加など、地域での積極的な維持管理に努めます。

行政（市、県、国）

- 道路整備計画に基づき計画的な道路整備を行います。
- 道路整備にあたっては、住民理解を得ながら実施します。
- 道路維持管理計画に基づき適切な道路維持管理を行います。

これまでの振り返り総括

- 市道整備については、合併時からの継続路線をH24年度に概ね完了し、引き続き新たな整備計画（H24年度策定）に基づき整備を進めています。H25年4月現在の市道整備率は、56.8%に向上し、県平均を2.8%上回っています。
- 道路施設の維持管理計画（H24年度策定）に基づく修繕実施、各総合センターへの作業員配置、高所作業車導入などにより、効率的できめ細やかな維持管理に努めています。
- 道路構造物について、市が管理する橋梁約1000橋のうち400橋、トンネル2か所の緊急点検を実施しました。
- 除雪機械の民間所有台数の減少に伴い、合併以降市所有機械を増台して（車道用17台・歩行用12台（リース機械含む）増台）、冬期における通行の安全性と利便性の向上を図っています。

※26 サイン計画…あらゆる人々が、目的地に安全かつ円滑に移動できるように、その情報伝達手段となる標識や案内板などの「サイン」を体系的に整備するため、配置やデザインなどを定めるものです。

13. 広域幹線道路の整備

施策の目的

対象 道路（国道・県道、高速道路）利用者

意図 雲南市と他都市及び市内を安全で便利に移動できる。

施策の基本方針

- 国道・県道及び高速道路の整備・維持管理による利便性、安全性に優れた道路網の構築を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
主要地方道改良率	82.7%	85.5%
一般県道改良率	61.1%	65.0%
国道 54 号三刀屋拡幅整備率 (三刀屋中学校前交差点～里方交差点)	29.3%	53.7%
生活道路が安全で便利だと感じている市民の割合	55.4%	60.0%



(都) 新庄飯田線整備事業



国道54号三刀屋拡幅事業

基本事業

広域幹線道路の整備

国道・高速道路の整備促進

対象 道路利用者

意図 安全で便利に国道・高速道路を利用する。

方針 期成同盟会を中心とした協力団体との活動や国への要望活動等により、国道54号三刀屋拡幅事業などを着実に推進させるとともに、道路施設が適正に維持管理されるよう国等関係機関と連携していきます。また、神原企業団地整備に併せて、団地へのアクセス向上を図ったスマートインターチェンジ^{※27}の整備に取り組みます。

県道の整備促進

対象 道路利用者

意図 安全で便利に県道を利用する。

方針 期成同盟会による積極的な整備促進活動や取付市道などの関連整備の実施により、事業を推進します。また、道路施設が適正に維持管理されるよう県と連携していきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 道路の危険箇所を発見した場合は、道路管理者に情報提供を行います。
- 整備事業が円滑に推進するように協力体制を整えます。
- 道路愛護活動など、地域で維持管理に協力します。

行政（市、県、国）

- 国・県は、住民理解を得ながら事業を実施します。
- 市は、国・県及び地域との連絡・調整を図り、事業促進に努めます。

これまでの振り返り総括

- 高速道路及び国道・県道については、期成同盟会を中心とした協力団体との取り組みにより、着実な整備促進が図られました。
- 松江自動車道は、H23年度に吉田掛合ICから三刀屋木次IC間、H24年度には全線が開通し、広島市への所要時間は約40分短縮されました。
- 国道54号三刀屋拡幅事業（H5年度着工/4.1km区間）は、中心市街地の幹線道路として、1期（H16年度完了；県道三刀屋木次IC線交差点～下熊谷交差点）、2期（H22年度完了；下熊谷交差点～里熊大橋南詰）、3期（H27年度完了予定；里熊大橋～里方交差点）の整備が進んでいます。
- （都）新庄飯田線整備事業（H16年度着工）は、H26年3月に（主）松江木次線分岐から大東総合センター間が供用開始し、また、（主）出雲三刀屋線は、長期間事業休止していた伊萱工区の整備が動き出しました。

※ 27 スマートインターチェンジ（スマートIC）…高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスタップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）をETC（電子料金収受システム）搭載車両に限定しているインターチェンジ（IC）です。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

14. 公共交通ネットワークの充実

施策の目的

対象 公共交通機関利用者

意図 市内及び市外に向けて安全・便利に移動できる。

施策の基本方針

- 多様な交通手段の提供により、利用者の利便性を確保します。
- 公共交通機関の利用促進を行うとともに、交通空白地域※²⁸の解消を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市内の公共交通サービス機関（バス・JR・だんだんタクシー・デマンド型乗合バス※ ²⁹ ）に満足している市民の割合	36.7%	40.0%



基本事業

公共交通ネットワークの充実

公共交通体系の確保

対象 公共交通機関利用者 **意図** 利便性の高い公共交通機関を利用する。

方針 市民バス再編計画に基づき、利用者の減少や利用者ニーズの変化に応じた持続可能なサービスの提供とバス車両の更新・確保を図ります。また、高速バス路線便への接続の充実や他自治体と連携した民間事業者によるバス運行の相互乗り入れ、JR木次線などの利用促進を行います。

多様な交通サービスの提供

対象 公共交通機関利用者 **意図** 利用者に配慮された多様な交通サービスを利用する。

方針 だんだんタクシー・デマンド型乗合バスの運行エリアの拡大、福祉有償運送、過疎地有償運送及び自治会等のボランティア運送の支援などにより、利用者の利便性を高めるとともに、交通空白地域の解消を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 駅舎及びバス停の美化に努めます。
- 事業者は、利用者の安全・安心を第一に、高齢者や障がい者にも配慮した運行を行います。

行政（市、県、国）

- 高齢者、障がい者、児童・生徒等の交通手段を確保します。
- 関係事業者と連携し、利用者の利便性の向上を図ります。
- 運行形態の見直しなどにより、効率的な運行を図ります。
- ノーマイカーデーの推進などを通じ、公共交通機関の利用促進を図ります。

これまでの振り返り総括

- H23年度に市民バス再編計画を策定し、H24年度から新たに5地区（海潮、鍋山、春殖・幡屋、阿用・久野、飯石・中野地区）のデマンド型乗合タクシー（だんだんタクシー）の運行開始や広域路線バス吉田大東線の利用運賃を1乗車200円に均一化するとともにダイヤ改正などを行っています。
- 市民バスとしては、大型車両5台、中型車両4台、マイクロ12台、小型車両5台を保有、運行しています（H26年4月時点）。運行開始以降購入したバス車両の老朽化が進み、H23年度から計画的な車両更新を行っています。更新にあわせて、広域路線バスでは低床・車椅子対応の車両導入も進めました。
- 多様な利用者ニーズを踏まえ、だんだんタクシー・デマンド型乗合バス運行、NPO（ほっと大東・未来の華）などによる福祉有償運行及び過疎地有償運行（雲南市社会福祉協議会）といった運行形態を導入しています。また、高齢者及び障がい者の優待回数乗車券制度や免許返納者の乗車券無料交付制度について、H26年度に制度拡充しました。
- 一部地域では、スクールバスと市民バスを効率的に一体運行する混乗利用型運行も実施してきましたが、吉田地域については、利用者意見等を踏まえ、この運行形態をH26年度に廃止しました。
- 松江自動車道の開通に伴う高速バスと市民バスのアクセス向上や高速道路内のバス停整備を行ったほか、JRや民間バス事業者とは連携してダイヤ改正や競合回避など地域の公共交通ネットワークの維持・向上に努めています。
- 市民バス・JRなど市内の公共交通機関に満足している市民の割合（市民アンケート結果）は、4割に満たない中、高齢者の同割合は5割を超えています（引き続き利用率の高い世代等のニーズをサービスの充実につなげることが重要です）。

※ 28 交通空白地域…一般的に、自宅からバス停までの距離が300～500m以上離れると、日常的なバスの利用率は急速に低下すると言われていたことから、雲南市では、住居がバス停から半径400m以上離れた地域を「交通空白地域」としています。交通空白地域の明確な定義はなく、それぞれの地域の実情に合わせて定義付けしているものです。

※ 29 だんだんタクシー・デマンド型乗合バス…利用者が電話などで予約し、自宅から目的地（商業施設、医療機関、公共施設等）の間を運行する交通機関です。10人乗り以下の車両を「だんだんタクシー」、11人乗り以上の車両を「デマンド型乗合バス」と言います。

15. 上水道の整備

施策の目的

対象 市民

意図 安全・安心で安定した水道の供給を受ける。

施策の基本方針

- 水道未普及地域の早期解消に努めます。
- 安全・安心で安定した水道の供給に努めます。
- 上水道と簡易水道の経営統合を踏まえた経営強化に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
水道普及率※ ³⁰	94.9%	96.6%
有収率※ ³¹	89.2%	89.8%



基本事業

上水道の整備

水道施設の整備

対象 給水区域外の市民

意図 水道が供給できるように整備する。

方針 地元の協力を得ながら、水道総合整備計画に基づき、水道未普及地域の解消を進めます。

水道施設の維持管理

対象 給水区域内の市民

意図 安全・安心で安定した水道が供給できるように維持管理する。

方針 恒常的な点検や漏水調査、計画的な老朽管等の更新により、水道施設を適正に維持管理していきます。

水道経営の安定化

対象 給水区域内の市民

意図 健全な水道事業経営により、安定した水道供給を行う。

方針 適正な料金水準を設定するとともに、水道料金の未納対策を行い、利用者の公平性の確保に努めます。また、水道施設の統廃合などにより、効率的に施設を運用し、経常費用の削減に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 水道未普及地区における上水道整備の必要性を認識し、加入・接続します。
- 給水装置の適正な管理に努めます。
- 水道料金や施設整備に必要な負担金は、期限内に納入します。

行政（市、県、国）

- 水道事業総合整備計画に基づき、未普及地区の解消や老朽管等の更新等を計画的に実施します。
- 水道施設の適正利用に関する啓発活動を行います。
- 経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な料金水準を設定するとともに有収率の向上と未納対策に努めます。

これまでの振り返り総括

- H23年4月より、県企業局三代浄水場から受水を開始し、現在、日量600m³を受水しています。加茂大東連絡管を整備することにより、H25年3月より大東町の下佐世及び養賀の一部へ加茂町から供給しています。また、H23年度から海潮地区簡易水道整備事業に着手し、H28年度の完了を目指していますが、海潮地区は新越戸浄水場から送水することとし、それにより不足する水量を加茂町から供給します。（受水はH33年度から日量1,000m³）
- 安全・安心で、安定した水の供給を行うため、老朽化した三代浄水場、掛合浄水場、下熊谷第1水源地、下熊谷第2水源地及び配水管等の計画的な更新を実施しました。また、他事業に関連する支障移転工事においても老朽管の更新が図られました。また、漏水調査を実施し、漏水箇所の計画的な改善に向け取り組んでいます。
- H24年度、水道事業に関する審議会から料金改定について答申を受け、H26年5月から平均5.9%の料金改定を行いました。また、H22年度に導入した滞納管理システムにより、事務の効率化が図られ収納率が約11%向上しました。
- H29年度から簡易水道事業が上水道事業へ経営統合されることに伴い、H23年度から固定資産の調査を実施しました（今後、財源整理、起債残高整理、既存システム改修及び統合認可申請を行います）。

※ 30 水道普及率…上水道、簡易水道及び専用水道から給水を受けている人口の割合。総給水人口（水道人口+簡易水道人口+専用水道人口）/総人口

※ 31 有収率…給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。年間総有収水量/年間総配水量

16. 下水道の整備

施策の目的

対象 市民

意図 衛生的な生活環境の中で暮らす。

施策の基本方針

- 下水道の普及を図るとともに、施設の老朽対策として、計画的かつ効率的な改築・更新及び予防保全型維持管理を実施します。
- 施設統合による経常費用の削減や啓発活動による接続率向上などにより、下水道事業の健全運営に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
下水道接続率	77.9%	80.3%
下水道整備率	88.1%	89.9%



基本事業

下水道の整備

下水道施設の整備

対象 下水道未整備区域の市民

意図 下水道に排水できるように整備する。

方針 集合処理区域の施設の計画的な老朽対策を進めるとともに、集合処理区域外の合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

下水道接続の促進

対象 下水道の未接続者

意図 下水道に接続する。

方針 広報活動や維持管理組合との連携により、接続率の向上を図った啓発活動を行っていきます。

下水道施設の維持管理

対象 下水道接続済の市民

意図 下水道に排水できるように維持管理する。

方針 定期的な点検と緊急時の体制確保により、施設を適正に維持管理していきます。また、広報・啓発活動を行い、利用者の適正な使用を呼び掛けます。

下水道経営の安定化

対象 下水道接続済の市民

意図 健全な下水道事業経営により、安心して排水する。

方針 適正な料金水準を設定するとともに、使用料の未納対策を行い、利用者の公平性の確保に努めます。また、施設を効率的に運用し、事業経営に係る経常費用の削減に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道整備の必要性を認識し、加入・接続します。 ● 排水設備の適正な管理に努めます。 ● 使用料や施設整備に必要な負担金は、期限内に納入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設を整備するとともに、施設の長寿命化を図り、計画的な改築・更新を行います。 ● 住民・地域への接続促進や適正利用に関する啓発活動を行います。 ● 管理経費の縮減や使用料の未納対策に努め、適正な料金水準を設定します。

これまでの振り返り総括

- 特定環境保全公共下水道事業などにより、集合処理区域の整備が概ね完了しました。
- 集合処理区域外では、合併処理浄化槽設置事業により、合併以降 1,374 基の浄化槽整備を行いました。
- 下水道整備率は、H25 年度には 88.1% となり、H17 年度から 16.8% 向上しています。公開されている最新の県内整備率と比較すると、H24 年度実績において本市は 13.3% 高い水準にあります。
- 下水道施設の機能診断、最適整備構想や長寿命化計画の策定などにより、計画的かつ効率的な維持、改築・更新を進めてきました。
- 下水道接続率の向上と料金未納対策の強化、経営事務の効率化などにより安定した下水道経営の構築に努めてきました。

17. 消防・防災対策の推進

施策の目的

対象 市民

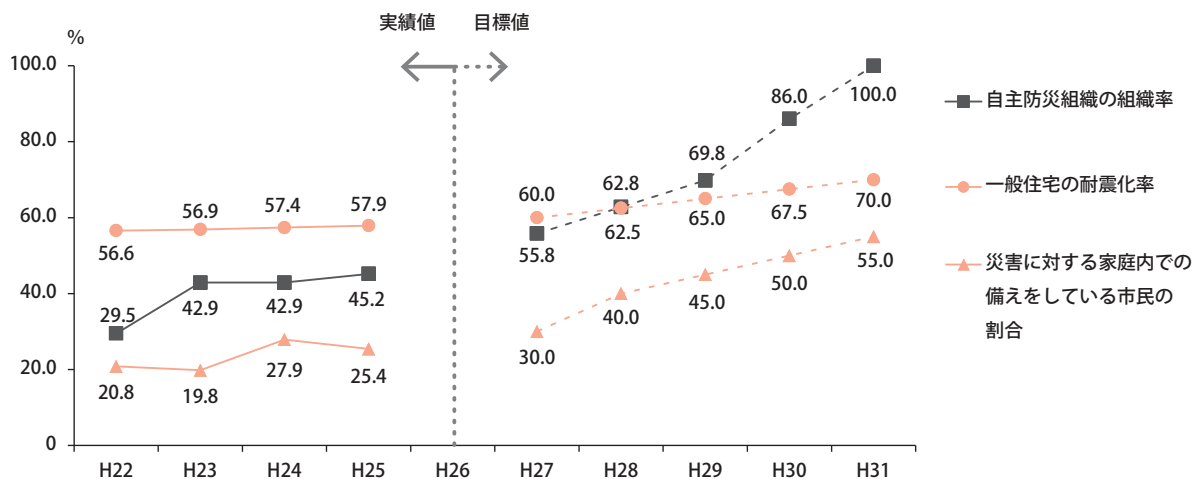
意図 生命・財産を火災・災害から守る。

施策の基本方針

- 防災施設の整備及び避難体制の充実とともに、避難勧告等の適確な判断により、防災・減災を図ります。
- 常備消防体制の強化とともに、消防団体制の実働性の向上を図ります。
- 自主防災組織の組織化の推進と活動の充実に向けて取り組みます。
- 一般住宅の耐震化や家庭における防災対策の実施を啓発、推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
火災発生件数 (暦年)	29 件	15 件未満
自主防災組織の組織率	45.2%	100.0%
災害に対する家庭内での備えをしている市民の割合	25.4%	55.0%
一般住宅の耐震化率	57.9%	70.0%



基本事業

消防・防災対策の推進

防災意識の向上と実践

対象 市民

意図 家庭・地域で防災意識を高め、対策を施す。

方針 啓発活動や出前講座、研修会、防災訓練等を行うとともに、自主防災組織の組織化の推進や一般住宅の耐震化の啓発・促進を行います。また、自主防災組織において取り組む、非常備蓄品の備蓄機能の向上や家庭への非常備蓄品の斡旋を推進します。

避難体制の確立

対象 市民

意図 非常時に避難行動がとれる。

方針 災害情報の発信や、判断・伝達マニュアルに沿った避難勧告等の発令・伝達を適格に実行するとともに、避難行動要支援者に関する情報の提供・共有、避難所開設に伴う職員配置計画の確立などを行います。また、原子力災害に関わる住民避難訓練の実施や広域避難計画の実効性の向上を図ります。

防災施設の整備

対象 市民

意図 被害にあわない、拡大しないように防災施設を整備する。

方針 危険個所の点検等により、国・県と連携し防災施設を整備するとともに、無線による情報伝達手段の確保、指定避難所及び福祉避難所の充実、防災備蓄倉庫の確保などを計画的に行います。

防火施設と消防体制の充実

対象 市民

意図 火災等に対応できるように施設・体制を整備する。

方針 消防団の編成基準を設け、実働性の高い消防団体制を整備します。また、常備消防体制の充実を図るとともに、自主防災組織による活動の支援や防火水槽などの防火施設の計画的な整備を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 「自分の命は自分で守る」ことに努めます。
- 防災・減災の意識を高め、自主防災組織の結成や家庭での備え・個人住宅の耐震化など自主的な防災活動に努めます。
- 行政が行う防災関連事業に協力します。
- 事業所においては、地域の取り組みに協力するとともに、自主的な防災活動にも努めます。

行政（市、県、国）

- 市民の防災・減災意識の高揚を図ります。
- 大雨時の情報提供を行い、早めの避難行動につなげます。
- 火災・災害対応の体制整備や防災対策を実施します。
- 個人住宅等の耐震化の促進と、公共施設の耐震化を進めます。

これまでの振り返り総括

- 災害対策基本法（H25.6月改正）により、指定避難所（72施設）と福祉避難所（21施設）の指定を行いました。
- 自主防災組織が地域自主組織単位での組織化が進みつつあり、出前講座や円卓会議等による組織育成を行っています。
- H20年度に防災ハンドブック及びハザードマップを作成し、第2版をH25年度に作成、H26年度に自治会発送を通じて配布を行いました。
- 木造住宅耐震化等促進事業をH23年度から行っています（H25年度末累計：46件）。
- 雲南市災害時要援護者避難支援事業により、個人情報の取り扱いについての研修会及び地域ぐるみでの避難訓練や学習会などを行いました（モデル地区：6地区）。
- 地域防災計画（原子力災害対策編、H26.5月改定）及び広域避難計画（H25.2月）を策定し、原子力災害に備えた避難訓練を実施しました。
- 消防施設備品整備補助事業や上水道消火栓等整備事業、防火水槽整備事業などにより、消防防災施設や備品を整備しています。
- 消防団運営事業では、団員確保が喫緊の課題となっていることから、消防力の低下をきたさないことを前提に消防団の再編に取り組んでいます。特に常備消防とは、連携を密にし体制確保に努めています。
- 地元要望などにより急傾斜地の危険箇所を把握し、対策事業の実施や国・県に事業化を求めています。
- 県の排水ポンプ車を活用し、内水氾濫の被害防止を図っています（H24.7月）。

18. 交通安全の推進

施策の目的

対象 市民

意図 交通事故に遭わない、起こさない。

施策の基本方針

- 交通安全に対する意識啓発を促進し、市民自らの交通安全の意識を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- 交通事故防止に向けた環境整備を推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
交通事故発生件数 (暦年 / 高速道路を除く)	1,016 件	1,000 件未満
交通事故死傷者 (死者 (上)・負傷者 (下)) 数 (暦年 / 高速道路を除く)	2 人 84 人	0 人 80 人未満
運転したり、歩いたりして 危ない (ヒヤッ) と感じた市民の割合	69.6%	65.0%



基本事業

交通安全の推進

交通安全意識の高揚

対象 市民

意図 交通安全意識を高める。

方針

警察等との連携により、学習会や街頭指導、広報活動、交通指導員による啓発を行っていくとともに、交通安全団体の活動を支援し、交通安全意識の高揚を図ります。また、高齢者の関わる交通事故が増加傾向にあることから、関係機関と連携し対策の強化を図ります。

交通安全施設の整備

対象 市民

意図 道路を安全に通行する。

方針

市民要望や道路パトロールにより、危険箇所を把握し、必要な交通安全施設の整備を推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 交通安全講習等に積極的に参加します。
- 交通安全意識を高めます。
- 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めます。

行政（市、県、国）

- 交通事故防止に向けた講習や啓発活動を行います。
- 地域、関係機関等と連携し、交通安全施設を整備します。

これまでの振り返り総括

- 交通安全対策協議会が中心となり、警察、学校及び地域住民による交通安全活動を推進しています。
- 交通指導員と関係機関等が連携し、継続的な街頭指導など、交通安全意識向上への取り組みを続けていますが、依然年間1,000件以上の交通事故が発生しています（合併以降、交通事故死者数ゼロを達成したのはH19及びH22年度のみであり今後も啓発活動の徹底が必要）。
- 交通安全施設整備事業により、毎年、カーブミラーやガードレール、区画線などを整備しています。
- H24年度に道路管理者、警察、教育委員会の関係者において実施した緊急通学路点検では、117箇所の危険箇所を把握、また、地域から要望のあった箇所については、関係機関が地域住民とともに現地立会を行い、必要な対策を図っています。

19. 消費者保護・防犯対策の推進

施策の目的

対象 市民

意図 消費者被害、犯罪にあわない。

施策の基本方針

- 犯罪にあわないための意識の啓発活動を推進するとともに、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。
- 犯罪や消費生活についての知識を市民自ら身に付け、被害の未然防止に努めます。
- 犯罪被害や消費者被害の相談に対して、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
刑法犯認知件数 (暦年)	194 件	140 件
身近で犯罪にあう不安を感じている市民の割合	40.4%	35.0%



児童生徒の登下校時の見守り活動の様子

基本事業

消費者保護・防犯対策の推進

地域防犯体制の充実

対象 市民・事業者**意図** 地域で防犯活動を行う。**方針** 地域や警察との連携や意識啓発、研修会の開催等により、地域防犯活動の推進を図ります。

子どもの見守り体制の強化

対象 子ども**意図** 犯罪に巻き込まれない。**方針** 防犯ボランティア団体等による見守り活動を実施するとともに、各種媒体による啓発活動、学校や地域での防犯教育・研修等により、防犯学習を推進します。関係団体等と連携して防犯意識の高揚及び活動の充実を図ります。

防犯施設・設備の整備

対象 市民・事業者**意図** 犯罪被害を防ぎ、犯罪を抑止する。**方針** 危険箇所へのLED防犯灯の整備や防犯カメラの設置により、犯罪抑止に努めていきます。

消費者保護の推進

対象 市民**意図** 消費者被害にあわない。**方針** 雲南市消費生活センターによる啓発活動を行うとともに、消費者被害を防止するため関係機関との連携を図り保護対策を推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 安全で安心な地域コミュニティの形成に努めます。
- 防犯や消費者被害に関する研修会等に積極的に参加します。
- 地域や事業所（金融機関等）での防犯に対する組織的な活動を行います。

行政（市、県、国）

- 警察や地域安全推進員など防犯活動団体と連携し、活動支援及び啓発活動等を行います。
- 防犯施設の整備支援を行い、犯罪及び犯罪被害の抑止に取り組みます。
- 消費生活センターを中心に、消費者被害に関する相談、知識の普及啓発、情報提供、消費者団体の活動支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を開催し、地域での活動やPRに努めています。
- 安全安心メールを運用しています（運用開始後2,100件）。
- 雲南防犯連合会に参画し、防犯広報・啓発活動を積極的に取り組んでいます。
- 「雲南市暴力団排除条例」を運用しました（H24年3月運用開始）。
- LED防犯灯設置事業で各自治会から要望のあった防犯灯を設置し、合計設置数700箇所となりました。
- 市内6町に1基ずつ防犯カメラ（寄贈）を設置し、犯罪抑止に努めています。
- 雲南市消費生活センターをH22年4月に開設し、消費者相談や広報を通じた様々な消費者被害防止の情報提供を行っています。年間約50件の相談や問い合わせがあります。主に特殊被害詐欺やメールによる不当な請求の相談が多くなっており、雲南市内でも被害が発生しています。

20. 地域医療の充実

施策の目的

対象 市民

意図 安心して医療機関を利用できる。

施策の基本方針

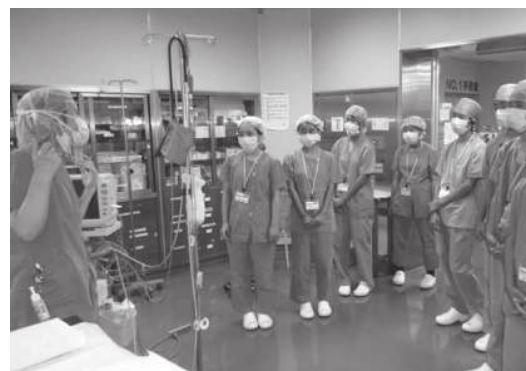
- 医療に関する情報発信を行うとともに、在宅医療の提供体制や救急医療体制の充実を図ります。
- 保健・医療従事者の確保並びに市立病院の健全経営と施設改築により、地域医療の更なる充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	73.0%	80.0%
雲南圏域（2次医療※32圏）医師数（人口10万対）	132人 ◇現状値（H24）	145人



（市立病院の改築イメージ図）



- ※ 32 2次医療…診療所などでは扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療を指します（地域の中核的病院など）。また、2次医療機関では対応できない脳卒中、心筋梗塞など、重篤な患者に対応する医療を3次医療（大学病院など高度医療や先端医療を提供する病院）と言います。
- ※ 33 1次医療…軽度の症状の患者に対応する医療を指します（かかりつけ医や診療所など）。
- ※ 34 オープンベッド（開放病床）制度…病院ベッドの一部を開業医（かかりつけ医）に開放し、紹介により入院された患者の診療を病院の医師と共同で行う制度です。病院の医師と開業医との連携（病診連携）をより密なものとし、地域住民に初期治療から入院が必要となる高度医療まで一貫した医療を提供することができます。
- ※ 35 地域包括ケア病棟…入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供する為に、厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた「在宅復帰支援のための病棟」です。また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・推進が求められています。

基本事業

地域医療の充実

かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進

対象 市民**意図** かかりつけ医を持つ。自宅での治療を受けることができる。**方針**

医療の現状と課題について、市民への適切な情報提供と啓発を行うとともに、地域医療を守る団体及び患者団体等の活動を支援します。また、医師会と連携し、身近な1次医療^{※33}機関の維持確保に努めつつ、圏域内外の病診連携を推進し、安心して在宅療養できる体制の充実に努めます。

2次医療機関の充実

対象 市民**意図** 2次医療を受けることができる。**方針**

医師・看護師等の医療従事者の確保・育成に努めるとともに、市立病院の健全経営及び施設改築などにより、地域医療の更なる充実に努めます。また、市内で安心して子どもを産み育てることができる医療機能の確保に努めます。

救急体制の確保

対象 市民**意図** 救急医療を受けることができる。**方針**

市立病院などでの休日・夜間の医療体制を確保するとともに、消防署及び市内外の救急医療機関との連携を図り、救急医療体制を維持・確保します。また、ドクターヘリの活用による救急搬送体制の充実に努めます。

医療行為を受ける機会の保障

対象 市民**意図** 医療行為を受けることができる。**方針**

国民健康保険や後期高齢者医療制度などの適正な運用を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 身近なかかりつけ医を持ちます。
- 疾病に関する正しい知識を持ち、適切に医療機関を利用します。
- 地域医療に対する関心を持ちます。

行政（市、県、国）

- 医師・看護師等の確保を図ります。
- 住民に地域医療の適正な利用を啓発します。
- 雲南市立病院の改築により、療養環境の充実に努めます。
- 在宅医療の推進を図ります。
- 市内外の医療機関との連携を図ります。

これまでの振り返り総括

- 市立病院の経営健全化は H24 年度以降経常収支の黒字化と内部留保資金の着実な蓄積により、経営基盤の強化が図られています。
- 市立病院改築事業に着手し、H24 年度に基本構想を策定、H26 年度に実施設計を行っています（H27 年度から工事着手を予定）。
- H26 年度に市立病院に助産外来を設置し、妊産婦に対する相談体制の充実に努めました。
- 市立病院では、オープンベッド制度^{※34}の導入や地域包括ケア病棟^{※35}の設置（H26 年 9 月）により、病診連携の推進と在宅復帰率の向上を図りました。
- 救急医療病院運営補助事業により、休日、時間外の救急患者の受け入れを確保しました。
- 市立病院を支援する市民団体が結成され、地域医療及び適正受診についての理解が深まりました。
- 「子どもの急病上手なお医者さんのかかり方」のパンフレット配布など、正しい医療機関の利用方法を啓発しました。
- 医療職人材確保事業創設以来、17 名の地域枠推薦入学があり、現在 15 名が医学部に在籍、また、卒業生 2 名が初期及び後期研修に従事しています。
- H23 年 6 月からドクターヘリが導入（H23 年度 83 件・H24 年度 102 件・H25 年度 137 件）され、市内 37 か所の臨時離発着場を確保しました。

21. 健康づくりの推進

施策の目的

対象 市民

意図 心身ともに健康で暮らす。

施策の基本方針

- うんなん健康都市宣言※36により、健康長寿・生涯現役を目指した健康意識の高揚、健康増進・介護予防活動に地域ぐるみで取り組みます。
- がん・生活習慣病などの早期発見、早期治療を推進するとともに、望ましい食生活、身体活動・運動及び休養を通じて、生活習慣病予防に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	62.0%	70.0%
被保険者一人あたり国保医療費（費用額）	394,631 円	475,000 円
40 歳～ 64 歳全がん男女別年齢調整死亡率※37 (人口 10 万対)	男 170.9/ 女 68.1 ◇現状値 (H 24)	男 153.2/ 女 68.0
全年齢自死男女別年齢調整死亡率 (人口 10 万対)	男 37.9 / 女 6.4 ◇現状値 (H 24)	男 32.7 / 女 4.7



※ 36 うんなん健康都市宣言…P.123 参照

※ 37 年齢調整死亡率…年齢構成の異なる集団間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率です。年齢構成に差がある集団間で死亡率を比較すると、高齢者の多い集団では高くなり若年者の多い集団では低くなる傾向があることから、年齢調整死亡率を用いることにより正確に地域比較や年次比較をすることができます。

※ 38 ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人を指します。

基本事業

健康づくりの推進

地域ぐるみで取り組む健康づくり

対象 市民**意図** 地域ぐるみで健康づくり活動に取り組む。**方針**

健康づくり推進協議会が中心となり、地域自主組織、住民団体及び関係機関等との推進体制の充実を図るとともに、地域運動指導員、食生活改善推進員等の確保・育成、保健師など専門職による健康相談や健康教室の実施、個人に合った運動習慣の確立により健康づくり活動を推進します。また、自死防止総合対策検討委員会を中心に、地域の中で自死防止対策を推進します。

病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防

対象 市民**意図** 病気を早期に発見し、重症化を予防する。感染症を予防する。**方針**

医療機関、地域自主組織及び健康づくり活動団体などと連携して、がん検診や特定健診・各種健診の受診率の向上を図るとともに、疾病の重症化及び感染症の予防に取り組めます。また、身体教育医学研究所うんなんや島根大学との連携により、科学的根拠や健康管理データに基づいた情報提供及び保健指導を行います。

食育の推進

対象 市民**意図** より良い食習慣を身に付ける。**方針**

食育計画に基づく安全・安心な食の普及・啓発を推進するとともに、食生活改善推進員や保健師などの活動により、望ましい食生活の実践を促進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 生涯にわたり自ら健康管理を行い、積極的な健診受診、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に努めます。
- 個人や家庭で健康づくりを実践し、地域、学校、職場などでは健康づくりのための環境整備に取り組めます。
- 自治会・地域自主組織等が自らの健康課題を認識し、健康づくりに取り組みます。

行政（市、県、国）

- 「うんなん健康都市宣言」に基づき、健康なまちづくりを推進します。
- 地域における健康づくりの核となる人材の育成に努めます。
- 心身の健康に関する課題を明らかにし、科学的根拠のある情報に基づき、市民に健康づくりを働きかけます。
- 市民の健康づくりの実践のために健診・健康教室・健康相談などを行います。

これまでの振り返り総括

- 市民の健康意識を高め、協力して健康なまちづくりを推進するために「うんなん健康都市宣言（H26.11.1）」を行いました。
- 地域運動指導員（194名）、食生活改善推進員（53名）を新たに育成しました。
- 地域の組織や住民団体の参画により健康づくり推進協議会の体制強化を図り、健康づくりを推進しました。
- 雲南市自死防止総合対策検討委員会・連絡会を設置し、壮年期男性の自死者を減らす対策に取り組み、380名のゲートキーパー^{※38}を養成しました。
- 島根大学医学部との連携による健康調査の結果、塩分摂取・高血圧・BMI（体格指数）等、健康実態については地域差があることが明らかとなり、地域の実態に応じた普及啓発につながっています。
- 健診の受診率向上のために土日、夕方検診や無料クーポン券配布により、新規受診者の動機づけを行いました。
- 特定健診の結果を踏まえ、メタボリックシンドローム予備群に対する特定保健指導を実施しました。
- 市内6運動施設による運動教室を実施しました。
- 市立病院の出前講座や市の健康教育・健康相談を継続的に実施しています。
- H18年度に設置した身体教育医学研究所うんなんにおいて、科学的根拠に基づき、健康づくり事業を行いました。
- H22年度に食育ネットを組織し、雲南市の食育推進を加速化させました。

22. 高齢者福祉の充実

施策の目的

対象 65歳以上の市民

意図 生きがいを持って、いきいきと暮らす。

施策の基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域活動をはじめ、いきいきと社会参加することができる環境を整備します。
- 介護予防、認知症対策とともに、地域や保健・医療・福祉分野が連携した活動及びサービスの充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
生きがいを感じている高齢者の割合	71.7%	75.0%
要介護認定率 (認定者数 / 1号被保険者数)	19.2%	19.2%



基本事業

高齢者福祉の充実

地域ケア体制の充実

対象 65歳以上の市民

意図 住み慣れた地域で安心して暮らす。

方針 地域包括支援センターを中心とした総合相談窓口の充実とともに、地域や保健・医療・福祉の関係機関が連携した活動の強化を図ります。また、移動支援、買い物支援及び見守りなどの生活支援、安心して暮らすことができる施設サービスの充実、施設・住まいの確保などにより、福祉サービスの充実を図ります。

介護サービスの充実と介護予防の推進

対象 65歳以上の市民

意図 介護予防をする。介護サービスを受ける。

方針 認知症の早期発見、初期支援により、認知症対策を推進します。また、生活習慣病や運動器疾患の予防とともに、介護サービスの充実を図ります。

社会参加活動の推進

対象 65歳以上の市民

意図 地域とのつながりを持つ。

方針 高齢者の経験、技能及び資格を活かせる機会や環境をつくります。また、地域などでの健康づくり活動、ボランティア活動、交流活動などへの参加を促進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地域内での声掛け、見守りなど地域での相互扶助を行います。
- 高齢者が地域での交流活動に参加しやすい環境をつくります。
- 高齢者自ら健康管理に努め、地域活動等に積極的に参加するとともに、趣味や就労への意欲を持ち続けます。

行政（市、県、国）

- 地域での相互扶助のネットワークづくりや交流活動を支援します。
- 高齢者が安心して暮らすことができる基盤整備を進めます。
- 高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援します。
- 高齢者の経験や技能、資格を活かせる環境をつくります。

これまでの振り返り総括

- 雲南地域介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所（7事業所）、特別養護老人ホーム（70床）などの介護基盤整備を進めた。
- 認知症対策として、認知症地域支援推進協議会の設置、徘徊 SOS ネットワークシステム構築（H25年度末協力機関・協力者 828）、認知症サポーター養成（H25年度末 4,937人）、もの忘れ相談検診などを行った。
- 地域包括支援センターによる総合相談窓口の充実（H25年度相談延件数 15,215件）、福祉タクシー利用助成（H21年度～）・高齢者等タクシー利用助成（H24年度～）、だんだんタクシー・デマンド型乗合バス運行、生活管理指導事業（H25年度生活管理指導員派遣実利用者数 51人）及び配食サービス（H25年度末実利用人数 200人）など日常生活における支援を行った。
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けて、シルバー人材センター、老人クラブの運営を支援した。地域と交流があると感じる高齢者の割合は、約7割（H17年度：約6割）であり、自ら地域の中で世代間交流活動などに参加される姿が見られる。
- 特定高齢者通所型介護予防事業（H25年度はつらつデイサービス実利用者数 432人）や、地域運動指導員（194人養成）によるいきいきサロン（H25年度末 295サロン）での運動指導など介護予防事業を実施した。

23. 障がい者（児）福祉の充実

施策の目的

対象 市民

意図 日常生活をいきいきと安心して暮らす。

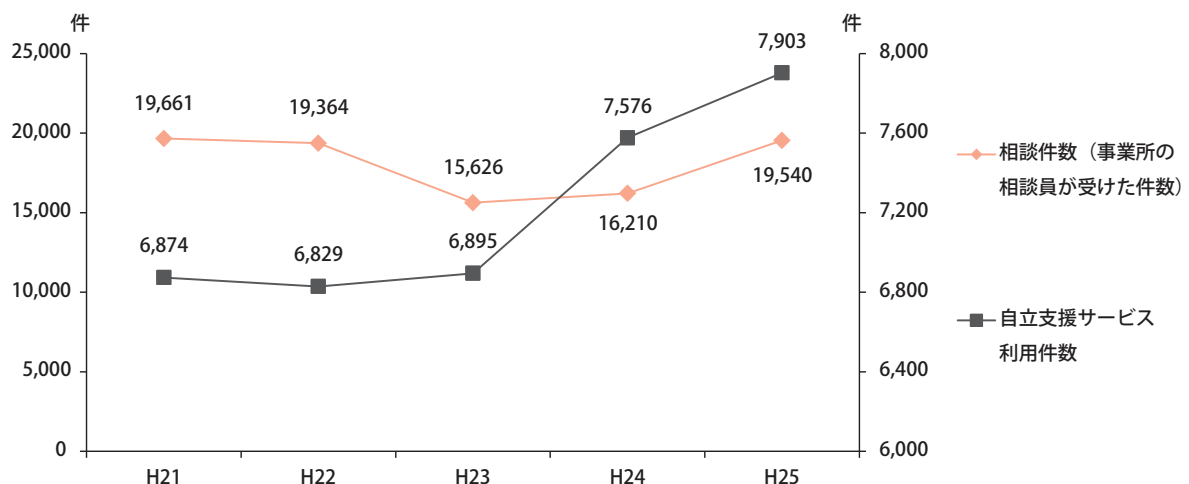
施策の基本方針

- 障がいへの理解の拡大とともに、相談窓口の充実及び社会参加の促進を図ります。
- 在宅生活を支える日中サービス等を充実し、地域生活を支援します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
障がい者が社会参加しやすい環境だと感じる市民の割合	26.6%	30.0%
障がい者雇用率	1.71%	2.20%

相談件数・自立支援サービス利用件数



基本事業

障がい者
(児)
福祉の充実

自立と社会参加の促進

対象 市民**意図** 障がい者が社会参加しやすくする。**方針** 障がいへの理解を深めるための啓発活動を行うとともに、就職及び継続的な就労に向けた支援や地域活動などに参加しやすい環境づくりを行います。また、施設等のバリアフリー化を進め、障がい者にやさしい住環境づくりを推進します。

相談体制の強化

対象 障がいのある市民及びその家族**意図** 障がいに関して相談する。**方針** 相談支援事業所との連携を強化し、身近な相談窓口の確保・充実を図るとともに、権利擁護や差別防止等に関する相談機能の充実を図ります。また、発達障がいについて、状況に応じた切れ目のない相談・支援体制を関係機関とともに整えます。

福祉サービスの充実

対象 障がいのある市民及びその家族**意図** 安心して暮らす。**方針** 在宅生活を支える移動支援をはじめとした日常生活に必要な支援とともに、就労につなげるための研修機会などの充実を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 障がいの理解を深め、障がいのある人の見守りや声掛けを行います。
- 障がいのある人も自ら積極的な社会参加に努めます。
- 事業所では、障がい者の雇用機会の充実を図ります。

行政（市、県、国）

- 在宅福祉サービス・相談支援の充実により、地域生活への移行を支援します。
- 障がいのある人への理解について啓発を行います。
- 関係機関等と連携し、障がいのある人の就労・自立に向けて支援します。

これまでの振り返り総括

- H18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、基幹型相談支援事業所（1ヶ所）、指定相談支援事業所（4ヶ所（うち委託型3ヶ所））が設置されました。さらに、H24年度の法改正により、障がい福祉サービス体系が改められ、グループホーム・ケアホーム（4ヶ所）、生活介護施設（1ヶ所）の整備を進めました。
- 福祉タクシー利用助成（H21年度～）、精神障がい通院医療費及び交通費助成（H18年度～）などは、本市独自の生活支援として実施しています。
- H25年度の市内の障がい者雇用率は1.71%であり、県平均の2.32%より低いことから、就労に向けた継続的な支援に努めています。
- 市ではH25年度より優先調達方針を定め、障がい者就労施設から、特定信書便業務、清掃業務等の調達に努めています。
- 関係者とともに設置を働きかけてきた出雲養護学校雲南分教室（1学年定員8人）の開校がH27年4月に予定されています。

24. 生活困窮者の支援

施策の目的

対象 生活困窮者

意図 生活保護に陥らない、自立する。

施策の基本方針

- 就労支援、相談体制の充実を図り、生活困窮者の自立に向けた支援を強化します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
生活保護率	4.99% ^{※ 39}	6.80%
生活保護から自立した世帯数 (死亡・転出は含めない)	9 世帯	10 世帯

※ 39 %…「パーミル」。1000 分率を表す単位です。例えば 1‰は、1/1000=0.001=0.1% となります。

基本事業

生活困窮者の支援

相談体制の強化

対象 生活困窮者**意図** 相談しやすい体制をつくる。**方針** 社会福祉協議会など関係機関とともに、生活困窮者に対する相談・支援体制を強化します。また、民生委員・児童委員等と連携し、生活困窮の早期段階での相談・支援体制の構築を図ります。

自立に向けた指導支援の充実

対象 生活困窮者**意図** 生活を立て直す。**方針** 自立に向けた支援計画を策定するとともに、住まいの確保や生活の立て直しに向けた指導・支援を強化します。また、生活保護受給者には、ケースワーカー及び専門職（医療社会指導員・就労支援員）が、定期的な自宅訪問や主治医からの聞き取りを行い、必要な指導・支援を実施します。

就労支援の充実

対象 働くことができる生活困窮者**意図** 就労する。**方針** 就労支援員などによる就労支援体制を強化するとともに、ハローワークなど関係機関との連携を図り、就労に向けた支援を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 民生委員等は、早期に生活困窮者の相談に応じ、行政等へ繋がります。
- 生活保護から早期に自立できるよう努力します。

行政（市、県、国）

- 生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 生活困窮者世帯の自立に向け、関係機関と連携して支援します。
- 生活困窮者世帯の必要に応じた相談対応や支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 生活保護法に基づき適正に保護の要否を決定し、被保護世帯には定期的な訪問や就労活動など、自立支援を積極的に実施しています。
- H26年4月の消費税率の引き上げの際に、非課税世帯を対象とした臨時福祉給付金を給付しました。
- 各総合センターへは身近な受付・相談窓口を設置しています。
- H22年度からは就労支援員（1名）を配置することにより、ハローワーク等と連携し、求人情報の提供・就労に向けた支援を行いました。また、稼働能力のある被保護者であって一般就労の出来ない方には、本人の意思を配慮した就労支援を行っています。

25. 地域福祉の充実

施策の目的

対象 市民

意図

地域で支えあう意識を高め、福祉活動を実践する。

施策の基本方針

- 地域で支え合う意識を高め、体制を整え、自助・共助・公助による福祉活動を推進します。
- 地域福祉に関する課題を明確にして、地域、行政及び関係機関が連携し、地域の個別課題の解決に向けて取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
地域福祉活動に関心がある市民の割合	65.2%	70.0%
福祉ボランティア活動をした市民の割合	26.3%	35.0%



地域自主組織による水道検針事業を兼ねた高齢者の見守り



見守りを兼ねた自宅訪問（携帯電話機種説明）

基本事業

地域福祉の充実

地域の福祉課題の明確化

対象 市民**意図** 地域ごとに課題を明確にし、解決に向けた取り組みを行う。**方針** 地域の状況や実態、問題・課題を把握し、地域課題の明確化を図ります。また、地域福祉の学習会や地域円卓会議を通じて、課題解決に向けた方法を学び、地域で検討し、実践していく環境をつくります。

支え合う地域づくり

対象 市民**意図** 地域で支え合う体制をつくる。**方針** 地域での声掛けや要支援者の把握などを行い、地域で支え合う機運を高め、地域ぐるみで取り組む環境をつくります。また、地域自主組織が中心となり、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会福祉委員、地域福祉推進員及び様々な団体と連携して、地域の課題解決に向けた推進機能の向上を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地域内での声掛け・見守り等、地域相互扶助の意識を高めます。
- 地域の福祉活動に積極的に参加します。
- 地域福祉活動を担う人材を育成します。

行政（市、県、国）

- 地域自主組織、社会福祉協議会等関係機関との連携を図った推進体制をつくります。
- 地域福祉活動を担う人材育成と参加・参画しやすい環境づくりを支援します。

これまでの振り返り総括

- 地域福祉の充実に向け、福祉法人、市民、民間団体、行政が連携して活動しています。
- H25年度に地域福祉の推進体制が変更されたことにより、地域一体となって福祉活動が展開できるようになりました。
- H25年度以降、地域自主組織の円卓会議、活動発表会、地域訪問などにより、地域の活動状況や課題把握、地域間の情報共有が図れています。
- 災害時要援護者避難支援計画の見直しにあたっては、要支援者の登録を地域申告方式により行うことで協議を進めています。
- H25年度に事業者と行政の協定等による見守り活動が開始されたほか、地域の実情に応じた様々な見守り活動が進められています。

26. 子育て支援の充実

施策の目的

- 対象** 子どもの保護者と産み育てたい夫婦
※子どもとは、乳幼児・児童・生徒（0歳～18歳）
- 意図** 安心して子育てができる。

施策の基本方針

- 多様化する保育ニーズに対応するためのサービス及び施設の充実に取り組みます。
- 保護者の子育てに関する不安や悩みを解消し、子どもたちの健やかな発達を図ります。
- 就学前の子どもの教育・保育に関する窓口の一元化に向けた体制整備や包括的な取り組みにより、保護者の満足度の向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (地域の視点)	61.3%	70.0%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (職場の視点)	55.6%	65.0%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (行政サービスの視点)	61.3%	70.0%
合計特殊出生率※40	1.60	1.81

役割分担

市民 (市民、事業所、地域、団体)	行政 (市、県、国)
<ul style="list-style-type: none"> ● 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任をもち、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。 ● 親子の愛着を育み、子どもに正しい生活習慣を身につけさせ、良好な家庭環境をつくります。 ● あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、地域ぐるみで子育てを支えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが家庭・地域で健やかに育つために必要な経済支援、環境整備、情報発信を行います。 ● 子どもを地域全体で育むための人材育成、ネットワークの構築などを支援します。 ● 子育ての不安や悩みに対して、関係機関と連携し、相談できる体制の充実を図ります。

※40 合計特殊出生率…厚生労働省「人口動態統計」における指標。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安で、現状値 (H25) は、厚生労働省の「人口動態統計特殊報告 (H20～24)」によるものです。

基本事業

子育て支援の充実

地域における子育て支援の充実

対象 保護者・地域**意図** 地域で子育てを支える環境がある。**方針** 地域での子どもの見守りや多世代交流、相談の場づくりとともに、放課後子ども教室、放課後児童クラブなどに地域と行政がともに連携して取り組みます。また、放課後児童クラブなどの施設について、保護者ニーズを踏まえ整備・充実を図ります。

子どもの心と体の健やかな発達支援

対象 保護者**意図** 子どもを健やかに育てる環境がある。**方針** 保護者意識の向上を図るとともに、子どもの基本的な生活習慣づくり・体力づくりの支援、日々の生活、成長に合わせた切れ目のない相談・支援及び健診の充実を図ります。発達に心配のある子どもについて、早期発見及び支援等を関係機関と連携して取り組みます。また、子どもが安心して生き生きと活動できる遊び場環境の充実を図ります。

子育てと仕事の両立支援

対象 保護者**意図** 子育てと仕事を両立できる。**方針** 保護者の就労環境の多様化などへの対応を図り、病児・病後児保育などの制度充実、待機児童対策及び教育・保育施設の充実に取り組みます。また、事業所・家庭における理解を深めるための啓発を行い、仕事と子育ての両立を推進します。

子育て相談の充実

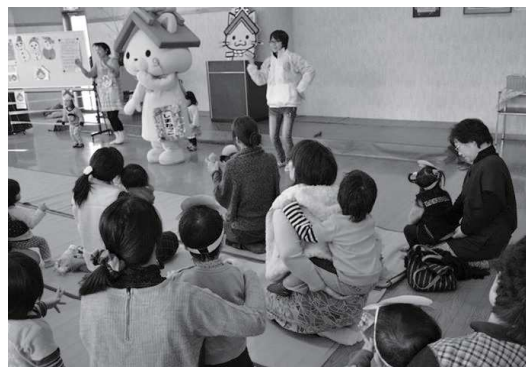
対象 保護者**意図** 子育ての悩みが相談できる。**方針** 子育てへの不安や悩みに早期から対応する相談体制を整えるとともに、支援や保護が必要な児童の相談及び支援体制の充実を図ります。また、問合せ・相談窓口の充実を図り、ワンストップ化に向けて取り組みます。

経済的支援の充実

対象 保護者等**意図** 子育てに係る経済的負担が軽減される。**方針** 保育料減免、子ども医療費助成、不妊治療費の費用助成などの制度実施により、保護者及び子どもを産み育てたい夫婦の経済的な負担軽減を図ります。

これまでの振り返り総括

- 延長保育や病後児保育の充実、保育所、放課後児童クラブ、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの整備・機能拡充、子育て相談室の設置により、サービス充実及び環境向上を図っています。
- 保育所保育料は、H23年度より国基準の6割とする軽減制度を設け、県内8市の中で低い保育料となっています。保育料の土曜減免（保育料の2割軽減）、第3子以降軽減（3歳未満の3人目以降の子どもが保育所に入所した場合半額としている）と合わせ実施しています。
- H25年7月から、子ども医療費助成制度の無料化の対象範囲を小学校就学児童まで拡充しました。
- 妊産婦相談、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、ブックスタート事業、育児相談及び幼児期からの運動器機能向上などにより、子ども・保護者の心と体の健康増進を図っています。
- 一般不妊治療に対する費用助成を行い、H25年度からは、県内8市で唯一、特定不妊治療に対する費用助成を開始しました。
- 就学前及び小学校児童の保護者を対象とした「子ども子育てニーズ調査（H25.12月）」では、「働きながら子育てできる環境」「経済的な負担軽減」「安全・安心な遊び場確保」「医療環境の充実」のニーズが高くなっています。



27. 学校教育の充実

施策の目的

対象 小学校の児童・中学校の生徒

意図

基礎基本（知・徳・体）の発達を促し、生き抜く力を身につける。

施策の基本方針

- 『夢』発見プログラムによる保幼小中高の一貫したキャリア教育※41を推進し、教育の質の向上を図ります。
- 学校、家庭、地域、行政の連携・協働により、心身ともに健やかな子どもを育てます。
- 就学に対して困難さを抱える児童生徒への支援の充実を図ります。
- 計画的な学校施設等の整備を推進し、快適な教育環境を実現します。
- 家庭・地域・学校・行政の協働により、心身ともに健やかな子どもを育てます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
全国学力調査結果 (全国比較; 小学6年国語(上)・中学3年国語(下))	-3.3ポイント 1.6ポイント	1.5ポイント 2.5ポイント
全国学力調査結果 (全国比較; 小学6年算数(上)・中学3年数学(下))	-4.4ポイント -2.8ポイント	0.8ポイント 1.9ポイント
スポーツテスト結果(男女平均) (県比較; 小学5年(上)・中学2年(下))	0.8ポイント -0.22ポイント	1.5ポイント 2.5ポイント
自分にはよいところがあると思う生徒の割合 (中学3年生)	64.5%	80.0%
将来かなえてみたい夢がある生徒の割合 (中学3年生)	75.2%	90.0%



※41 キャリア教育…子どもたちの生き抜く力を育成する観点から、学校での学びと社会との関連性を教え、学習意欲を向上させるとともに、学習習慣を確立させる教育。

※42 ユニバーサルデザイン授業…発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒を含め、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業を指します。

基本事業

学校教育の充実

すべての子どもにわかりやすい授業づくりの推進

対象 児童・生徒**意図** ユニバーサルデザイン授業※42を推進する。**方針** 授業づくり研修や指導主事による学校訪問を行い教職員の資質向上を図るとともに、多様な外部人材を活用し、『夢』発見プログラムを中心としたキャリア教育や発達段階に応じた英語教育の充実による教育の質の向上を図ります。

地域力を活かした教育の充実

対象 児童・生徒**意図** 地域の力を活かして学ぶ。**方針** それぞれの中学校区における地域教育協議会等の取り組みを継続し、学校・地域の連携強化に努め、地域のひと・もの・ことを活かしたふるさと教育推進による教育の質の向上を図ります。

困難さを抱える児童生徒への支援の充実

対象 児童・生徒**意図** 個に応じた教育・支援を受ける。**方針** 学習に困難さを抱える児童生徒への早期からの支援に保幼小中連携で取り組むとともに、経済的な理由により就学に支障のある児童生徒に対して支援を行います。また、教育相談・支援センターやスクールカウンセラー等による相談体制の充実に努め、不登校を出さない学校づくりを進めるとともに、不登校対応プログラムによって学校への復帰を支援します。

学校の施設・設備の充実

対象 児童・生徒**意図** 充実した教育施設・設備で学ぶ。**方針** 空調機器の設置をはじめとする学習環境の整備、教育教材や備品の充実、通学路や周辺環境の適正な維持管理に努めます。また、老朽校舎等の計画的な改修を進めるとともに、スクールバスの年次的な更新や給食施設の計画的な整備を進めます。

規則正しい生活習慣の定着

対象 児童・生徒**意図** 良い生活リズムを身に付け、基礎体力を付ける。**方針** 『夢』発見プログラムに基づく「生活リズムと食」に関する取り組みにより、子どもの基本的な生活習慣づくりや基礎的な体力づくりを推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 家庭では、子どもの心身の健康を育み、生活体験を通じて生活習慣や善悪の判断等規範意識の基盤をつくります。
- 地域では、子ども達が安心して活動できる安全な環境をつくり、子ども達に多様な体験の場を提供します。
- 学校現場への地域の積極的な関わりをつくります。

行政（市、県、国）

- 児童生徒の個に応じた教育環境をつくります。
- 支援が必要な児童生徒への支援体制を整えます。
- 確かな学力の定着と、社会生活における生き抜く力を育みます。
- 児童生徒が安心して学習できる安全な環境をつくります。
- 教員の教育力、資質向上を図ります。

これまでの振り返り総括

- 保幼小中の一貫した『夢』発見プログラムにより、『夢』発見ウィーク、幸雲南塾 in さんべ、お弁当の日等を通じて、保育所・幼稚園からのキャリア教育を推進している。また、H23年度から中学生を対象に高校生や大学生と語り合うカタリバ事業を実施している（カタリバ実施校及び参加者の推移：H23年度、1中学、56名⇒H25年度、5中学、250名）。
- 不登校対応プログラムの実施、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学校支援員の配置などにより児童・生徒の個に応じた支援を行っている。
- いじめに関する学習や教職員研修を実施し、H26年度には「雲南市いじめ防止基本方針」を策定した。
- 市内全小中学校施設の耐震化を完了し、H26年度から普通教室のエアコン設置を行うなど、学習環境の向上を図っている。
- 雲南圏域の障がいのある子どもを持つ保護者を中心に、出雲養護学校高等部雲南分教室の設置を働きかけ、H27年度の開校が決定した。

28. 生涯学習の推進

施策の目的

対象 市民

意図 生涯を通じて自ら学び、人生を豊かにする。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域、行政が連携し、学習機会の充実を図ります。
- 交流センターや図書館など、学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
日頃から学習活動を行っている市民の割合	36.2%	41.0%



基本事業

生涯学習の推進

学習機会の充実

対象 市民**意図** 学習の機会を確保する。**方針**

地域自主組織や活動団体との協働により生涯学習メニューの充実を図るとともに、地域課題の解決に向け地域ぐるみで学習する機会の提供に努めます。また、市民の学習機会享受に向け、ホームページ、市報、CATV、音声告知放送及びSNS等の広報媒体を活用し、学習情報の提供に努めます。

学習環境の充実

対象 市民**意図** 充実した施設・設備を利用する。**方針**

交流センター施設整備計画を指針として交流センターを整備・改修していきます。また、老朽化施設・備品の更新と施設の適正な管理運営により、有効に活用できる環境を確保していきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 自ら進んで教養を高めるため学習活動に取り組みます。
- 地域ぐるみで学習する機会や環境づくりに努めます。

行政（市、県、国）

- 市民の自発的な学習を支援するための機会や環境の充実に努めます。

これまでの振り返り総括

- 市民大学（H18からH24年度まで、計63回・のべ参加者数2,746人）や、出前講座（H21から25年度まで、計985回・のべ参加者数22,714人）の実施により、市民に学習機会を提供しました。
- H22年度に、公民館から交流センターに移行したことに伴い、地域自主組織内に生涯学習担当部が組織化され、地域の特性を生かした生涯学習が積極的に取り組まれるようになりました。
- 地域自主組織で行われる生涯学習活動に対し、地域づくり担当職員（6人）や社会教育コーディネーター（7人）による支援、交付金の交付などの支援を行いました。
- 国際文化交流協会による事業（小中学生を対象とした英語スピーチコンテストや早稲田大学留学生の受け入れなど）の実施により、国際的視野をもった人材育成に資する学習機会の提供が図られました。
- H23年度から（株）キラキラ雲南への図書館業務の民間委託により、図書のリターン等、利便性が向上しました。

29. 青少年健全育成の推進

施策の目的

- 対象** 青少年
(就学後～30歳未満の市民)
- 意図** 社会でたくましく生き抜く力を身に付ける。

施策の基本方針

- 家庭における教育力の向上を図り、規範意識や社会性を身に付けた青少年を育成します。
- 学校、家庭、地域の連携による交流・体験活動を推進します。
- 異文化に触れる機会を提供し、国際感覚豊かな青少年を育成します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
補導人数※43 (雲南圏域)	50人	40人
地域の子どもを育てようと活動している市民の割合	27.9%	35.0%



※ 43 補導人数…非行少年(粗暴犯、窃盗、建造物侵入などの刑法犯)及び不良行為少年(飲酒、喫煙、無断外泊、深夜はいかい、不良交友など)の合計。

※ 44 親学プログラム…主に乳幼児から中学生をもつ親(保護者)を対象とした参加型学習において、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すために活用する学習支援プログラムです。様々なテーマで構成され、ねらいや目的、参加者の実態に応じて選択できます。

※ 45 グローバル人材…グローバル人材…国の「グローバル人材育成戦略(グローバル人材育成推進会議審議まとめ)」において、「グローバル人材」の概念は、概ね以下のような要素が含まれるものと整理しています。

要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力
 要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
 要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

基本事業

青少年健全育成の推進

正しい生活態度を身に付けるための家庭・地域の教育

対象 青少年

意図 正しい生活態度を身に付ける。

方針 親（保護者）を対象とした参加型学習において親学プログラム^{※44}を積極的に活用し、家庭における教育力の向上を図ります。また、規範意識や社会性を身に付けさせる「ふるまい推進」やPTA等との協働により情報モラルに関するメディア教育に取り組みます。

地域における交流体験・学習活動の推進

対象 青少年

意図 たくましく生き抜く力を身に付ける。

方針 地域資源を活かした魅力ある体験プログラムを企画・提供するとともに、コーディネーターの働きかけにより地域の大人が子どもの育ち・学びに関わる機会を増やすなど、多世代交流や体験活動の充実を図ります。また、NPO法人、教育に志のある若者等との協働により、土曜日等の学習活動の充実を図ります。

グローバル人材^{※45}の育成

対象 青少年

意図 グローバル社会に対応していく力を身に付ける。

方針 青少年海外派遣等交流事業や国際交流員による保幼小中学校等への訪問活動などに取り組み、国際感覚豊かな青少年を育成します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 「地域の子どもは、地域で育む」という機運をつくります。
- 地域での通学合宿や野外活動により、青少年に生き抜く力を身に付けさせます。
- 見守りボランティアなどにより、青少年が安心して健やかに暮らせる環境をつくります。

行政（市、県、国）

- 関係機関等とともに青少年の健全育成活動を支援、推進します。
- 有害情報から青少年を保護するとともに、犯罪被害を防止するための環境整備に取り組みます。

これまでの振り返り総括

- 地域自主組織によるふるまい向上活動や子どもの見守り、通学合宿や野外活動等が積極的に開催され、地域で子どもを育てる体制が強化されました。
- 放課後子ども教室推進事業や学校支援地域本部事業により、子どもの学びに関わる地域住民が増え、地域の子どもの地域で育てようとする意識が変わりつつあります。
- 青少年海外派遣等交流事業により、H17年度以降計68名の中高生がアメリカ合衆国・インディアナ州リッチモンド市、韓国・慶尚北道清道郡（チョンドグン）に赴き、交流を通じて国際感覚豊かでたくましく生き抜く力を身に付けています。
- 雲南市教育相談センター（愛称：ふぁーすと）で、子どもの相談支援を行いました。
- 親学講座の開催や「うんなん家庭の日」（第3日曜日）など、家庭教育支援に取り組みました。
- キャリア教育を推進するための『夢』発見プログラムによる「お弁当の日」を全小中学校で取り組みました。
- 青少年育成協議会補助事業により、関係機関が連携・協力して、青少年健全育成に取り組みました。
- H26年度から土曜学習（地域の人材や社会資源を活用した土曜日の教育活動）を実施し、様々な体験学習に取り組みました。

30. 平和と人権の尊重

施策の目的

対象 市民

意図

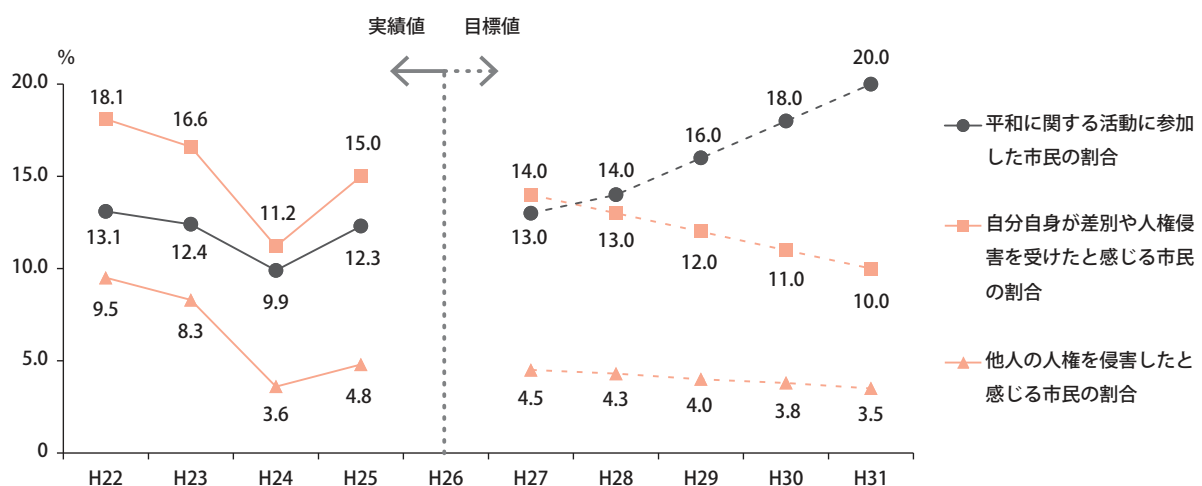
平和の意義を理解するとともに、人権を守り、お互いを尊重しあう。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域、職場における学習会などにより、人権・同和問題についての教育・啓発を推進します。
- 『『平和を』の都市宣言』の地として、継続して平和教育に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
自分自身が差別や人権侵害を受けたと感じる市民の割合	15.0%	10.0%
他人の人権を侵害したと感じる市民の割合	4.8%	3.5%
平和に関する活動に参加した市民の割合	12.3%	20.0%



基本事業

平和と人権の尊重

学校・家庭における平和・人権教育の推進

対象 市民・児童生徒**意図** 平和・人権教育を受ける。家庭において人権を尊重し合う。**方針** 学校・PTAとの連携により、『夢』発見プログラムによる平和・人権教育を推進し、幼児期から培っていく豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心の形成を図ります。研修会等を行うとともに、家庭における子どもの人権などに関する相談体制の充実を図るほか、インターネット等による人権侵害の防止に努めます。

地域における平和・人権の尊重

対象 市民**意図** 地域において人権を尊重し合う。**方針** 関係機関との連携により、地域自主組織等における学習会を行い、平和と人権に関して学び、考える機会を提供します。あらゆる差別や人権・同和問題とともに、性同一性障がいなどの新たな人権課題への対応に取り組みます。

職場における平和・人権の尊重

対象 市民**意図** 職場において人権を尊重し合う。**方針** 事業者・雇用主の啓発・指導を行い、協力のもと、職場における学習会を行い、働く女性の人権やあらゆるハラスメント、同和問題について学び、考える機会をつくります。相談窓口の周知と充実を図り、職場・雇用環境における差別や人権侵害の予防・解決に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 平和と人権・同和問題に対する正しい知識と理解を深め、自分の問題として捉え、暮らしの中で実践します。

行政（市、県、国）

- 「平和を」の都市宣言及び雲南市人権施策推進基本方針（第1次改定）に基づき、平和と人権の教育・啓発活動や学習機会の提供を行います。

これまでの振り返り総括

- 地域での研修（定例公開講座、同和問題地域講座）や市内教職員、市職員等（市立病院や広域連合等の職員を含む）、雲南地域同和問題企業等連絡協議会（61社）における研修は、毎年65回程度開催し、2,300名～2,400名の参加があります。
- 学力・進路保障運営事業により、子どもと保護者、地域、学校、行政の交流による信頼関係の構築を図りました。
- 永井隆博士顕彰事業として「永井隆平和賞」を継続的に実施するとともに、『夢』発見プログラムの一環として市内小中学校の児童生徒が永井隆博士の生き方を学ぶ機会を提供してきました。
- 地域の女性団体との連携により、故・上代タノ氏の功績（平和運動、日本の女子高等教育、女性の社会参加等）を顕彰する事業に取り組み、上代氏の生き方や実践に学ぶ機会を提供しました。
- 全日本同和会島根県連合会雲南支部、部落解放同盟島根県連合会雲南支部などの活動を継続的に支援しました。
- 同和地区生活相談員を配置し、同和地区における諸問題に関する相談を実施しました。



31. 生涯スポーツの振興

施策の目的

対象 市民

意図 生涯を通じて、スポーツや運動に親しむ。

施策の基本方針

- 年齢や性別、障がい等を問わず、市民が生涯においてスポーツや運動に関わる環境づくりを推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
週1回以上(1回30分以上) スポーツや運動をしている市民の割合	38.5%	46.0%



基本事業

生涯スポーツの振興

スポーツや運動をする機会の充実

対象 市民**意図** スポーツや運動の機会を確保する。**方針** スポーツ推進計画に基づき市民の体力向上を図るため、スポーツ推進委員や地域運動指導員が中心となってスポーツや運動の機会を提供するとともに、身体教育医学研究所うんなんとの連携によりスポーツや運動の重要性についての情報提供を行います。また、総合型地域スポーツクラブ、体育協会・スポーツ少年団等の既存の関係団体と連携し、スポーツの仲間づくりを推進します。

スポーツ環境の充実

対象 市民**意図** 気軽にスポーツに親しめる環境を確保する。**方針** 市民が気軽にスポーツに親しむ環境整備に努めるとともに、計画的なスポーツ設備の更新や適切な管理に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 日頃からスポーツや運動に親しみ、実践します。
- 地域ぐるみでスポーツに親しむ機会や環境づくりに努めます。

行政（市、県、国）

- スポーツや運動の機会の提供・普及啓発に努めます。
- スポーツや運動を普及・振興する人材を育成します。
- スポーツや運動に親しむ環境整備に努めます。

これまでの振り返り総括

- H23年度にスポーツ基本法が改正され、体育指導委員（67名）がスポーツ推進委員（43名）に改められました。これにより単なるスポーツ実技の指導のみでなく、各地域や団体等との間のコーディネーターとしての役割も求められることになり、本市においても世代間や地域間等での交流の場で活動が行われています。
- 総合型地域スポーツクラブの結成を進め、H23年2月に新たに三刀屋地区に組織され、大東・加茂と合わせた3地区において3つのクラブが活動しています。
- チャレンジデーや市内6地区の運動教室などの実施により、スポーツの習慣化を推進しています。
- さくらおろち湖周辺を活用した、レガッタ・トレイルラン・マラソンなどの大会、サイクリング・ウォーキングなど新たな運動の機会も生まれています。
- H18年度設置した身体教育医学研究所うんなんにおいて、市民の運動（歩行・体操）の習慣化を図るため、モデル地区（10地区）を設定した取り組みを行いました。
- H26年4月にスペシャルオリンピックス日本・島根（事務局）が雲南市に置かれ、知的障がいのあるアスリートの活動の推進が図られました。

32. 地域文化の振興

施策の目的

対象 市民

意図

文化芸術を普及・振興し、地域文化（地域の伝統文化・歴史遺産）を次世代に伝える。

施策の基本方針

- 地域文化に対する市民の関心を高めます。
- 地域の伝統文化や文化遺産の情報を発信します。
- 指定文化財を適正に保存・活用します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
文化芸術に親しんでいる市民の割合	33.6%	40.0%
地域文化（地域の伝統文化・歴史遺産）を次世代に伝える活動をしている市民の割合	7.2%	7.5%



創作市民演劇の1シーン



基本事業

地域文化の振興

地域文化の保存継承

対象 市民**意図** 地域文化を次世代に伝える。**方針** 指定文化財の状況を確認し、所有者による適正な管理に努め保護・保存するとともに、地域の伝統文化の保存継承の実態把握に努め、継承者の育成を図ります。

地域文化の活用

対象 市民**意図** 地域文化を学び、体感する。**方針** 加茂岩倉遺跡、菅谷たたら山内、郡垣遺跡などの情報発信を推進するとともに、地域文化に対する理解を深めるため市民が学び、参加することができる文化振興事業、歴史探訪講座等を実施します。

文化芸術の振興

対象 市民**意図** 文化芸術活動に親しむ。**方針** 施設の専門的機能を活かした文化芸術活動の拠点形成及び環境づくりを推進するとともに、主体的で特色のある活動の発展に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地域文化を学び、関心を持ちます。
- 地域文化の保存・継承に努めます。
- 文化芸術に親しみ普及に努めます。

行政（市、県、国）

- 地域文化に関する理解、関心が深まるよう取り組みます。
- 地域文化を保存・継承し、保存団体等を支援するとともに、活用に向け取り組みます。
- 文化芸術を享受できる機会の充実に努めます。

これまでの振り返り総括

- 菅谷たたら山内の保存修理工事を H24 年度から開始しました（高殿の修理工事は H26 年度完了）。
- H20 年度から 23 年度にかけて田部家古文書の調査を行い、たたら操業等に関する目録集を作成しました（H24.3 月）。
- 菅谷たたら山内活用事業により事業主体の活動支援（公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団による、保存修理前の菅谷たたら山内高殿などを 3D 撮影した記録映像作成・公表）を行いました。
- 加茂岩倉遺跡出土銅鐸の国宝指定（H20.7.10）により、来場者数が増加しました。
- 旧大原郡家と思われる建物跡が発見され、H21 年度から 23 年度に範囲確認調査を行いました。
- 古事記編纂 1300 年記念関連事業の効果により、歴史、神話、地域文化への市民の関心や学習ニーズが高まり、出前講座の回数・参加者が増加しました。
- H22 年度から各 3～4 回シリーズで歴史探訪講座を開催するなど、市民が歴史文化に関心を持つための取り組みを行いました。
- 市内の伝承地を紹介する観光ガイド（H26.4.1 現在：21 名）について、「たたら」や「神話」等に関する研修を重ねガイドのスキルアップが図られました。
- 神楽フェスティバルや出雲追分全国優勝大会の開催、木次盆踊り及び掛合太鼓保存会の全国大会出場への支援を行いました。
- 古代出雲王国祭りや加茂岩倉銅鐸の夕べの開催など、業務委託による事業実施を図りました。また、松江自動車道加茂岩倉 PA に駐車場、ゲートを設置、岩倉遺跡と連結し直接、遺跡・ガイドスへ訪れることが可能になりました（H26.8 月）。

33. 地域資源を活かした産業の創出

施策の目的

対象 市内の事業所（者）

意図 新分野進出、新商品開発をする。

施策の基本方針

- 地域資源を活用したプロジェクト等を核として「食の幸」の新商品開発及び販路開拓に取り組みます。
- 関係機関及び事業者間の情報交換と連携促進を図り、創業及び新分野進出等に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
農商工連携プロジェクトによって生み出された商品数	4 個	5 個
農商工連携協議会会員	74 事業者	74 事業者
新産業創出補助金による新分野進出の件数	6 件	6 件



大型唐辛子「オロチの爪（H22商標登録）」



杜のズコット

基本事業

地域資源を活かした産業の創出

新分野進出・新商品開発の戦略立案の支援

- 対象** 市内の事業所（者） **意図** 新分野に進出、または、新商品を開発できるようにする。
方針 セミナー等の研修機会の提供、支援制度の紹介及び事業計画の立案の支援を行います。また、雲南市産業振興センター、しまね産業振興財団等の専門機関と事業者の連携を促進します。

新商品の開発支援

- 対象** 新分野進出・新商品開発を考える市内の事業所（者） **意図** 新商品を開発する。
方針 創業、新分野進出及び新商品開発の支援制度を充実していきます。また、事業者と専門家、事業者間の連携を図り、売れる商品づくりを推進する。

新商品の販路開拓支援

- 対象** 新分野進出・新商品開発を考える市内の事業所（者） **意図** 新商品販売する。
方針 事業者と行政の連携・協力のもと、「出雲のみなもと雲南」を活用した積極的な情報発信を行うほか、販路開拓の支援制度の充実、トップセールスなどを実施します。また、研究・開発による市産品の価値の向上や市内外発信・提供の強化促進の拠点（農畜産物加工、レストラン、直売、観光情報発信、特産品販売など、農業の6次産業化の拠点施設）を整備します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活かした新分野への進出や新商品の開発に取り組みます。 ● 農業・商業・工業で連携した新分野への進出や新商品の開発に取り組みます。 ● 市場ニーズを把握し、販路及び販売拡大に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新商品の開発、販路開拓及びマッチングを支援します。 ● 農商工連携による取り組みを推進します。 ● 新分野への進出や新商品開発のための情報提供や技術修得を支援します。

これまでの振り返り総括

- 農商工連携協議会をH20年度に設立し、5つ（スパイス・スイーツ・たまご・さくら・山の幸）のプロジェクトを推進しています。雲南市の農商工連携を推進するロゴマークとして「出雲のみなもと雲南（H26商標登録）」が生まれました。
- 新商品開発への支援を行い、杜のズコット、オロチの爪（H22商標登録）、うんなんオムライス、スパイス鍋などが生まれました。市単独の開発補助を行い、その成果として35ヶの商品が生まれました。また、雲南市の土産品や旅行商品の開発も進められました。
- たたらの里山再生を目指した新たなエネルギー供給事業者が誕生したほか、建設事業者の新分野進出（農業・サービス業など）が進みました。
- 地域資源を活かした取り組みにより、地域の魅力を高める活動や商品が生み出され、雲南市の「食の幸」のブランド化に寄与しました。

34. 雇用機会の充実と安定

施策の目的

対象 求職者
(就労を希望する市民)

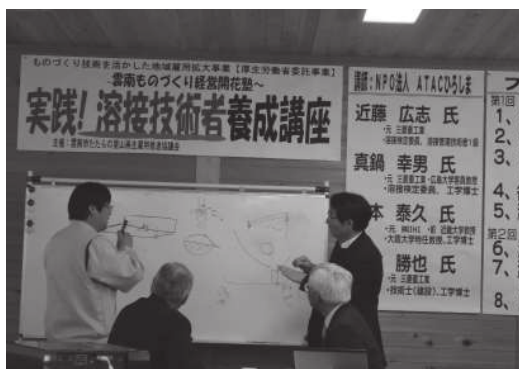
意図 市内で就労できるようにする。

施策の基本方針

- 求人・求職者のマッチングを推進します。
- 働きやすい環境づくりを推進します。
- 人口の社会増に向け、若者や UI ターン者に向けた就労支援を強化します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
有効求人倍率※ ⁴⁶ (雲南圏域)	0.73 倍	0.80 倍
就職率※ ⁴⁷ (雲南圏域)	44.7%	45.7%
求人の充足率※ ⁴⁸ (雲南圏域)	28.7%	29.7%



基本事業

雇用機会の充実と安定

求職者に対する就労支援

対象 求職者

意図 就労できるようにする。

方針

ハローワークとの連携による無料職業紹介や雲南雇用対策協議会による就職促進の取り組みなどにより、新規就労者の雇用確保を推進します。また、求職者に対し就労支援に関する情報の提供を推進します。さらに、雲南市産業振興センターによる企業訪問、相談対応、インキュベーション^{※49}機能を強化し、雇用創出を推進します。

良好な就労環境の啓発推進

対象 求職者

意図 良好な就労環境で就労する。

方針

関係機関と連携し、情報提供や啓発活動を行い、就労環境の整備を図ります。また、ワークライフバランス^{※50}等の啓発に努め、働きやすい環境づくりを推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 職業能力の向上に努めます。
- 求職者は、積極的に求人情報を得ます。
- 事業所は、地元採用、雇用確保及び就労環境の充実に努めます。

行政（市、県、国）

- 雲南公共職業安定所（ハローワーク）等、関係機関や雲南市無料職業紹介所との連携によって、求人・求職情報の一体化を図ります。
- 求職者等の職業能力の向上を支援します。

これまでの振り返り総括

- 雲南雇用対策協議会においてハローワーク雲南と連携し、管内企業の視察や企業情報の提供などの支援に努めました。
- 雲南管内の新規高校卒業者（対象高校数は5校）の就職内定率
 - H23年度実績・・・就職希望者数:66人、就職内定率100%
 - H24年度実績・・・就職希望者数:71人、就職内定率100%
 - H25年度実績・・・就職希望者数:68人、就職内定率100%
- 内閣府から地域再生計画の認定（H24.11.30）を受け、たたらの里山再生雇用創造推進協議会による実践型地域雇用創造事業に取り組みました。
- 雲南市無料職業紹介所では、求職者に対して求人の情報提供や斡旋等を行いました。
- 雲南市の雇用関係統計
 - H23年度実績・・・有効求人数:93人、有効求職者申込件数:41人、就職者件数3人
 - H24年度実績・・・有効求人数:11人、有効求職者申込件数:55人、就職者件数1人
 - H25年度実績・・・有効求人数:9人、有効求職者申込件数:20人、就職者件数1人

※ 46 有効求人倍率…求職者数に対する求人数の割合。

※ 47 就職率…求職者数に対する就職者数の割合。

※ 48 求人の充足率…求人数に対する充足された求人の割合。

※ 49 インキュベーション…起業家の育成や起業・創業の支援。

※ 50 ワークライフバランス…「仕事と生活の調和」。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態を言います。

35. 工業の振興

施策の目的

対象 製造業事業所

意図 市内で製造拠点を新設・増設し、雇用を拡大してもらう。

施策の基本方針

- 中国横断自動車道尾道松江線全線開通の効果を活かし、神原企業団地の整備や既存企業団地の拡充を推進します。
- 企業団地整備に併せた市道等アクセス道を整備します。
- 雲南市産業振興センターの機能を強化し、情報収集、技術・経営改善の支援を行います。
- 地場企業を含めた企業立地・誘致優遇制度の充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
製造品出荷額	872 億円	900 億円
製造業従事者数	3,528 人	3,800 人



神原企業団地（イメージ図）

基本事業

工業の振興

積極的な企業誘致の推進

対象 雲南市への進出に意欲のある事業所

意図 雲南市内に誘致する。

方針 市内外への企業訪問による企業の意向確認、人脈及び包括協定の活用、企業立地協力員の配置、関係機関との連携強化を推進します。また、神原企業団地への積極的な企業誘致を進めます。さらに、市有遊休施設、民間の空き工場等の有効活用を含めた魅力ある企業誘致優遇制度の拡充に努めます。

地場企業の成長促進

対象 市内の事業拡大に意欲のある事業所

意図 製造品出荷額を伸ばし、また、雇用を拡大する。

方針 地場企業のニーズ把握、企業間交流、農商工連携及び経営革新塾等セミナーなどを行います。また、小規模・零細事業者を含む地場企業向けの支援制度を拡充するとともに、地場企業独自の製品開発など新事業展開を支援します。

企業立地環境の整備

対象 事業拡大・市内進出に意欲のある事業所

意図 雲南市内の製造所を整備する。

方針 神原企業団地をはじめ必要な企業団地について、市土地開発公社と連携して整備を進めます。また、高速道路など幹線道路へのアクセス向上、民間事業者の参入要請を踏まえたインターネットの高速化など、魅力ある立地環境の提供に努めるとともに、上下水道や工業用水の安定供給を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 健全な経営と雇用確保に努めます。
- 製造事業所は、環境に配慮した事業実施に努めます。
- 市場ニーズを把握し、販路及び販売拡大に取り組みます。

行政（市、県、国）

- 企業訪問などによる情報収集、情報提供を行います。
- 企業が進出しやすい環境を整えます。
- 販路開拓と企業間のマッチングを図ります。

これまでの振り返り総括

- 積極的な企業誘致活動により、合併以来、新規企業立地8社が実現し、新たに154名の雇用が創出されました。また、投資固定資本総額は約9億円が見込まれています（企業立地計画数値）。
- 合併以降、新規企業立地8社を含む33件（新規雇用創出776名）の企業立地計画認定を行い、これによる投資固定資本総額は、約269億4千万円が見込まれています。
- H24年度に策定した企業団地の整備に向けた産業集積拠点形成アクションプランにより、神原企業団地整備事業に着手しました。
- 南加茂企業団地の行き止まり道路解消に併せ、神原企業団地整備と一体的に国道及び高速道路へのアクセス向上に関する検討（スマートIC含む）に着手しました。
- H19年度から雲南市企業間交流会を年2回開催し、市内製造業28社が加入し勉強会等を開催しています。
- H20年度からものづくり経営革新塾など人材育成や販路開拓、視察研修、情報交換などを行いました。

36. 農業の振興

施策の目的

対象 市内の農家

意図

安全・安心な農畜産物を生産するとともに、農業所得が向上する。

施策の基本方針

- 農業・畜産の担い手の確保とともに、経営規模拡大や組織化により経営力の強化を図ります。
- 圃場、農道・水路等の農業基盤の整備・保全を図ります。
- 安全・安心な農畜産物の生産と6次産業化を推進します。
- 市外への積極的なセールスや地産地消により、農畜産物の販路拡大を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市内の農業所得総額	-3.1 億円	-1.8 億円
J Aしまね販売額 (雲南市内)	24.9 億円	26 億円

役割分担

市民 (市民、事業所、地域、団体)	行政 (市、県、国)
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産基盤及び農村環境を維持保全します。 ● 農業後継者の育成に努めます。 ● 農業生産の効率化を図り生産コストの削減に努めます。 ● 安全・安心な農畜産物を生産します。 ● 消費者ニーズを把握し、農畜産物及び農産加工品の販路及び販売拡大に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産基盤の維持保全、整備を支援します。 ● 新規就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手を育成、支援します。 ● 安全・安心な農畜産物の生産、安定した農業経営と農業所得の向上を指導、支援します。

基本事業

農業の振興

農業基盤の整備

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 農業の生産性を維持・向上できるようにする。

方針 補助制度の活用や県営事業の導入などにより圃場や農道・水路等の基盤整備に取り組むとともに、市単独事業によるきめ細やかな整備を図ります。また、農業機械の共同化・高性能化、生産コストの低減に取り組みます。

農業基盤の保全

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 農業の生産性を維持・向上できるようにする。

方針 鳥獣被害対策、耕作放棄地対策、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度により農地を保全・確保します。

担い手の育成・確保

対象 市内の農家

意図 農業の担い手を育成する

方針 農地中間管理事業を活用した地域ぐるみによる農地集積、農用地利用の効率化、経営力の強化に努め、集落営農組織化・法人化を進めます。また、担い手支援室を中心に経営改善計画に基づく経営指導を行い、認定農業者を育成します。さらに、就農希望のUターン者や地元就農者に対する支援を行い、人口の社会増につなげていきます。

安全・安心で売れる農畜産物の生産

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 安全・安心な農畜産物を生産する。

方針 栽培技術の向上、エコファーマー^{※51}の育成、低肥料・低農薬栽培などの環境にやさしく経済的な農業を推進します。また、米の等級比率向上のための病害虫防除や適地・適作による農作物の品質向上を図るとともに、県有種雄牛の活用、優良雌牛の導入・保留、全国和牛能力共進会の取り組みの強化により和牛振興を図ります。

農畜産物の販売及び販路拡大

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 販売額が増加する。

方針 商談会、国内外でのPRイベント、販売施設の整備などに取り組み、農畜産物・農産加工品の販売及び販路拡大を図ります。また、地産地消推進のため、市内での農畜産物販売の機会を充実するとともに、販路拡大に取り組む個人・団体に対し販売機会の情報提供等の支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 県営事業や市単独事業による圃場や農道、水路等の基盤整備、中山間地域等直接支払制度等による農地保全を行っています。
- 雲南市猟友会の協力により、駆除班を編成し、有害鳥獣の駆除（H25年度 総数 2,226 頭 内イ/シ 1,439 頭）を行いました。また、電気柵やワイヤーメッシュの設置に対して補助を行い、農作物の防除に努めました。
- 安全・安心な農産物の生産拡大に取り組み、産直会員数（H25年度 1,554 人）及び売上げ（市内産直市場売上 H25 年度 3 億 7 千万円）は年々伸びています。道の駅「たたらば壱番地」の農家レストラン（蕎麦）、産直市（よってごしな菜 売上 H25 年度 1 億円）の開業を支援し、6 次産業化を推進しました。
- H23 年度から台湾での米の販売や市場調査を実施し、海外へ米の輸出を行っています（吉田町 宇山米 約 4t 輸出）。
- 優良雌牛の導入など和牛振興に取り組んできましたが、子牛価格の低迷、農家の高齢化や後継者不足に加え、飼料価格の高騰等により経営が圧迫され、農家数・飼養頭数は減少しました。（繁殖雌牛 H23 年度 612 頭、H25 年度 513 頭）
- 子牛市場に様々な種雄牛の産子が上場されており、島根県の市場としての特徴を出すため、H24 年度から県有種雄牛の指定交配を条件とした保留・導入事業を創設して指定交配を推進しました。
- 雲南市担い手育成支援室（ワンストップ窓口）において、関係機関が連携し、集落営農組織等の経営指導や新規就農事業による支援を実施しました。新たに地域に密着した農事組合法人が 3 法人（掛合町あなみ、吉田町木ノ下、大東町夢ファーム延命の里）が設立されました（H26 年 7 月末現在 集落営農農業法人 :16 組織）。

※ 51 エコファーマー…土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者の愛称。「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づく計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた農業者を指します。

37. 林業の振興

施策の目的

対象 市内の森林

意図

適正に森林を整備、保全し、森林資源を活用する。

施策の基本方針

- 循環型林業の推進を図ります。
- 林道、森林作業道等の路網整備を推進します。
- 未利用間伐材等の収集によるエネルギー利用を推進します。
- 市産木材の供給体制を確立するとともに、市産木材の利用促進に努めます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
森林組合の木材生産量	9,038m ³	15,000m ³
森林組合の施業面積 (間伐)	115.0ha	100.0ha
森林組合の施業面積 (新植)	11.3ha	15.0ha



間伐材等を破碎した木質チップ (掛合波多温泉「満壽の湯」)

基本事業

林業の振興

適正な森林管理

対象 市内の森林

意図 適正に管理する。

方針 高性能林業機械を積極的に導入し施業の効率化を図るとともに、技術講習会等を開催し森林保全に携わる事業者の担い手支援や新たな担い手の育成を図ります。また、適切な保育管理に努めます。

森林資源の活用

対象 市内の森林

意図 木材資源を活用する。

方針 市民参加による森林バイオマス事業の推進を図るとともに、計画的な熱供給施設の整備を推進します。また、公共施設や住宅への市産木材利用促進に努め、竹などの特用林産物の利活用を推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 森林を適正に保全します。
- 木材生産の効率性を高め、生産量の拡大に努めます。
- 住宅建設等での木材利用に努めます。

行政（市、県、国）

- 森林の保全管理を支援します。
- 木材生産の効率化と生産量の拡大を支援します。
- 公共事業等での木材利用に努めるとともに、市民の利用を促進します。
- 林業従事者の育成・確保を支援します。

これまでの振り返り総括

- 森林バイオマスエネルギー事業に着手し、市民参加型収集運搬システム（地域通貨「里山券」の発行）や木質チップボイラーの導入を進めることにより、持続可能なエネルギー供給システムの構築が図られました。
- ・ 施設整備:H24年度 掛合波多温泉「満壽の湯」、H26年度 三刀屋健康福祉センター、木次健康温泉センター（おろち湯ったり館）
- ・ 市民参加型収集運搬システム（登録者:H24年度 116名、H25年度 175名）、（収集量:H24年度 250t、H25年度 745t）
- ・ 里山券（登録店舗数:H25年度 89店舗）、（発行数:H25年度 2,944枚（2,944千円））
- ・ 高性能林業機械（ハーベスタ/伐倒造材機、フォワーダ/集材車両、スイングヤーダ/集材機など）。
- 総合特区※52（たたらの里山再生特区）の指定及び認定により、高性能林業機械導入等に係る国からの金融上の支援措置が講じられ、林業事業者の施業の効率化・加速化が図られました。
- 林道開設や作業道整備に伴う搬出間伐により木材生産量は大幅に増加し、路網の整備延長も着実に伸びています。
- 森林整備加速化・林業再生事業、森林整備地域活動支援交付金事業等の補助事業を活用し、森林の適正な保全が図られています。
- 森林組合等が中心となって、特用林産物（椎茸、たけのこ、舞茸 など）の生産に取り組まれました。

※ 52 総合特区（総合特別区域）…先駆的取組を行う実現可能性の高い区域を国が指定し、地域の包括的・戦略的なチャレンジを総合的（規制・制度の特例、税制・財政・金融措置）に国が支援する制度です。「たたらの里山再生特区」は平成 23 年 12 月に指定され、平成 24 年 7 月に総合特区計画の認定を受けました。

38. 観光の振興

施策の目的

対象 市外の人・市民

意図 市内観光地を訪れ、市内で消費してもらう。

施策の基本方針

- 魅力的な観光をプロモーションする雲南市観光協会の組織体制を強化します。
- 観光地の認知度を高めるとともに、地域資源を活かした観光商品の充実を図ります。
- 観光客への温かいおもてなしの心の醸成を図ります。
- 観光施設の老朽対策を計画的に推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
観光入込客数	143.8 万人	130.0 万人
観光消費額	4,396 百万円	4,300 百万円



基本事業

観光の振興

観光情報の発信

対象 市内外の人**意図** 観光情報を得てもらう。**方針** ホームページ、パンフレット、ブログ・SNS等による効果的な情報発信や大都市圏での観光宣伝を行うとともに、雲南市PR大使の協力により雲南ファンの獲得を図ります。また、道の駅の観光案内機能の充実を図ります。

観光資源の充実

対象 観光客**意図** 魅力ある観光商品を提供する。**方針** 神話、たたら、遺跡、桜、滝、蛭及びさくらおろち湖周辺などを活用した観光商品の充実を図るとともに、旅行事業者との連携を強化し着地型旅行商品の創出に取り組みます。また、安全・安心な「食の幸」を活かした特産品などの開発を支援します。

受け入れ体制の充実

対象 観光客**意図** 気持ち良く観光してもらう。**方針** 観光客に心温かいおもてなしのできる観光ガイドの養成及びスキルアップを図るとともに、来訪者に対する市民のおもてなし力の向上を図ります。また、地域自主組織等による観光交流メニューづくりを支援します。

受け入れ施設の充実

対象 観光客**意図** 受け入れ施設を整える。**方針** 高速道路（市内3か所のIC含む）をはじめとする幹線道路や観光地へのアクセス道に観光誘導サインを計画的に整備します。また、観光施設や宿泊施設の老朽対策を計画的に推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- おもてなしの気持ちを持って観光客を迎えます。
- 地域資源への認識を深めます。
- 魅力ある観光関連商品の開発や情報発信に努めます。
- 観光協会や観光事業者等の連携強化に努めます。

行政（市、県、国）

- 雲南市の情報を発信します。
- 観光客の受け入れ環境を整備します。
- 魅力ある観光関連商品の開発を支援します。
- 関係団体や他圏域と連携し、広域的な観光振興を図ります。

これまでの振り返り総括

- 中国横断自動車道尾道松江線開通に併せ道の駅「たたらば壱番地」を整備（H25 観光入込客数：448千人）し、市内観光入込客数が増加しました。
- 広島圏域などでの観光宣伝事業、雲南市PR大使制度の創設（H26.4.1現在：19名）、「うんなん幸あり月」及び観光ホームページによる情報発信を行っています。
- 雲南市観光協会による神話・さくらなどの観光ガイドの育成を図りました（H26.4.1現在：21名）。また、市内に誕生した民間観光事業者によるヤマタノオロチ伝承ツアーは、古事記編纂1300年記念事業の効果もあって、観光客の関心が高かったため、この2年間で43回運行し、1,446名の参加を得ました。
- 尾原ダム及びさくらおろち湖周辺での観光メニューづくりや雲南観光未来塾等を8回開催し、延べ180人の方に参加いただいて観光商品の開発を進めました。
- 島根県全体で取り組んだ古事記編纂1300年記念事業と神話博しまね、安来市・雲南市・奥出雲町による「鉄の道文化圏」事業、尾原ダムと志津見ダムの連携イベント、さらに山陰デスティネーションキャンペーンなど、広域的な連携事業として取り組みました。

39. 商業の振興

施策の目的

対象 市内の商業事業者

意図

- A) 売上を伸ばす。
- B) 経営が安定する。

施策の基本方針

- 中心市街地を中心として、それぞれの地域の特性や役割に応じた地域商業の活性化を図ります。
- 魅力ある商店街づくりに向け、経営支援の強化や新規の創業支援を行います。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
卸・小売業年間販売額 (暦年)	37,431 百万円 ◇現状値 (H 23)	37,000 百万円
地元購買率	86.7%	88.0%



基本事業

商業の振興

地元購買の喚起と活性化

対象 市内の商業事業者

意図 活性化と売り上げを伸ばす。

方針 雲南市中心市街地活性化基本計画に基づいた販わい創出に取り組みます。また、既存商店街における空き店舗の活用を行い、地域商業の活性化と維持に取り組みます。このほか、移動販売の推進及び支援により、中山間地域や無店舗地区における商業機能を維持します。

経営支援の充実

対象 経営規模が小さい事業者

意図 経営力を高める。

方針 雲南市中小企業振興基本条例に基づく地域経済振興会議の議論を継続的に行い、市民・事業者・行政が相互理解と信頼のもと、協働による取り組みを推進します。また、商業団体等と連携し、商業事業者への経営指導、経営支援、金融支援などの情報提供に努めるとともに、商業事業者によるインターネット等の情報通信網を活用した魅力ある商品の情報発信に努め、顧客の獲得や販売力の向上を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地元での購買に努めます。
- 商業事業者は、魅力ある店舗づくりや顧客等のニーズ把握に努め、販売拡大に取り組みます。
- 商業団体・組合等は、組織の強化を推進します。

行政（市、県、国）

- 商業事業者の経営支援を行います。
- 新規の創業支援を行います。
- 地元購買を喚起します。
- 商店街の販わい再生に向けた事業展開を支援します。

これまでの振り返り総括

- 商工会に地域巡回員2名を配置し、毎年約4,000件の指導相談を受け、きめ細やかな企業経営支援を行っています。
- H24年度から専門家（弁護士、司法書士）派遣事業を開始し、毎年約10件の経営相談を受けています。
- 商業者の資金繰り対策として融資等に対する保証料の補助を毎年40件程度行い、経営の安定に向けた支援を行っています。
- 商工会が実施するプレミアム商品券事業への補助を行い、約500件の商品券登録店舗の経営支援や地域経済の活性化、市内消費の喚起に努めました。
- 買い物支援対策として、県の補助事業を活用し、移動販売車購入に対して助成を行っています。現在、12事業者が買い物不便地域等の商業機能維持に努めています。
- 空き店舗を活用した店舗改装助成及び店舗家賃助成を実施し、年間約20件程度の支援を行うことで、商業活性化に取り組んでいます。
- 地産地消の推進や販わいづくりのために、軽トラック市の開催を支援しています（開催回数は減少傾向）。



都市宣言

1. 「平和を」の都市宣言 120
2. 雲南市男女共同参画都市宣言 121
3. うんなん健康都市宣言 123

1. 「平和を」の都市宣言

「平和を」の都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

今、世界では、いのちや人権を軽んじる紛争やテロなどの行為が繰り返され、また、核兵器をめぐる情勢は人々に脅威と不安を与えています。

我が国は、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を繰り返すことのないよう、核兵器の廃絶と恒久平和を全世界に訴えていかなければなりません。

雲南市は、「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士の有縁の地であります。

私たち雲南市民は、この「平和を」の精神に基づき、心をひとつにして、世界平和実現のために努力することを、雲南市誕生一周年に当たり、ここに誓い、宣言します。

- 1 私たちは、お互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会を築くことに努めます。
- 1 私たちは、次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。
- 1 私たちは、世界平和の実現と核兵器の廃絶に努めます。

平成 17 年 11 月 3 日

雲南市

2. 雲南市男女共同参画都市宣言

雲南市男女共同参画都市宣言

一人ひとりの大切な生命^{いのち}、人権の尊^{とうと}さ、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

- 1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切にし、男女共同参画について学び合いましょう。
- 2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりでなく、家族での話し合いを大切にし、私たちにできることから実行しましょう。
- 3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス※1」に取り組みましょう／推進しましょう。
- 4条 性別にとらわれず、個性と能力を活かせる職場（働く場）にしましょう。
- 5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。

6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。

7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。

8条 セクシュアル・ハラスメント※2やドメスティック・バイオレンス(DV)※3などの人権侵害はしません／許しません。

9条 女性も男性もエンパワーメント※4を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。

10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

※1「ワーク・ライフ・バランス」：仕事と生活の調和。だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。

※2「セクシュアル・ハラスメント」：相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要な接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について、不利益を受けたり、働きにくくしたりして、女性及び男性労働者の就業環境を害すること。

※3「ドメスティック・バイオレンス」：配偶者やパートナーなど密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的暴力。

※4「エンパワーメント（力をつけること）」：誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

平成 25 年 11 月 30 日

雲 南 市

3. うんなん健康都市宣言

うんなん健康都市宣言

雲南市は、美しい農山村の風景や多彩な歴史遺産、新鮮で安全な食と農といった幸や恵みに溢れ、私たちは古来より感謝と共に、生活に活かして暮らしてきました。そして、今後も恵まれた環境や文化を次世代に継承し、健康で心豊かに暮らし続けることが今求められています。

健康は、私たちが夢や希望、目標などをもち、充実した人生を送る上で極めて重要であり、生涯健康でいきいきと暮らしていくことは、雲南市民誰もの願いです。

その願いを叶えるため、健やかな生活習慣を基に、家庭・地域でお互いに学び合い、支え合い、信頼できる絆を深め合いながら、健康づくりをすすめることを誓い、「うんなん健康都市」を宣言します。

- 一. まなびます 生涯続ける 健康づくり
- 一. めざします 旬を味わう 地産地消
- 一. なくします 一人でくよくよ 悩むこと
- 一. かなえます 無理せずできる 運動習慣
- 一. ねがいます 地域で育む 健康長寿

平成26年11月1日

雲 南 市

宣言に込めた思い

一. まなびます 生涯続ける 健康づくり

健やかな生活習慣を基本とした健康づくりについて、生涯学んでいこうとする姿勢を表しました。

一. めざします 旬を味わう 地産地消

毎日の食事に雲南市産の安全・安心で、四季折々の旬な食材をできるだけ多く取り入れることで、バランスの良い食事や食の豊かさはもとより、農業の振興、農産物の消費拡大をめざしていくことを表しました。

一. なくします 一人でくよくよ 悩むこと

悩みごとがあっても、人に相談するなど一人でくよくよ悩むことのないよう心の健康・信頼感・絆を表しました。

一. かなえます 無理せずできる 運動習慣

無理をしないで継続して取り組むことができる運動習慣を確立していこうとする意欲を表しました。

一. ねがいます 地域で育む 健康長寿

現在、地域自主組織を中心として健康づくりをすすめており、今後も地域で健康長寿に取り組んでいこうとする願い・誓いとともに、そういう地域をつくっていくというまちづくりの姿勢を表しました。

※ 宣言文は、親しみやすくするため、各項目の頭文字を出雲弁で元気という意味の「まめ」を用いて「まめなかね」とし、栄養、運動、心の健康など健康に必要な要素や、生涯学習、地産地消など地域づくりといった観点を盛り込み、実践しやすい内容としました。



資料編

1. 答申書	126
2. 策定委員会委員名簿	128
3. 策定経過	129
4. 基本構想（目標人口）補足資料	133
5. 施策会議の構成	140
6. 計画策定のための基礎調査	145
7. 市民意識アンケート調査	163

1. 答申書

平成26年8月6日

雲南市長 速水 雄一 様

雲南市総合計画策定委員会
委員長 加藤 一郎

第2次雲南市総合計画基本構想（案）について

本策定委員会では、平成27年度からの新たな10年のまちづくりの指針となる第2次雲南市総合計画の策定に際し、主に基本構想について、これまで14回にわたり審議を重ねてきました。

このたび、第2次雲南市総合計画基本構想（案）として、別添のとおりまとめ提出します。雲南市におかれましては、本案をもとに総合計画を策定されますよう要望します。

なお、これまでの議論から、今後の市政運営に当たっては、特に次の点について特段の留意を払い、取り組んでいただくよう申し添えます。

記

1. 目標人口について

策定委員会で、目標人口の設定には多くの時間を割き、議論を重ね、20歳代から30歳代を中心とした子育て世代の社会増による人口確保に努めることで、目標人口を国の推計人口に対し、約1,480人上乗せした36,500人としたところであります。

この目標の達成のためには、市民と行政が協働しながら、まちづくりをすすめる必要があります。我々もその一助を担う覚悟でありますが、雲南市におかれましても、行政資源の「選択と集中」を図られ、不退転の覚悟で取り組まれるよう要望します。

2. 持続可能な地域づくりについて

平成19年に“地縁”でつながる様々な人、組織、団体が連携し、互いの長所を活かし相乗効果を発揮して、地域の総合力で課題解決を進める「地域自主組織」が市内全域に設立され、地域ならではの創意工夫による様々な活動がなされているところであります。これは、多くの市民の皆様の努力の結果によるものであります。

この成果を踏まえ、持続可能な地域づくりに向けて、地域自主組織の活動が一層すすむよう、後継者育成や活動の底上げに対し、引き続き積極的な支援をされるよう要望します。

合わせて、地域自主組織や地域づくり団体の活動を支援する団体の育成の必要があり、積極的に取り組まれるよう要望します。

3. 総合計画の進捗管理について

①外部委員評価について

基本構想の策定にあたっては、私たちは、市を取り巻く環境がどのような状況にあり、どのような変化が予測されるかを把握することから始まり、現状と今後の課題を踏まえ、今後のまちづくりにおける目指す方向性などについて、真剣に議論を重ねてきました。また、子育て世代の確保に向けては、委員の発案により県外先進地視察を行うなど議論を深めてきました。

このような過程を経て、策定委員一人ひとりの想いが詰まった基本構想（案）でありますので、その着実な推進と実効性を高めるため、市民参加による進行管理制度や、行政評価制度の透明性と評価の客観性を確保するための、外部評価の仕組みを早期に導入し、総合計画の着実な進捗管理に努められるよう要望します。

②情報の共有化について

総合計画を市民一人ひとりが理解し、「基本理念」や「めざす姿」を目標として共有することが新たなまちづくりの出発点となることから、あらゆる機会・手段を通じて総合計画の周知に努められるよう要望します。そのため、誰もが理解しやすく、インパクトのある手法で、市民に広報されることを求めます。

◇雲南市総合計画策定委員会

加藤 一郎 (委員長)	高橋 美智子
前田 幸二 (副委員長)	田部 昌典
安部 伸也	谷戸 仁子
稲岡 恵子	中澤 太輔
内田 晶子	錦織 満
江隅 正広	福間 昇
川角 雪子	藤原 夫季子
小林 和彦	藤原 良江
古林 裕治	舟木 清
杉原 昭見	安井 裕

2. 策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体等
地域代表者	◎ 加藤 一郎	大東町
	藤原 夫季子	大東町
	高橋 美智子	加茂町
	舟木 清	加茂町
	稲岡 恵子	木次町
	小林 和彦	木次町
	谷戸 仁子	三刀屋町
	福間 昇	三刀屋町
	川角 雪子	吉田町
	錦織 満	吉田町
	藤原 良江	掛合町
安井 裕	掛合町	
市長が指名する団体の推薦委員	江隅 正広	農業協同組合の推薦する者
	古林 裕治	商工会の推薦する者
	杉原 昭見	社会福祉協議会の推薦する者
公募により選出する者	安部 伸也	大東町
	内田 晶子	加茂町
	田部 昌典	三刀屋町
	中澤 太輔	掛合町
その他市長が必要と認める者	○ 前田 幸二	山陰中央新報社特別論説委員

※ ◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

3. 策定経過

時期	内容	
平成25年5月25日・26日	第2次雲南市総合計画策定キックオフシンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ●うんなん発信「新しいふるさとづくり」×プラチナ社会への前進に向けて一人が輝き、まちを担う「自立型課題解決モデル」の提言ー
平成25年6月18日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画策定状況について
平成25年6月21日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画策定方針について ●総合計画策定に向けた市民意識調査、基礎調査について ●地域活力再生に向けたシンポジウム概要報告
平成25年7月～8月	市民意識アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●対象：20歳以上の市民 ●配布数：1,000人 ●調査方法：層化無作為抽出、無記名方式 ※6町の人口規模、年代、男女比で比例配分し無作為抽出 ●回収率:39.3%
平成25年7月8日～8月30日	キーパーソンヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南市社会福祉協議会、雲南市商工会 ●商工会青年部、雲南農業協同組合
平成25年8月3日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画策定スケジュールについて ●グループワーク「これからの雲南市での暮らしにおいて、重要な課題を5つ選ぼう」
平成25年8月22日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画の策定経過について
平成25年9月7日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●キーパーソンヒアリング報告 ●グループワーク「課題解決策を洗い出す」
平成25年9月18日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画策定状況について
平成25年9月28日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画基本理念について ●分野別将来像（望ましい姿）について
平成25年10月～11月	総合計画庁内検討委員会※1（40回開催）	<ul style="list-style-type: none"> ●施策の目的（対象・意図）協議 ●施策の成果指標協議 ●市民と行政等との役割分担協議
平成25年10月26日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●「自治」に対する考えについて ●目標人口について ●基本構想案について ●グループワーク「基本構想案を磨きあげよう」
平成25年11月15日	庁議（政策戦略会議※2）	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画施策体系の仮決定
平成25年11月19日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画策定状況について

時期	内容	
平成25年11月23日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●目標人口について ●基本構想案について ●グループワーク「基本構想案を磨き上げよう」
平成25年11月27日・28日	政策評価会議 (部長級以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●施策の目的(対象・意図)協議 ●施策の成果指標協議 ●市民と行政等との役割分担協議
平成25年12月17日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画策定状況について
平成25年12月23日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想案について ●分野別将来像について ●グループワーク「分野別将来像を磨き上げよう」 ●決選投票「分野別将来像を決める」
平成26年1月31日	第8回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●まちの将来像について ●基本計画「施策の目的・成果指標・役割分担(案)」について
平成26年2月8日	第9回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●まちの将来像について ●基本計画「施策の目的・成果指標・役割分担(案)」について
平成26年2月13日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画策定状況について
平成26年2月17日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画策定状況について
平成26年3月1日	第10回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●めざす姿(案)について ●基本計画「施策の目的・成果指標・役割分担(案)」について ●雲南市目標人口について
平成26年3月18日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画策定状況について
平成26年4月28日・29日	第11回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県相生市役所及びNPO法人グリーンバレー(徳島県神山町)が取り組む移住・定住施策の視察 ●雲南市基本構想(案)について
平成26年5月16日	庁議 (政策戦略会議)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画基本構想(案)の仮決定
平成26年5月22日	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画基本構想(案)について
平成26年5月26日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画基本構想(案)について
平成26年5月27日・28日	施策目標設定研修 対象：課長・GL級職員	<ul style="list-style-type: none"> ●施策目標の設定手法等について
平成26年5月～6月	総合計画庁内検討委員会 (78回開催)	<ul style="list-style-type: none"> ●現状把握・振り返り ●施策の目標値・方針案の仮設定
平成26年6月16日	産業建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次雲南市総合計画基本構想(案)について

時期	内容	
平成26年6月17日	教育民生常任委員会	●第2次雲南市総合計画基本構想（案）について
平成26年6月18日	総務常任委員会	●第2次雲南市総合計画基本構想（案）について
平成26年6月20日 ～7月22日	パブリックコメント （意見公募）	●第2次雲南市総合計画基本構想（案）を 公表し、1か月間意見を公募。 ●公募結果：意見なし
平成26年7月5日	第12回策定委員会	●先進地視察報告 ●社会動態による人口の社会増及び 目標人口達成に向けた必要な施策強度について ●総合計画優先プロジェクト「雲南ブランド化 プロジェクト」の振り返り・総括について ●雲南市総合計画基本構想（案）に対する 議会意見について ●施策別、基本方針・目標値等について
平成26年7月8日	連合調査会	●第2次雲南市総合計画基本構想（案）について
平成26年7月10日 ～8月5日	市政懇談会 （市内8か所）	●市政10年の振り返りと 今後のまちづくりについて意見交換
平成26年7月19日	第13回策定委員会	●施策別、基本方針・目標値等について ●地域別目標人口について ●雲南市総合計画基本構想（案）に対する 議会意見及びその対応について ●大胆な施策の提案状況について
平成26年8月1日	庁議 （政策戦略会議）	●第2次雲南市総合計画前期基本計画 施策優先度の仮決定
平成26年8月2日	第14回策定委員会	●施策別、基本方針・目標値等に対する 意見集約について ●雲南市総合計画基本構想（案）について ●目標人口の設定における補足資料について ●大胆な施策について ●地域別目標人口について
平成26年8月1日	庁議 （政策戦略会議）	●第2次雲南市総合計画基本構想及び 前期基本計画の仮決定
平成26年8月4日・6日	政策評価会議 （部長級以上）	●施策基本方針を協議 ●施策の成果指標及び目標値を協議 ●基本事業の取り組み方針を協議
平成26年8月19日	総務常任委員会	●第2次雲南市総合計画基本構想について ●基本構想(案)に対する市議会及び 市民意見に対する対応について ●総合計画策定委員会の要望事項について ●基本構想に関わる補足資料について
平成26年8月30日	第15回策定委員会	●第2次雲南市総合計画基本構想について ●市長、副市長、教育長との意見交換

時期	内容	
平成26年9月1日	産業建設常任委員会	●第2次雲南市総合計画に基づく前期基本計画内容案（施策マネジメントシート）
平成26年9月1日・2日	教育民生常任委員会	●第3次雲南市総合計画に基づく前期基本計画内容案（施策マネジメントシート）
平成26年9月2日	総務常任委員会	●第4次雲南市総合計画に基づく前期基本計画内容案（施策マネジメントシート）
平成26年9月25日・26日	基本事業の取り組み方針設定研修 対象：課長・GL級職員	●基本事業の取り組み方針設定等について
平成26年10月2日	雲南市議会9月定例会	●第2次雲南市総合計画議会議決
平成26年10月	総合計画庁内検討委員会 (39回開催)	●施策目標値の確認 ●基本事業の確認 ●基本事業の取り組み方針検討
平成26年11月11日	第16回策定委員会	●第2次雲南市総合計画基本構想・基本計画（案）について ●「人口の社会増」に向けた取り組み方針について ●第2次雲南市総合計画に関する各種レイアウトについて
平成26年11月14日	庁議 (政策戦略会議)	●第2次雲南市総合計画前期基本計画の決定 ●施策目標値の仮決定 ●基本事業の決定 ●基本事業の取り組み方針決定
平成26年11月20日	全員協議会	●計画修正内容について

※1 総合計画庁内検討委員会...総合計画で定める施策ごとに、関係する課長・GL級で構成する会議です。

※2 政策戦略会議...市長、副市長、教育長、部長級全員、政策企画部次長、政策推進課長、財政課長で構成され、政策・施策の審議、連絡調整などを行い、市の政策を決定する機関です。

4. 基本構想（目標人口）補足資料

(1) 目標人口の設定

平成 36 年 10 月 1 日（以降特段の記述がない限り 10 月 1 日現在）の目標人口を 36,500 人とします。現在の人口動態を踏まえ、国が推計した平成 36 年の推計人口 35,029 人に対し、約 1,480 人の増をめざすものとします。

このうち 20 歳代から 30 歳代の子育て世代を 1,230 人、その子どもたちを 250 人と見込みます。

(2) 人口動態と人口構成の転換

① 人口構成の転換

■自然動態の推移

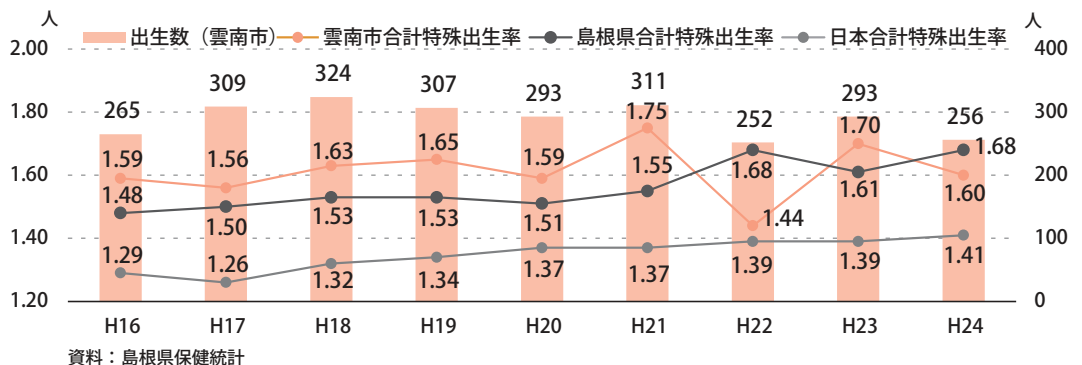
雲南市は、健康長寿をめざし様々な施策をすすめてきました。合併以来、平均寿命は男女とも微増し高齢化が進展しており、島根県内において、男女とも上位に位置していますが、その伸びは近年、頭打ちとなっています（表 1）。

一方、子育て世代の減少や晩婚晩産がすすみ、出生数は年々減少傾向にあります。また、合計特殊出生率は、人口維持に必要とされる「2.07」（国立社会保障人口問題研究所 2009 年）を大きく下回っている状態にあります（図 2）。

表 1. 平均寿命の状況

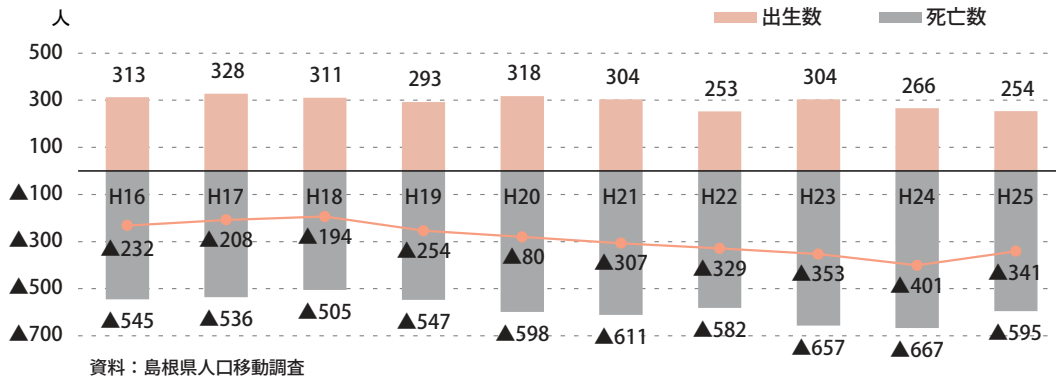
		(単位：歳)		
		H17	H22	H17~H22
		平均寿命	平均寿命	平均寿命の伸び
男	雲南市	79.4	79.6	0.2
	島根県	78.5	79.5	1.0
	国	78.8	79.6	0.8
女	雲南市	87.4	87.5	0.1
	島根県	86.6	87.1	0.5
	国	85.8	86.4	0.6

図 2. 出生数（雲南市）と合計特殊出生率推移



このため出生と死亡による自然動態は減少となっており、人口減少が拡大してきています（図3）。

図3. 自然動態の推移



■社会動態と人口構成の転換

雲南市の現在の人口構成は図4のとおりです。また平成36年の国の推計人口に基づく人口構成は図5と予想されます。

本市の人口構成は、少子化に加え市内に高等教育機関がないことから、若者の転出がすすみ、30歳代前半以下が少なくなっているのに対し、50歳代前後以降が多くなっています。

今後、人口全体が減少するだけでなく、人口構成において、老年人口が占める割合がさらに上昇し、生産年齢人口や年少人口の割合が低下することによって、逆ピラミッドに近い形に移行することが予想されます。

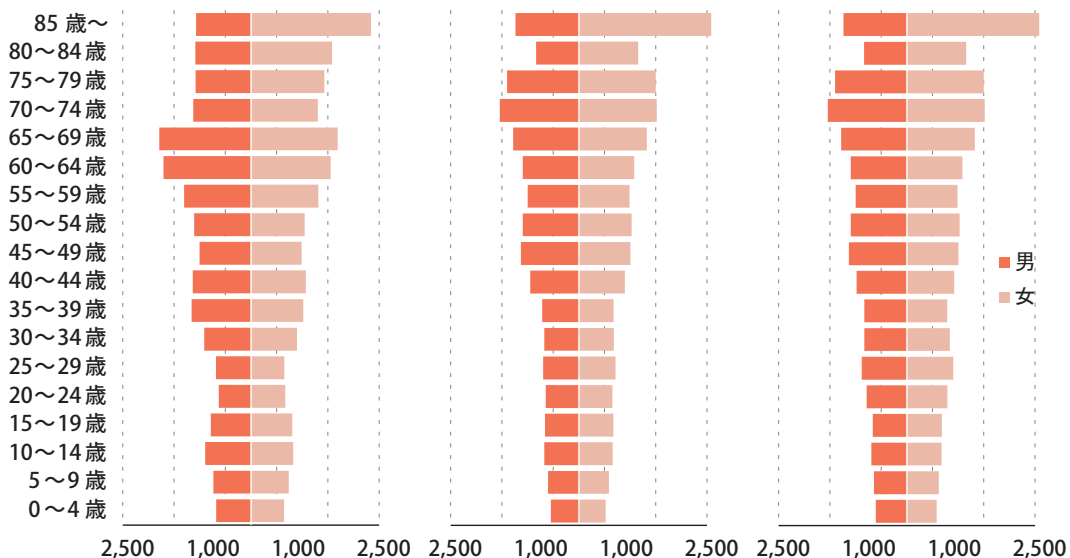
よって、持続可能で安定的な人口構成に転換していくため、20歳代から30歳代を中心とする子育て世代の社会増の取り組みを、一層すすめて行くことが必要です。

平成36年の目標人口36,500人の人口構成は図6を目標とし、将来の急激な人口減少を食い止める考えです。

図4 平成26年推計人口構成

図5 平成36年推計人口構成

図6 平成36年目標人口構成



② 増加目標人口の構成

増加目標人口の見込みは、以下のとおりです。

増加目標人口			
世代別目標人口	大人	20-24歳	411人
		25-29歳	353人
		30-34歳	282人
		35-39歳	184人
		合計	1,230人
子ども	自然増	51人	
	社会増	199人	
	合計	250人	

【算定式】

- ・増加する大人の人口

大人の人口＝増加目標人口×子育て世代移動人口比率

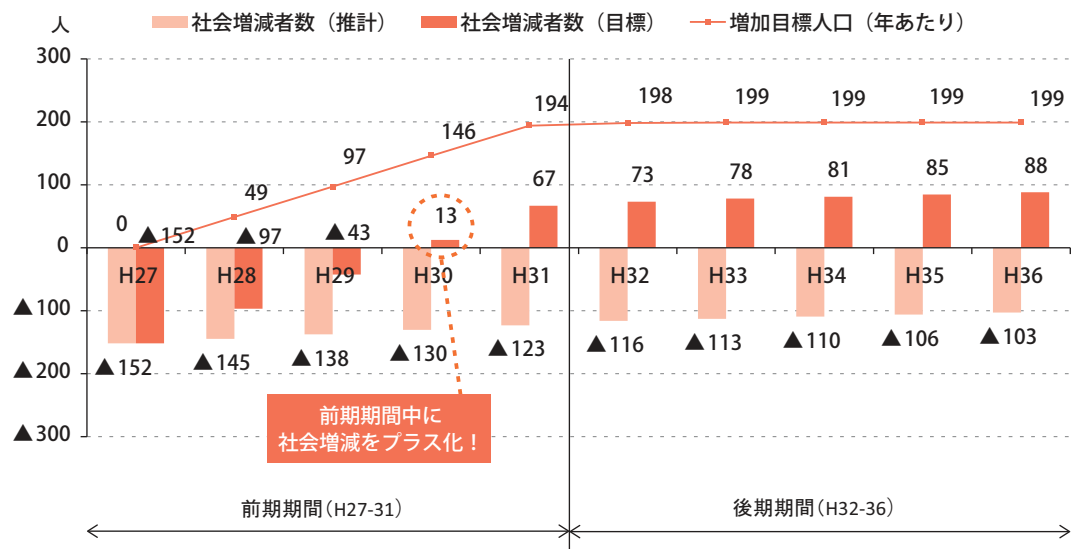
- ・増加する子ども人口

子ども人口（妻の年齢階級別）＝増加女性人口×婚姻率
×妻1人あたり子どもの人数×年齢階級別子ども人口

(3) 人口の社会増への挑戦

20歳代から30歳代を中心とする子育て世代が、これまで以上に暮らしやすい社会となるよう施策を充実することで、子育て世代の市外への流出の抑制、市外からの移住の促進、出生数の向上を図ります。これにより、今後の自然減の抑制につなげます。

特に、前期基本計画期間中（H27年度～H31年度）の早い段階において、社会動態における人口減少を食い止め、後期計画期間中（H32年度～H36年度）の増加をめざします。



(4) 施策規模の検討

① 目標人口達成に必要な住宅・雇用

■基本的な考え方

住宅・雇用規模の検討にあたっては、「推計人口の維持に必要な施策規模」と「増加目標人口の確保に必要な施策規模」を合算し、算定を行いました。

これから必要となる住宅・雇用施策規模＝
推計人口維持の施策規模＋増加目標人口確保の施策規模

■住宅の目標

a. 推計人口維持に必要な施策規模の想定

区 分	必要戸数	摘 要
持家戸数（分譲宅地・空き家を含む）	153戸	H17～H25の宅地分譲数を基に算出した必要持家戸数
賃貸住宅新築戸数	325戸	H17～H25の賃貸住宅整備数を基に算出した必要賃貸住宅戸数

【算定式】

・持家

宅地分譲実績（H17→H25）×生産年齢人口減少人数（H27→H36）/生産年齢人口減少人数（H17→H25）

・賃貸住宅

賃貸住宅新築実績（H17→H25）×生産年齢人口減少人数（H27→H36）/生産年齢人口減少人数（H17→H25）

b. 増加目標人口の確保に必要な施策規模の想定

区 分	必要戸数	摘 要
持家戸数（分譲宅地・空き家を含む）	89戸	増加目標人口に対する持家の必要戸数
賃貸住宅新築戸数	70戸	増加目標人口に対する賃貸住宅の必要戸数

【算定式】

・前期基本計画期間中（H27-H31）

住宅二一ズ量＝住宅所有形態比率×子育て世代増加目標（有配偶・無配偶別）

・後期基本計画期間中（H32-H36）

前期移住者二一ズ変化＝住宅所有形態比率×子育て世代増加目標（有配偶・無配偶別）－前期住宅二一ズ増加数

図. 有配偶・年齢階級別住宅所有形態比率

	年齢階級	親と別居				親と同居		世代別 目標人口
		持家	賃貸	—	—	持家	賃貸	
既 婚	20-24歳	6%	50%	—	—	29%	11%	29
	25-29歳	10%	55%	—	—	29%	6%	91
	30-34歳	21%	48%	—	—	28%	2%	91
	35-39歳	32%	39%	—	—	29%	1%	67

	年齢階級	親と別居				親と同居		世代別 目標人口 (未婚)
		一人暮らし		その他		持家	賃貸	
		持家	賃貸	持家	賃貸			
未 婚	20-24歳	0%	26%	0%	1%	54%	18%	389
	25-29歳	1%	22%	1%	3%	61%	12%	291
	30-34歳	1%	16%	2%	4%	69%	8%	168
	35-39歳	2%	15%	4%	6%	67%	6%	105

注) 図及び表のデータ数値は、端数処理をしているため、合計と一致しない場合があります。

参考資料：H 22 国勢調査、H 25 島根県人口移動調査、第 14 回出生動向基本調査、建築統計年報、雲南市資料(分譲地造成実績)

c. まとめ

目標人口達成に必要な住宅施策規模は、持家で 242 戸、賃貸住宅で 395 戸と推計され、平成 17 年度から平成 25 年度の実績に比べ 1.3 倍程度の施策強度となります。

持家については、子育てニーズに沿う住宅団地の整備を計画的に行うとともに、民間事業者によるミニ団地整備等の促進を図る必要があります。また、持続可能な地域づくりに向け、各地域においては、定住に向けた空き家や遊休地の利活用に対し、積極的に取り組まれることが望まれます。なお、参考までに各地域自主組織において、10 年間で 2 戸の空き家活用に取り組んだ場合、持家目標の約 25% を占めることとなります。

項目		推計人口維持	増加人口確保	合計	実績比 (H17-25)
住宅	持家	153戸	89戸	242戸	1.5倍
	賃貸	325戸	70戸	395戸	1.2倍
	合計	478戸	159戸	637戸	1.3倍

■雇用の目標

a. 推計人口維持に必要な施策規模の想定

区 分	必要戸数	摘 要
雇用計画（製造業）	747人	H17～H25の市の企業立地製造業雇用者数を基に算出した製造業雇用者数

【算定式】

企業立地認定雇用数（H17→H25）×生産年齢人口減少人数（H27→H36）/生産年齢人口減少人数（H17→H25）

※製造業以外の雇用者の算定については、根拠となるデータがなく未算定。

b. 増加目標人口の確保に必要な施策規模の想定

区 分	必要戸数	摘 要
雇用計画（製造業）	109人	増加目標人口に対する製造業雇用者数
雇用計画（製造業を除く）	328人	増加目標に対する製造業以外の雇用者数

【算定式】

・雇用ニーズ数

大人の増加目標人口－共働きでない人－移住前の職場を継続する人－市外で職場を確保する人

◇増加目標人口の確保に必要な施策規模

大人の増加目標人口のうち、以下に掲げる対象を除外して算出。

- ・共働きでない人（有配偶の32%…90人）
- ・移住前の職場を継続する人（49%…555人）
- ・市外で職場を確保する人（25%…147人）

c. まとめ

目標人口達成に必要な雇用施策規模は、製造業で856人、製造業以外で328人と推計されます。製造業については、平成17年度から平成25年度の実績に比べ1.1倍程度の施策強度となります。

製造業については、産業振興センターのさらなる機能充実を図り、積極的な企業誘致の推進を図るほか、企業団地の造成を行うなど企業立地環境の整備をすすめる必要があります。

また、製造業以外の分野については、中心市街地エリアの賑わい創出による小売業やサービス業の進出環境を整えるほか、創業や若者の社会起業等へのチャレンジを生み出す必要があります。

項目		推計人口維持	増加人口確保	合計	実績比（H17-25）
雇用	製造業	747人	109人	856人	1.1倍
	製造業以外	—	328人	—	—
	合計	—	437人	—	—

参考資料：H22国勢調査、H25鳥根県人口移動調査、雲南市資料（企業立地認定実績）

② 大胆な施策

魅力ある住宅整備や雇用対策をすすめるとともに、子どもと子育て家庭を地域全体で支援する体制づくりが必要となってきます。特に、子育てに係る経済的負担の軽減や保育サービスの充実などによる仕事と子育てが両立できる環境整備に取り組む一方、質の高い教育の充実などに取り組みます。

今後、誰もが安心して子どもを産み育てられるための大胆な施策を展開することにより、子育て世代を中心とした定住人口の増加をめざします。

③ 若者のチャレンジ支援

雲南市では、これまでの取り組みによって社会起業や地域貢献を志す若者がつながり、活動が活発化してきました。こうした意欲ある若者のネットワークは市内外に広がり、高校生や雲南市出身大学生を巻き込んだ地域づくり活動の展開や、地域づくりにチャレンジするため市内に通う若者が現れるなどの現象を生みだしています。

これからの10年、こうした志ある若者の活動をさらに活発化させ、地域自主組織や市内事業所の具体的な課題解決へと結び付けることで、若者、地域、事業所、行政が世代や組織を超えて協働し、持続可能なまちへと歩みをすすめていかなければなりません。

そのため、高校や地域、事業所をつないだ新たなキャリア教育を推進するとともに、大学機関とも連携し、将来の雲南市を担う人材育成に取り組めます。また、多様な人材や活動により、地域とのつなぎ手となる中間支援組織を育成・支援し、若者の地域課題解決に向けたチャレンジを支える仕組みづくりに取り組みます。さらに、市内外の若者が地域課題の解決にチャレンジする活動の場づくりに取り組み、全国から専門スキルをもつ若者を呼び込みます。

(5) まとめ

これまで述べたように、雲南市の人口動態を踏まえると、人口の減少を抑制するためには、社会減を食い止め、社会増に取り組む必要があります。そのため、子育て支援・定住支援施策を大胆に実施するとともに、若者の地域課題解決に向けたチャレンジを支える仕組みづくりや次世代を担う人材育成をすすめる必要があります。

今後、定住促進に関する行政の推進体制を整備し、市民と関係団体との協働により、全市的で効果的に定住促進に取り組まなければなりません。

5. 施策会議の構成 (H26.12.1 現在)

施策名	施策統括責任課	関係課
01.市民が主役のまちづくりの推進	地域振興課	政策推進課 ダム対策課 総務課 健康福祉総務課 社会教育課 自治振興課
02.移住・交流の推進	地域振興課	政策推進課 長寿障がい福祉課 子育て支援課 産業推進課 農林振興課 商工観光課 農業委員会 業務管理課 教育総務課 自治振興課
03.市民と行政の情報の共有化	情報政策課	総務課 自治振興課
04.男女共同参画の推進	人権推進室	地域振興課 総務課 市民環境生活課 産業推進課 社会教育課 人権教育室
05.時代にあった行政サービスの実現	行財政改革推進課	政策推進課 人事課 財政課 管財課 情報システム課 市民環境生活課 自治振興課
06.職員の育成・確保	人事課	政策推進課 財政課 行財政改革推進課
07.計画的なまちづくり	政策推進課	人事課 財政課 行財政改革推進課

施策名	施策統括責任課	関係課
08.財政の健全化	財政課	政策推進課 人事課 行財政改革推進課 管財課 税務課 債権管理対策課 会計課
09.都市・住まいづくりと土地利用の推進	都市建築課	政策推進課 国土調査課 産業推進課 農林土木課 業務管理課 建設事業課 事業管理課
10.自然と地域環境の保全	市民環境生活課	ダム対策課 地域振興課 管財課 農林振興課 農林土木課 商工観光課 業務管理課 下水道課 自治振興課 事業管理課
11.地域情報化の推進	情報政策課	
12.生活道路の整備	建設事業課	業務管理課 都市建築課 事業管理課
13.広域幹線道路の整備	建設事業課	業務管理課 都市建築課 事業管理課
14.公共交通ネットワークの充実	地域振興課	長寿障がい福祉課 教育総務課 自治振興課
15.上水道の整備	工務課	市民環境生活課 水道局総務課 営業課 下水道課

施策名	施策統括責任課	関係課
16.下水道の整備	下水道課	市民環境生活課 水道局総務課 工務課 営業課
17.消防・防災対策の推進	危機管理室	ダム対策課 地域振興課 管財課 健康福祉総務課 農林土木課 建設事業課 都市建築課 自治振興課 事業管理課
18.交通安全の推進	総務課	農林土木課 業務管理課 建設事業課 都市建築課 学校教育課 自治振興課
19.消費者保護・防犯対策の推進	危機管理室	総務課 市民環境生活課 自治振興課
20.地域医療の充実	健康推進課	市民環境生活課 健康福祉総務課 長寿障がい福祉課 地域包括支援センター 掛合診療所 市立病院 保健福祉課
21.健康づくりの推進	健康推進課	市民環境生活課 健康福祉総務課 長寿障がい福祉課 地域包括支援センター 掛合診療所 市立病院 保健福祉課
22.高齢者福祉の充実	長寿障がい福祉課	市民環境生活課 健康福祉総務課 地域包括支援センター 健康推進課 保健福祉課

施策名	施策統括責任課	関係課
23.障がい者（児）福祉の充実	長寿障がい福祉課	健康福祉総務課 健康推進課 学校教育課 保健福祉課
24.生活困窮者の支援	健康福祉総務課	長寿障がい福祉課 地域包括支援センター 子育て支援課 健康推進課 保健福祉課
25.地域福祉の充実	健康福祉総務課	長寿障がい福祉課 地域包括支援センター 子育て支援課 健康推進課 保健福祉課
26.子育て支援の充実	子育て支援課	市民環境生活課 健康推進課 学校教育課 保健福祉課
27.学校教育の充実	学校教育課	長寿障がい福祉課 教育総務課 社会教育課
28.生涯学習の推進	社会教育課	地域振興課 学校教育課
29.青少年健全育成の推進	社会教育課	地域振興課 危機管理室 健康福祉総務課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課
30.平和と人権の尊重	人権推進室	学校教育課 社会教育課 人権教育室

施策名	施策統括責任課	関係課
31.生涯スポーツの振興	社会教育課	長寿障がい福祉課 健康推進課 教育総務課 学校教育課
32.地域文化の振興	社会教育課	商工観光課 学校教育課
33.地域資源を活かした産業の創出	産業推進課	政策推進課 農林振興課 商工観光課
34.雇用機会の充実と安定	産業推進課	地域振興課 商工観光課
35.工業の振興	産業推進課	商工観光課 建設事業課 工務課 営業課 下水道課
36.農業の振興	農林振興課	農林土木課 農業委員会 事業管理課
37.林業の振興	農林振興課	農林土木課 事業管理課
38.観光の振興	商工観光課	政策推進課 ダム対策課 社会教育課 事業管理課
39.商業の振興	商工観光課	産業推進課 都市建築課

6. 計画策定のための基礎調査

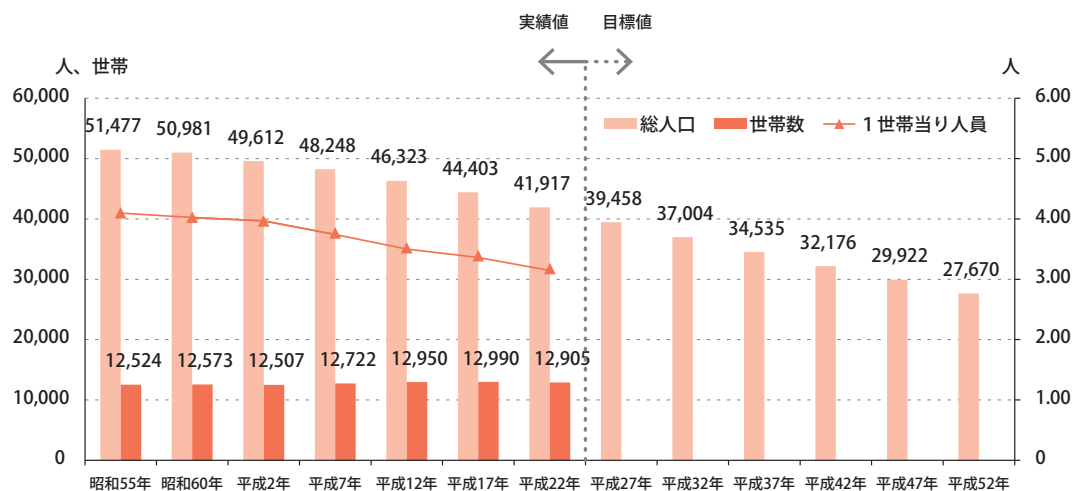
(1) 人口

① 人口・世帯数の動向

雲南市の人口は、昭和55年が51,477人であり、30年後の平成22年の人口は、41,917人(平成22年国勢調査結果)であり、△9,560人(△18.6%)減となっています。世帯数は、12,524世帯から12,905世帯へ381世帯(3%)増となっており、一世帯当たりの人口が、4.12人から3.18人へと減っていることを示しています。

また、平成22年国勢調査をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した資料によると、今後も人口減少は続き、平成47年には30,000人を切り、平成52年には27,670人になると推計されています。

図. 人口・世帯数の推移



	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
総人口	51,477	50,981	49,612	48,248	46,323	44,403	41,917	39,458	37,004	34,535	32,176	29,922	27,670
世帯数	12,524	12,573	12,507	12,722	12,950	12,990	12,905	-	-	-	-	-	-
1世帯当り人員	4.11	4.05	3.97	3.79	3.58	3.42	3.25	-	-	-	-	-	-
人口													
増加数	98	-496	-1,369	-1,364	-1,925	-1,920	-2,486	-2,459	-2,454	-2,469	-2,359	-2,254	-2,252
増加率	0.2%	-1.0%	-2.7%	-2.7%	-4.0%	-4.1%	-5.6%	-5.9%	-6.2%	-6.7%	-6.8%	-7.0%	-7.5%
世帯数													
増加数	75	49	-66	215	228	40	-85	-	-	-	-	-	-
増加率	0.6%	0.4%	-0.5%	1.7%	1.8%	0.3%	-0.7%	-	-	-	-	-	-

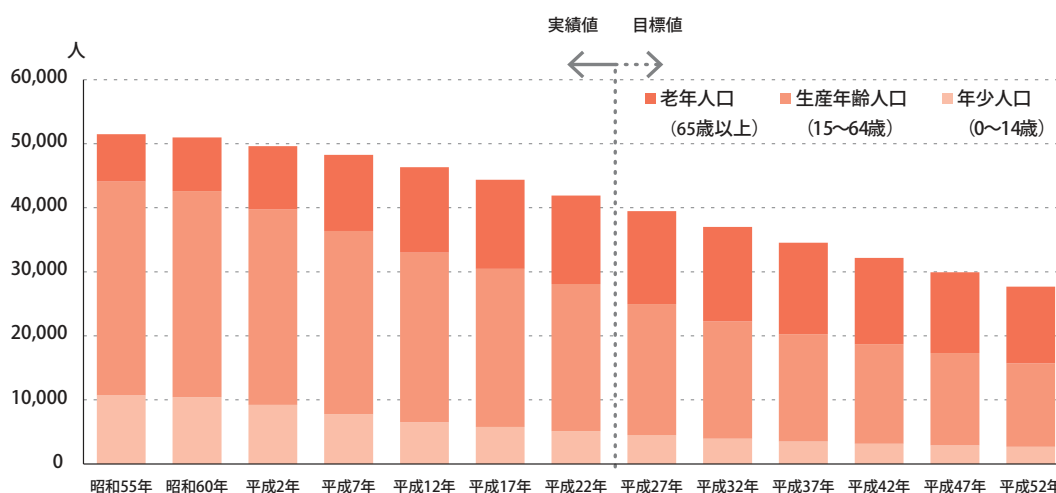
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所資料

② 年齢別人口構成

平成に入り、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少が著しく、老年人口（65歳以上）は増加し続けています。昭和55年においては、老年人口1人を支える生産年齢人口は4.5人でしたが、平成22年では、老年人口1人を1.7人の生産年齢人口で支える社会構造となっています。

また、平成22年国勢調査をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した資料によると、今後も少子高齢化は続き、平成37年に年少人口は10%、老年人口は41%を超え、平成52年には老年人口1人をほぼ1人の生産年齢人口で支える社会構造になると推計されています。

図. 年齢3区分別人口の推移



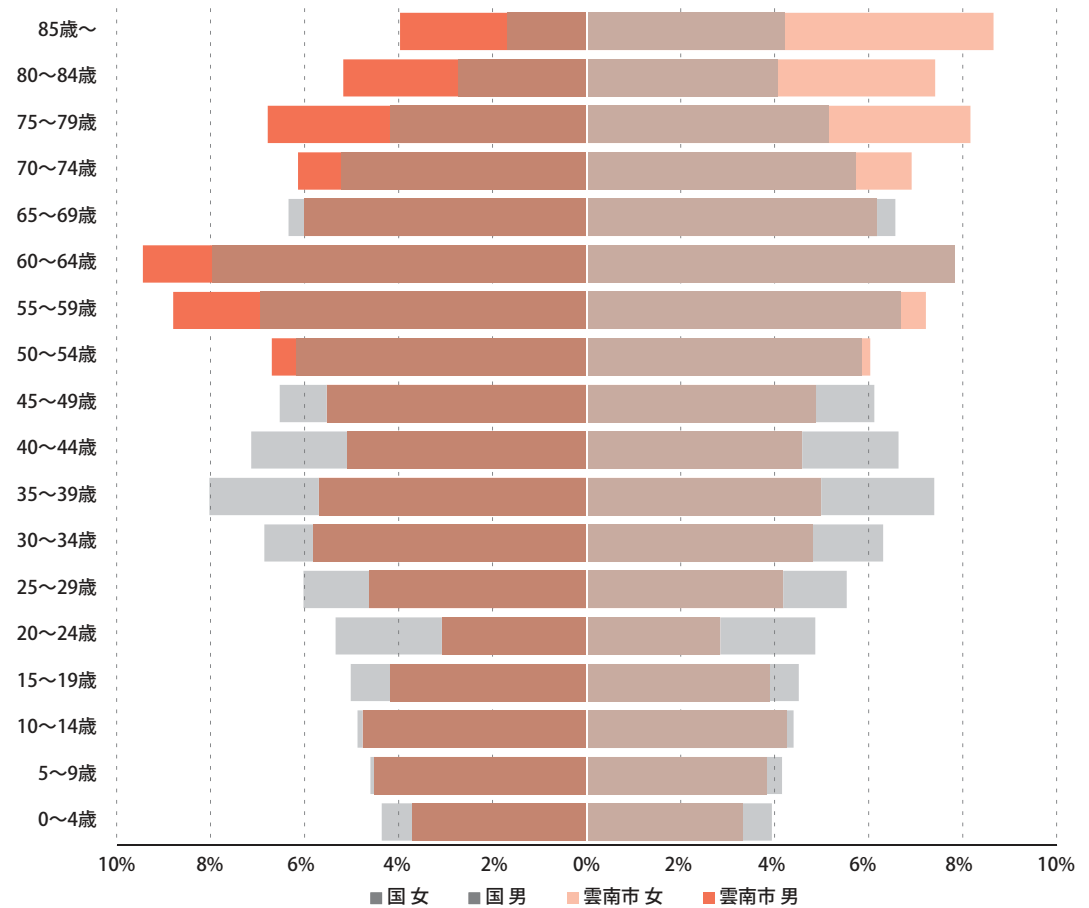
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
年少人口	10,712	10,424	9,230	7,760	6,512	5,768	5,096	4,507	3,926	3,504	3,149	2,888	2,691
生産年齢人口	33,387	32,177	30,510	28,617	26,473	24,687	23,010	20,445	18,333	16,750	15,558	14,410	13,006
老年人口	7,378	8,380	9,870	11,868	13,337	13,929	13,787	14,506	14,745	14,281	13,469	12,624	11,973

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所資料

③ 5歳階級別人口構成比（総人口比）

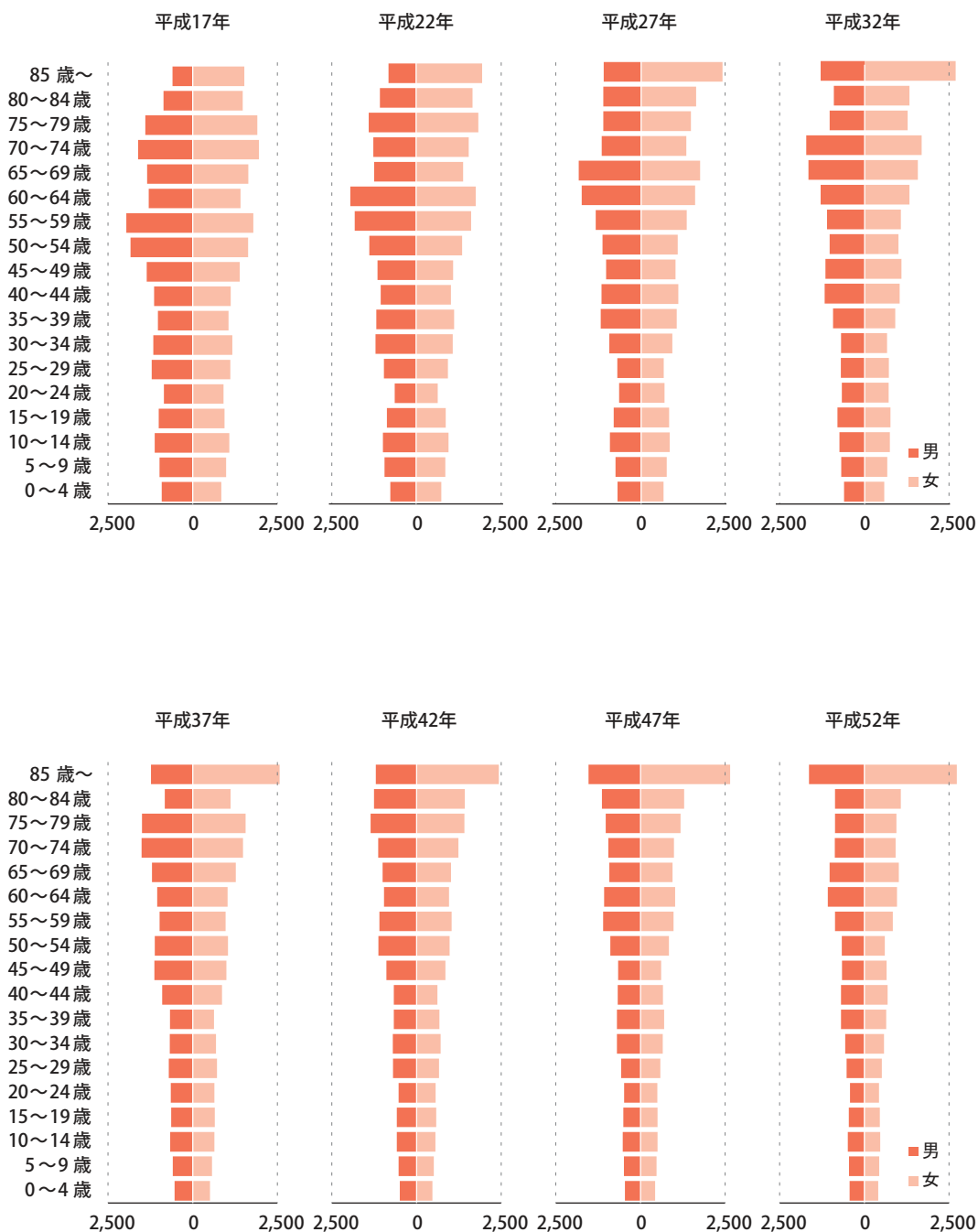
総人口に占める5歳階級別人口を全国と比較すると、20代～40代の男女とも割合が突出して低く、50歳以上の割合は全国より高くなっています。

図. 5歳階級別人口構成比（平成22年国勢調査 総人口比）



④ 人口ピラミッドの推移

雲南市は、平成17年国勢調査まで、労働人口が周辺の都市等に流出し、高齢者層と若年齢者層が残されるひょうたん型（農村型）でありましたが、平成32年以降では、人口減少、出生率の低下、長寿・高齢化が一層進み、逆三角形に近づいていくことが予想されています。

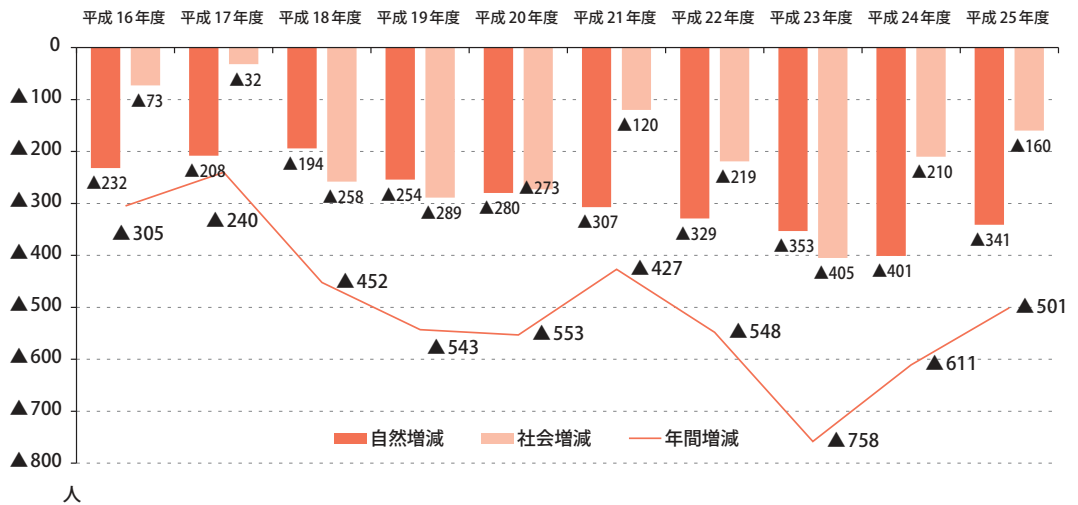


⑤ 人口動態

自然動態は、出生数より死亡者数が多く、年間 300 人程度の減少となっています。出生数は、近年では平成 17 年度の 328 人をピークに減少傾向が続き、一方、死亡者数は年々増加傾向にあります。

社会動態は、転入者数より転出者数が多く、近年 200 人を超える転出超過となっています。

図. 人口動態



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間増減	▲305	▲240	▲452	▲543	▲553	▲427	▲548	▲758	▲611	▲501
出生	313	328	311	293	318	304	253	304	266	254
死亡	545	536	505	547	598	611	582	657	667	595
自然増減	▲232	▲208	▲194	▲254	▲280	▲307	▲329	▲353	▲401	▲341
転入	1,457	1,223	1,063	947	955	1,036	951	796	877	911
転出	1,530	1,255	1,321	1,236	1,228	1,156	1,170	1,201	1,087	1,071
社会増減	▲73	▲32	▲258	▲289	▲273	▲120	▲219	▲405	▲210	▲160

資料：島根県人口移動調査（年報）

⑥ 理由別移動状況

人口移動調査の平成24年年報によると、職業（転勤・就職・転職転業）による県外移動は、転入134人、転出182人で、差引48人の転出超過で、県内移動は、転入81人、転出129人で、差引48人の転出超過となっています。全体的に移動理由をみると、職業による移動が、理由の約36%を占めています。続いて、結婚縁組、新築転居、就学卒業と続いています。

県外移動の地方別では、中国地方との移動が最も多く、転入者の34.4%、転出者の36.4%と全体の1/3を占めています。

県内では、松江市と出雲市の移動が多く、2市で転入者の67.7%、転出者の78.0%を占めています。続いて奥出雲町、浜田市、飯南町となっています。

図. 移動理由別移動者数

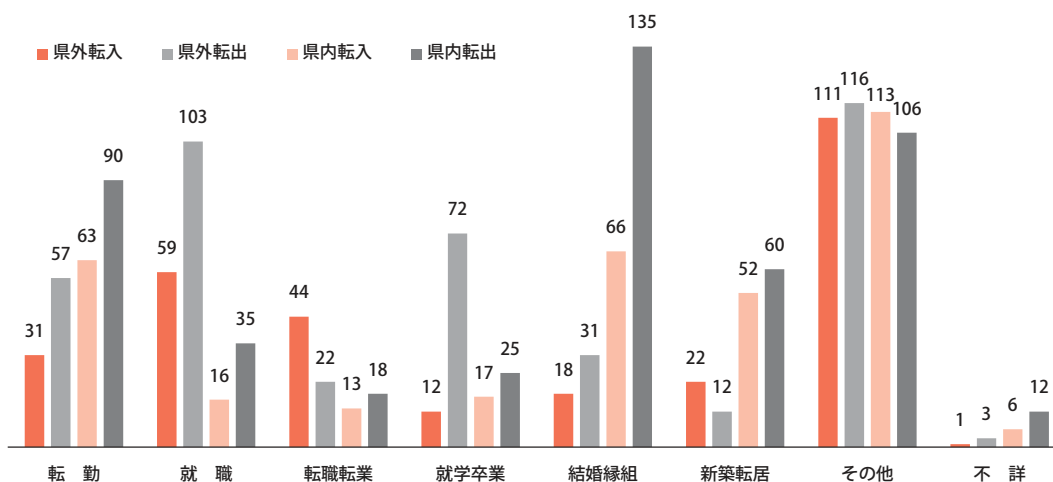
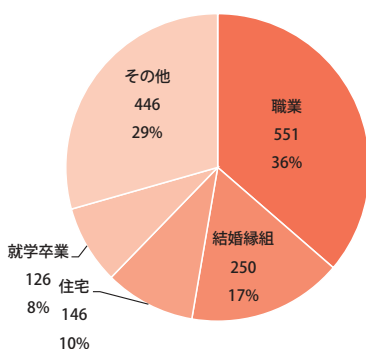


図. 移動別原因者割合



	雲南市	総数	県外転入	県内転入	県外転出	県内転出	差引
総数		1,952	369	496	461	626	▲222
原因者	総数	1,541	298	346	416	481	▲253
	転勤	241	31	63	57	90	▲53
	就職	213	59	16	103	35	▲63
	転職転業	97	44	13	22	18	17
	就学卒業	126	12	17	72	25	▲68
	結婚縁組	250	18	66	31	135	▲82
	新築転居	146	22	52	12	60	2
	その他	446	111	113	116	106	2
不詳	22	1	6	3	12	▲8	
同伴者	411	71	150	45	145	31	

資料：島根県人口移動調査（平成24年年報）

図. 県別移動者数

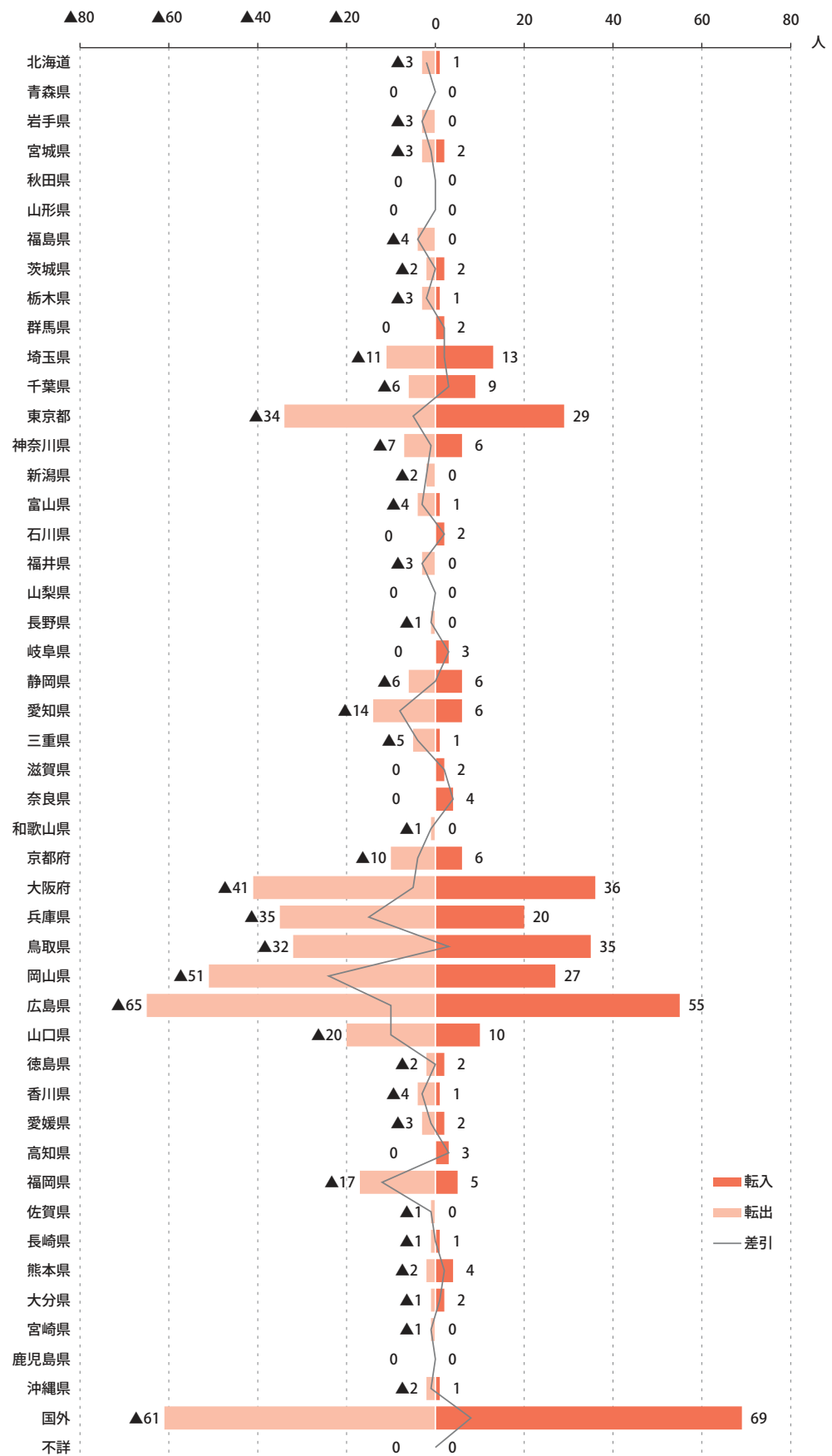
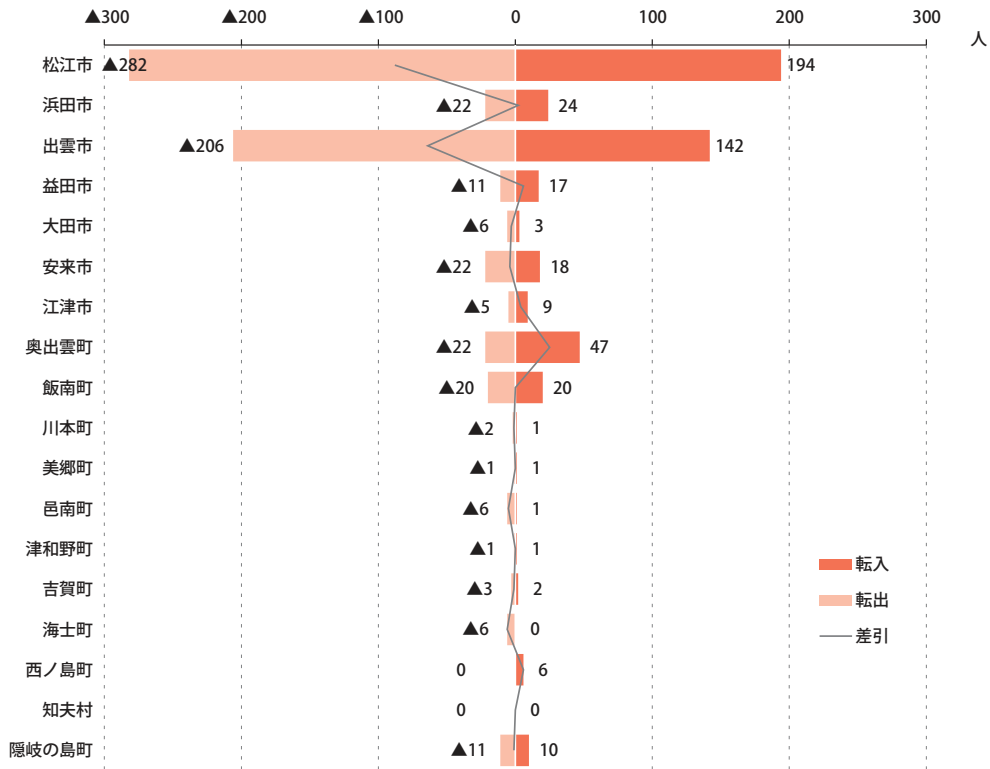


図. 県内市町村別移動者数



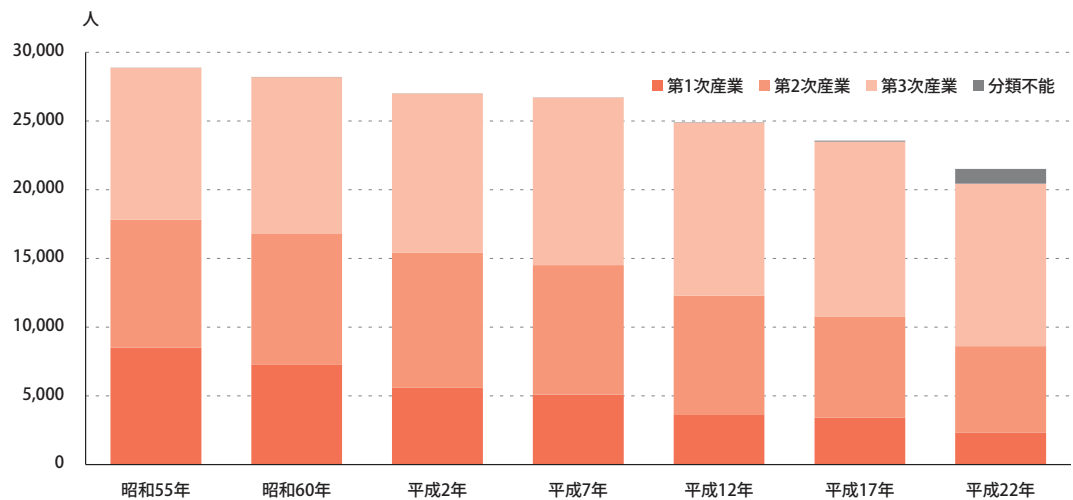
(2) 経済・産業

① 産業概要

就業者数は年々減少しており、平成22年国勢調査によると、就業者人口は21,511人となっており、雲南市の総人口（41,917人）に対し51.3%の方が就業しています。

産業別にみると第3次産業が最も多く、平成22年国勢調査では全就業者の55.0%にあたる11,823人となっています。

図. 産業別就業者数



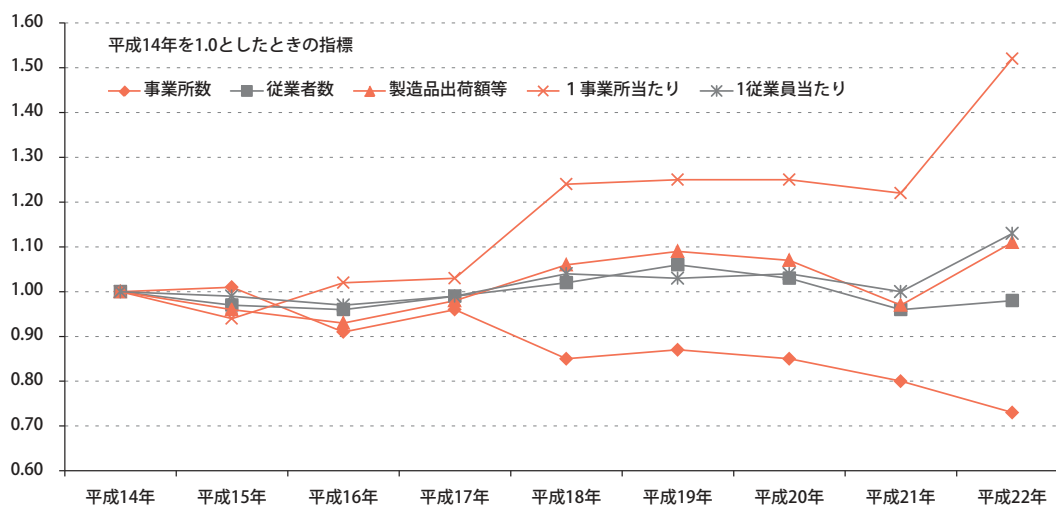
	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
総数	28,870	100.0%	28,206	100.0%	27,025	100.0%	26,720	100.0%	24,923	100.0%	23,579	100.0%	21,511	100.0%
第1次産業	8,521	29.5%	7,299	25.9%	5,581	20.7%	5,088	19.0%	3,660	14.7%	3,427	14.5%	2,337	10.9%
第2次産業	9,307	32.2%	9,521	33.8%	9,830	36.4%	9,430	35.3%	8,641	34.7%	7,351	31.2%	6,279	29.2%
第3次産業	11,040	38.2%	11,383	40.4%	11,590	42.9%	12,189	45.6%	12,592	50.5%	12,719	53.9%	11,823	55.0%
分類不能	2	0.0%	3	0.0%	24	0.1%	13	0.0%	30	0.1%	82	0.3%	1,072	5.0%

資料：国勢調査

② 工業

工業統計調査によると、平成22年での事業所数は100事業所、従業者数は3,626人、製造品出荷額等は約855億6千万円となっています。平成14年と比較すると事業所数及び従業者数は減少していますが、製造品出荷額等は増加し、事業所当たり、従業者当たりの製造品出荷額も増加しています。

図. 工業の状況



	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	137	139	124	131	117	119	117	109	100
従業者数	3,702	3,573	3,540	3,682	3,787	3,912	3,812	3,571	3,626
製造品出荷額等	7,701,534	7,373,313	7,132,880	7,552,502	8,159,375	8,369,727	8,242,960	7,447,293	8,555,712
1事業所当たり	56,216	53,045	57,523	57,653	69,738	70,334	70,453	68,324	85,557
1従業員当たり	2,080	2,064	2,015	2,051	2,155	2,140	2,162	2,085	2,360

平成14年を1.0としたときの指標推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	1.00	1.01	0.91	0.96	0.85	0.87	0.85	0.80	0.73
従業者数	1.00	0.97	0.96	0.99	1.02	1.06	1.03	0.96	0.98
製造品出荷額等	1.00	0.96	0.93	0.98	1.06	1.09	1.07	0.97	1.11
1事業所当たり	1.00	0.94	1.02	1.03	1.24	1.25	1.25	1.22	1.52
1従業員当たり	1.00	0.99	0.97	0.99	1.04	1.03	1.04	1.00	1.13

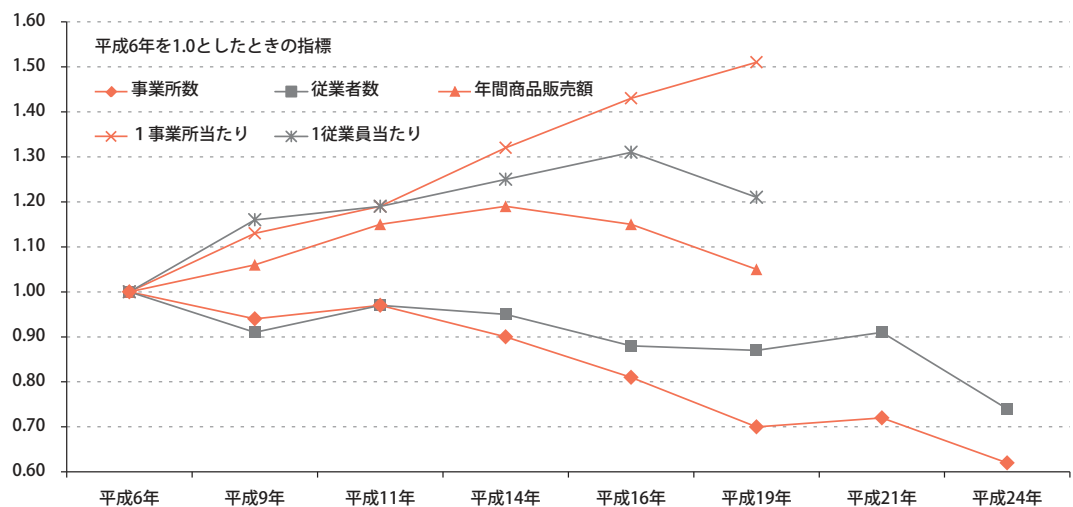
資料：工業統計調査（従業者4人以上の事業所）

③ 商業

経済センサスによると、平成24年時点の小売業・卸売業に関する事業所数は517事業所となっています。

平成6年と比べると、事業所数は316事業所減少（減少率36%）しました。また、従業者数も862人減少（減少率26%）しています。しかし、年間商品販売額は増加し、事業所当たり、従業者当たりの年間商品販売額も増加しています。

図. 商業の状況



	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成21年	平成24年
事業所数	833	779	807	750	673	581	603	517
従業者数	3,354	3,055	3,254	3,176	2,957	2,919	3,039	2,492
年間商品販売額	5,569,054	5,883,071	6,407,463	6,602,922	6,421,056	5,853,779	-	-
1事業所当たり	6,686	7,552	7,940	8,804	9,541	10,075	-	-
1従業者当たり	1,660	1,926	1,969	2,079	2,171	2,005	-	-

平成14年を1.0としたときの指標推移

	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成21年	平成24年
事業所数	1.00	0.94	0.97	0.90	0.81	0.70	0.72	0.62
従業者数	1.00	0.91	0.97	0.95	0.88	0.87	0.91	0.74
年間商品販売額	1.00	1.06	1.15	1.19	1.15	1.05	-	-
1事業所当たり	1.00	1.13	1.19	1.32	1.43	1.51	-	-
1従業者当たり	1.00	1.16	1.19	1.25	1.31	1.21	-	-

資料：平成6年～19年商業統計調査、平成21年・平成24年は経済センサス

※平成21年経済センサスでは、年間商品販売額は未調査。

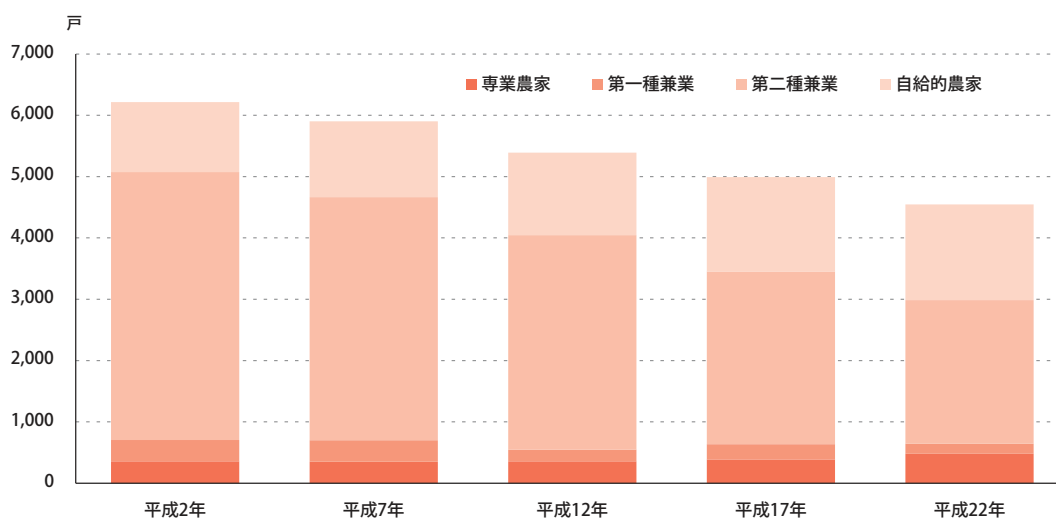
※平成24年経済センサス事業所数・従業者数は速報値

④ 農業

農林業センサスによると、平成22年の農家数は4,545戸となっています。また専業農家数は481戸（10.6%）となっています。

平成2年以降の推移では、総農家数は大きく減少する中で自給的農家は1,140戸から1,557戸へ増加しています。（増加率は36.6%）

図. 専業・兼業別農家数の推移

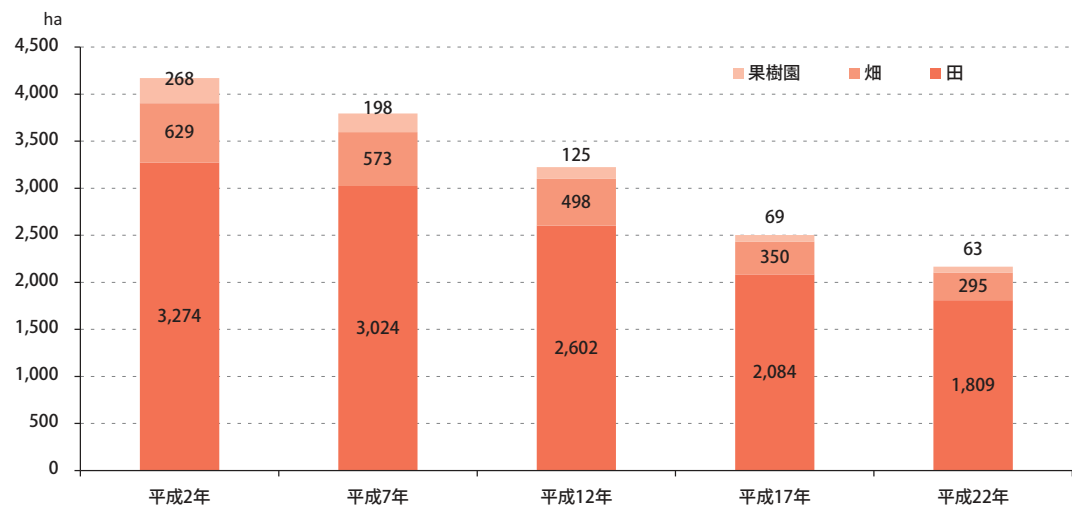


	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
総数	6,215	100.0%	5,902	100.0%	5,391	100.0%	4,992	100.0%	4,545	100.0%
専業農家	357	5.7%	352	6.0%	359	6.7%	389	7.8%	481	10.6%
第一種兼業	348	5.6%	349	5.9%	188	3.5%	248	5.0%	162	3.6%
第二種兼業	4,370	70.3%	3,965	67.2%	3,499	64.9%	2,815	56.4%	2,345	51.6%
自給的農家	1,140	18.3%	1,236	20.9%	1,345	24.9%	1,540	30.8%	1,557	34.3%

資料：農林業センサス

また、平成22年の経営耕地面積は2,167haで、そのうち田が1,809ha、畑が295ha、果樹園が63haとなっています。平成2年以降の推移では、経営耕地面積は大きく減少し、4,171haから2,167haへ減少（減少率48.0%）し、特に畑（減少率53.1%）果樹園（減少率76.5%）は50%を超える減少率となっています。

図. 経営耕地面積の推移



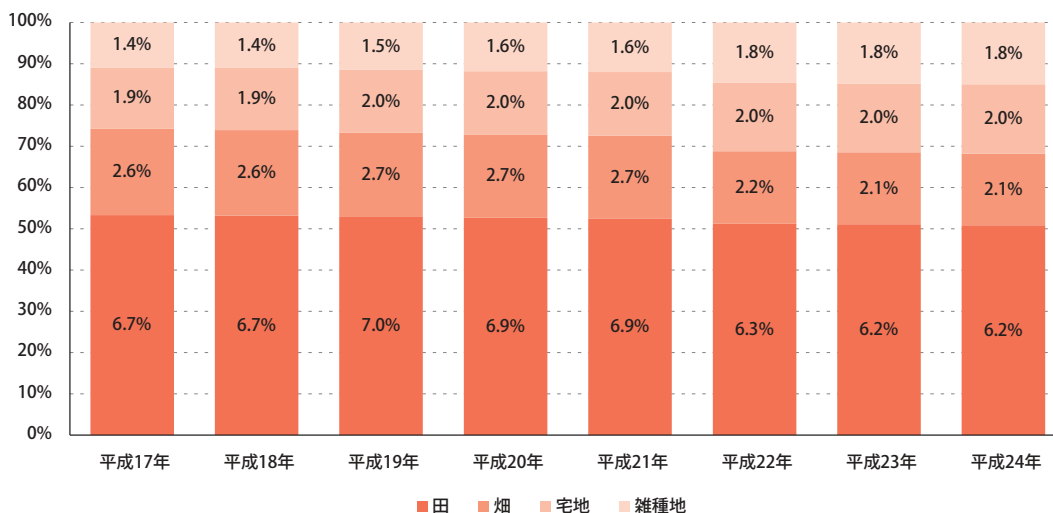
	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
総面積	4,171	100.0%	3,795	100.0%	3,225	100.0%	2,503	100.0%	2,167	100.0%
田	3,274	78.5%	3,024	79.7%	2,602	80.7%	2,084	83.3%	1,809	83.5%
畑	629	15.1%	573	15.1%	498	15.4%	350	14.0%	295	13.6%
果樹園	268	6.4%	198	5.2%	125	3.9%	69	2.7%	63	2.9%

資料：農林業センサス

⑤ 土地利用

平成24年度では、田と畑を合わせた農地が4,348haで市全体の8.3%を占めています。宅地が1,071haで2.0%、雑種地が954haで1.8%となっています。8年間の推移では、宅地や雑種地は増加し、田や畑などの農地は減少しています。

図. 地目別（田・畑・宅地・雑種地土地利用率）



	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
総数	55,337	100.0%	55,337	100.0%	52,145	100.0%	52,248	100.0%	52,293	100.0%	52,310	100.0%	52,337	100.0%	52,401	100.0%
田	3,718	6.7%	3,689	6.7%	3,657	7.0%	3,629	6.9%	3,609	6.9%	3,281	6.3%	3,268	6.2%	3,242	6.2%
畑	1,458	2.6%	1,440	2.6%	1,415	2.7%	1,391	2.7%	1,388	2.7%	1,125	2.2%	1,115	2.1%	1,106	2.1%
宅地	1,037	1.9%	1,046	1.9%	1,052	2.0%	1,056	2.0%	1,063	2.0%	1,062	2.0%	1,064	2.0%	1,071	2.0%
雑種地	758	1.4%	764	1.4%	792	1.5%	813	1.6%	825	1.6%	936	1.8%	949	1.8%	954	1.8%
山林	22,870	41.3%	22,934	41.4%	22,889	43.9%	22,943	43.9%	22,965	43.9%	22,982	43.9%	23,002	43.9%	23,009	43.9%
その他	25,496	46.1%	25,464	46.0%	22,340	42.8%	22,416	42.9%	22,443	42.9%	22,924	43.8%	22,939	43.8%	23,019	43.9%

資料：土地に関する概要調査報告書

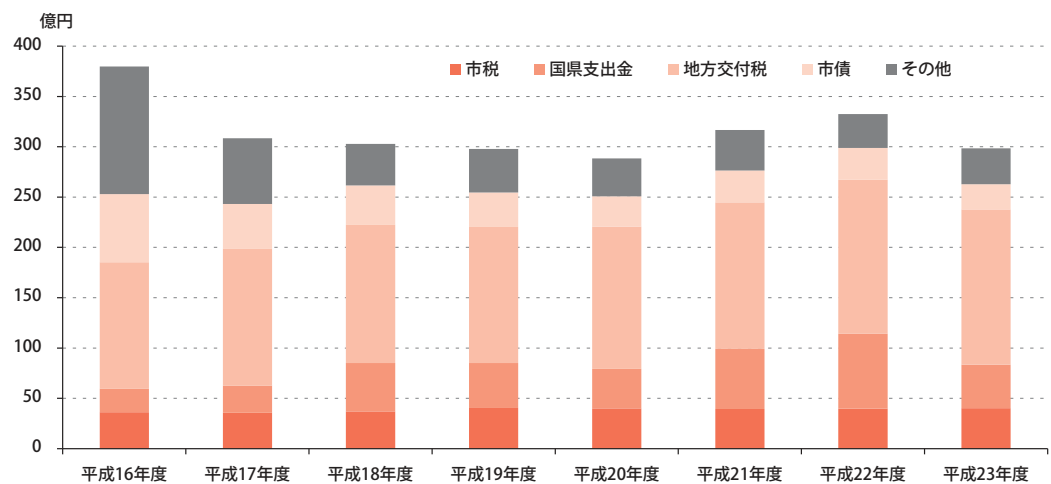
(3) 財政状況

① 普通会計歳入の推移

普通会計については、市税は、平成19年度に、所得税から個人市民税への税源移譲により増加しましたが、平成20年度以降横ばい傾向にあります。

また、国県支出金は、平成21・22年度に、国の経済対策を活用し、積極的に投資事業を実施したことから、大幅に増加しました。また、地方交付税については、平成20年度から国の経済対策と共に国全体の総額が増加になったことなどにより増加しています。

図. 普通会計歳入の推移



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市税	36.2	35.6	37.0	40.4	39.9	39.4	39.7	40.1
国県支出金	23.3	26.9	48.0	44.7	39.3	59.7	74.4	43.4
地方交付税	125.9	136.1	137.3	135.1	141.5	145.6	153.1	154.2
市債	67.7	44.5	39.3	34.3	30.0	31.7	31.7	25.2
その他	126.7	65.4	41.2	43.3	37.8	40.2	33.5	35.6
合計	379.7	308.5	302.9	297.8	288.6	316.7	332.5	298.5

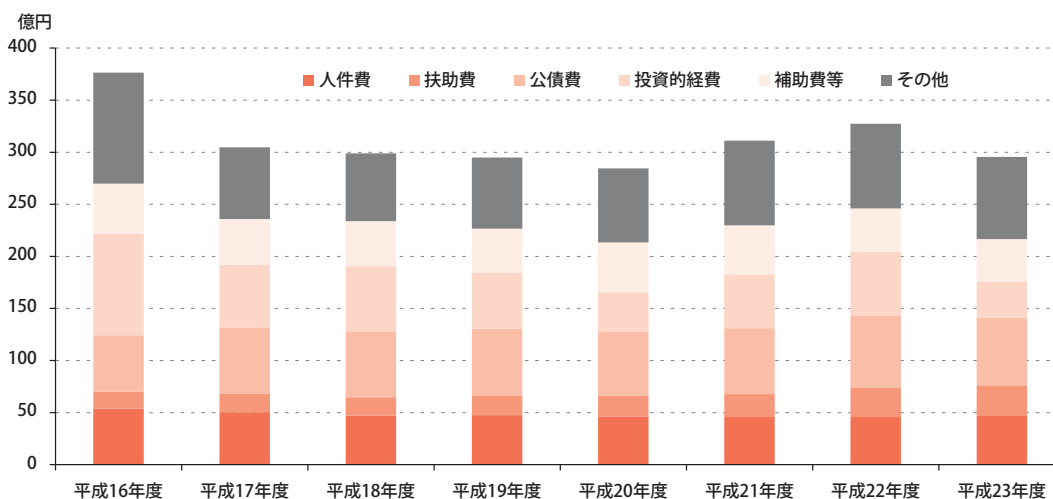
※普通会計…普通会計は、一般会計と特別会計のうち一般会計に準ずる会計（土地区画整理・ダム対策・農業労働災害）をまとめたもの

② 普通会計歳出の推移

普通会計歳出については、雲南市行財政改革大綱並びに雲南市定員管理計画に基づき、人件費、補助費及びその他（物件費等）については削減してきていますが、扶助費については、高齢者・障がい者・児童福祉等の充実に伴い増加しています。また、公債費については、平成16年度以前に借り入れた起債（借金）の償還額の増や、後年度の元利償還金を減らすために、高利率の起債（借金）等の繰上償還を積極的に行ったことから増加しています。

また、平成21・22年度は国の経済対策を積極的に活用し、普通建設事業を実施したため、歳出合計が増加しました。

図. 普通会計歳出の推移



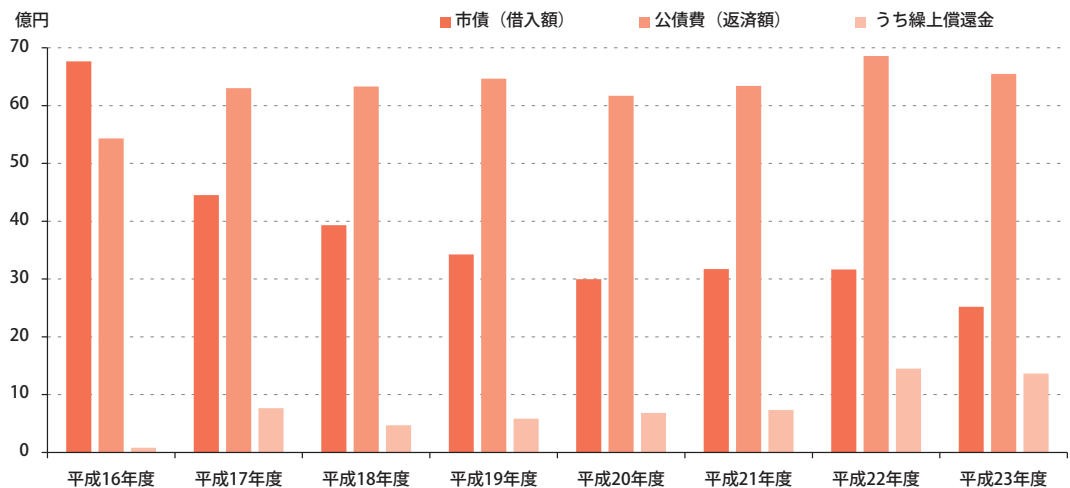
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	54.0	50.4	47.1	47.6	46.3	45.8	45.8	46.8
扶助費	15.9	18.1	17.6	18.4	19.9	21.9	28.4	28.9
公債費	54.3	63.0	63.3	64.7	61.7	63.4	68.6	65.5
投資的経費	97.7	60.6	62.5	54.0	37.7	51.6	61.5	34.8
補助費等	48.0	43.9	43.3	42.1	47.8	47.0	41.7	40.6
その他	106.6	68.8	65.1	68.3	71.0	81.3	81.4	78.9
合計	376.4	304.6	298.9	294.9	284.4	311.1	327.4	295.4

③ 市債、公債費の推移

市債については、普通建設事業の削減と共に減少している。また、臨時財政対策債、合併特例債による地域振興基金積立分については、ほぼ同額となっています。

また、公債費（償還額）について、定期償還額は、平成19年度までは増加しましたが、その後は減少しています。なお、繰上償還については、将来の公債費の縮減のために可能な限り実施してきました。

図. 市債、公債費の推移



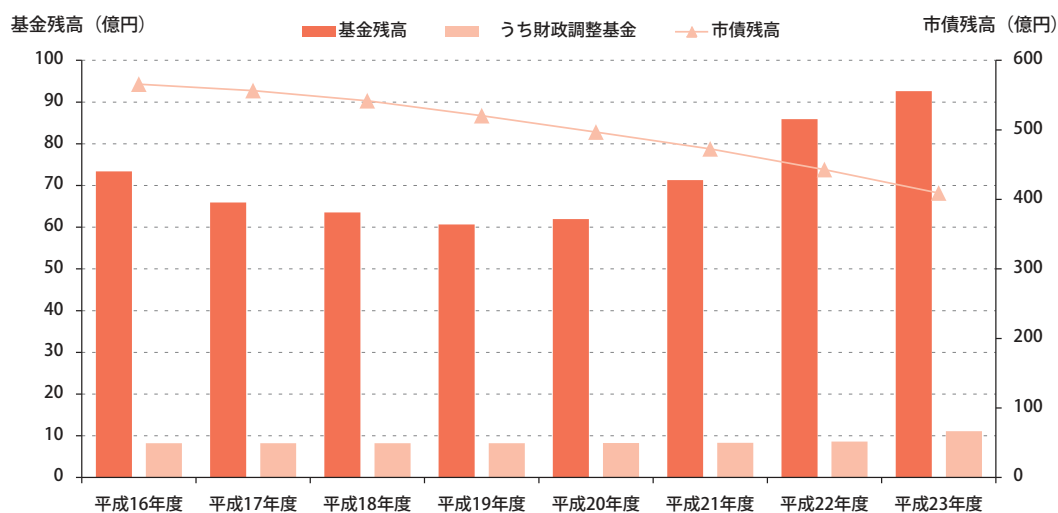
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市債（借入額）	67.7	44.5	39.3	34.3	30.0	31.7	31.7	25.2
公債費（償還額）	54.3	63.0	63.3	64.7	61.7	63.4	68.6	65.5
うち繰上償還金	0.8	7.7	4.7	5.8	6.8	7.3	14.5	13.6

④ 基金残高、市債残高の推移

基金残高については、平成19年度までは減少しましたが、平成20年度以降は、地方交付税の増、合併特例債による地域振興基金の増により増加しています。

また、市債残高は、新規の起債（借金）発行額を抑え、繰上償還を可能な限り実施してきたことにより減少しました。

図. 基金残高、市債残高の推移



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基金残高	73.4	65.9	63.5	60.7	62.0	71.3	85.9	92.6
うち財政調整基金	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.6	11.1
市債残高	565.8	556.4	541.8	520.2	496.8	472.8	442.8	409.0

7. 市民意識アンケート調査

(1) 概要

① 調査目的

雲南市の最上位計画となる第2次雲南市総合計画の策定にあたり、市の将来像やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料として活用するために、まちづくりの現状及び今後のまちづくりに対する意見や意識などについて把握する。

② 調査期間

平成25年7月1日（月）～8月23日（金）

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収

④ 調査対象

雲南市に在住する20歳以上の市民1,000人（無作為抽出）

⑤ 設問数

13問（属性、住みやすさ、雲南市の状況及び今後力を入れて取り組むべきこと、市町村合併）

⑥ 設問項目

属性

住みやすさ

雲南市の状況・今後力を入れて取り組むべきこと

市町村合併について

⑦ 回収数・回収率

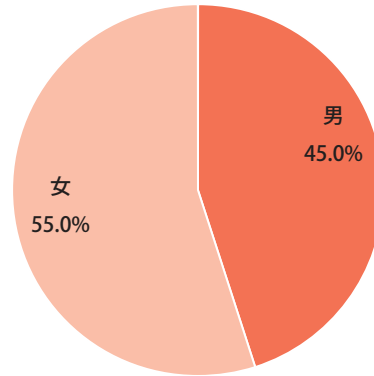
393通（回収率 39.3%）

(2) 調査結果

① 属性

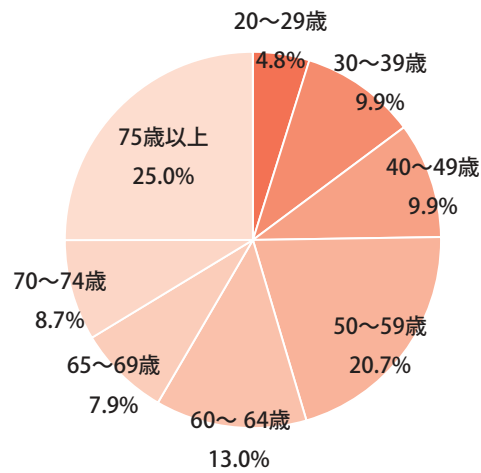
■ Q1. あなたの性別は？

(n = 391)



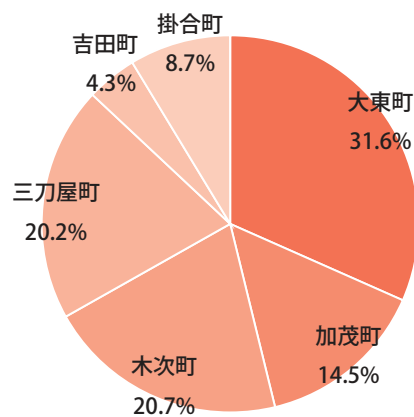
■ Q2. あなたの年齢は？

(n = 392)

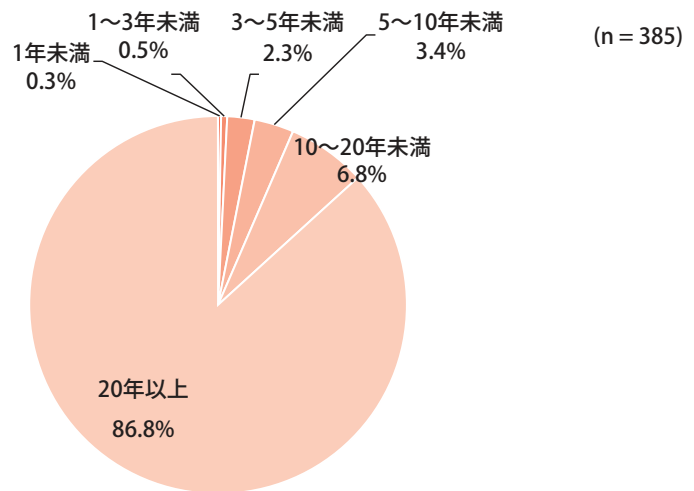


■ Q3. あなたのお住まいの地域は？

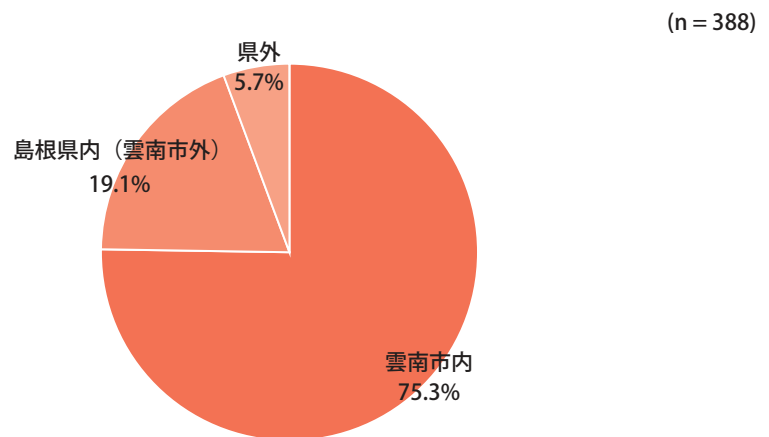
(n = 392)



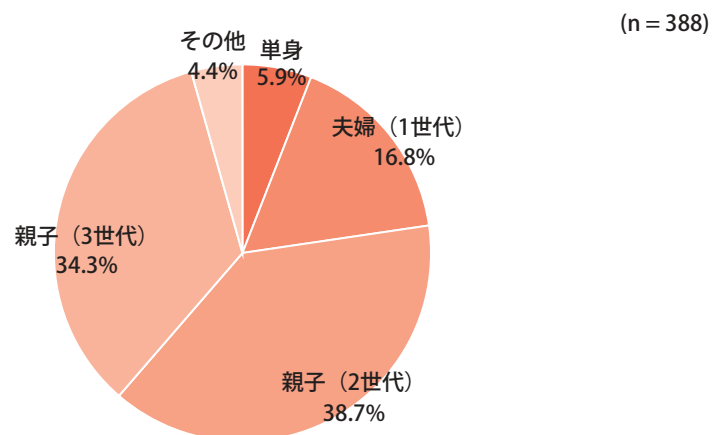
■ Q4. あなたは雲南市に住んで何年になりますか？（Uターンの方は合計年数）



■ Q5. あなたの出身地（お生まれ）は？

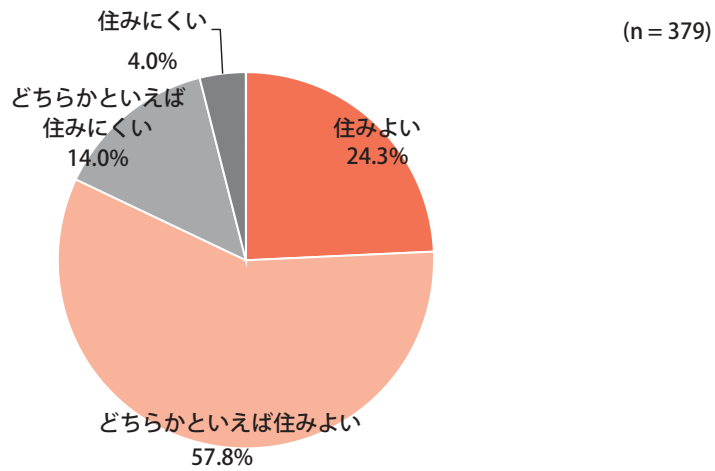


■ Q6. あなたと同居する家族の構成は？

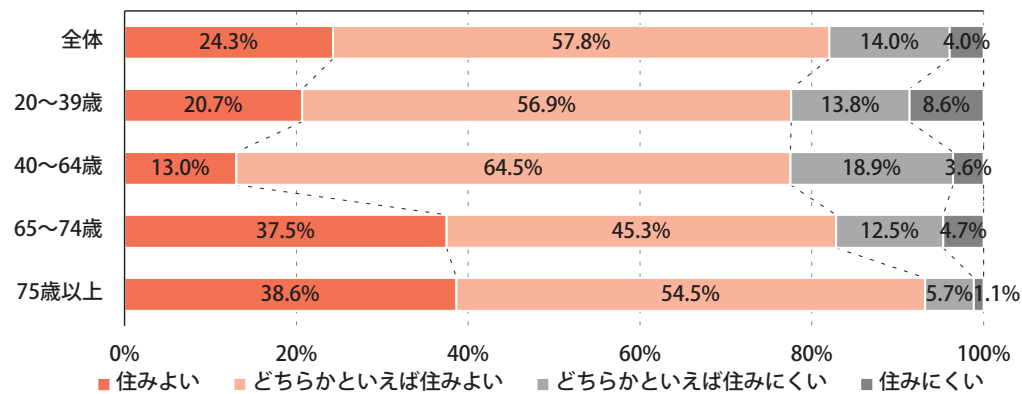


② 住みやすさ

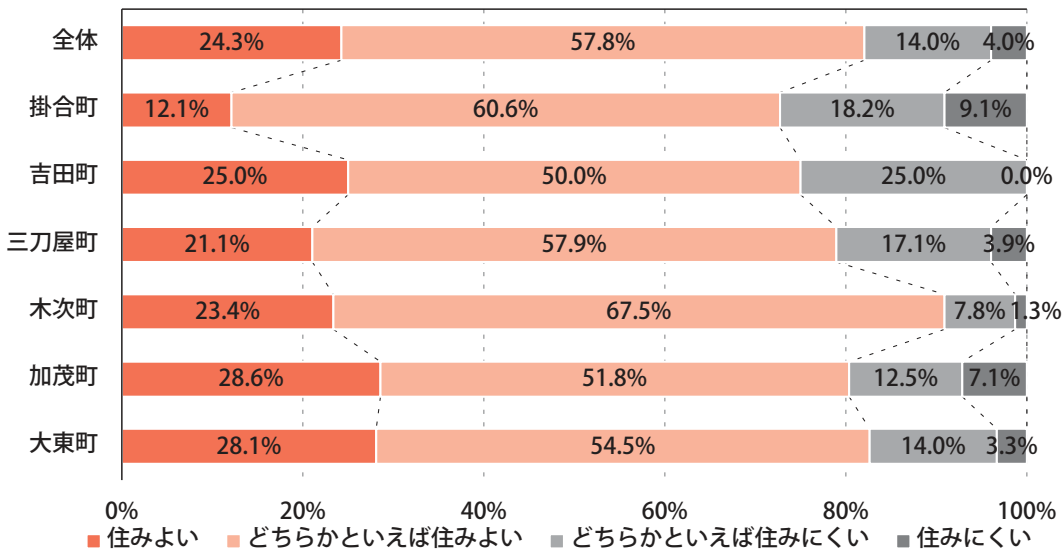
■ Q7. あなたにとって、雲南市は住みよいところですか？



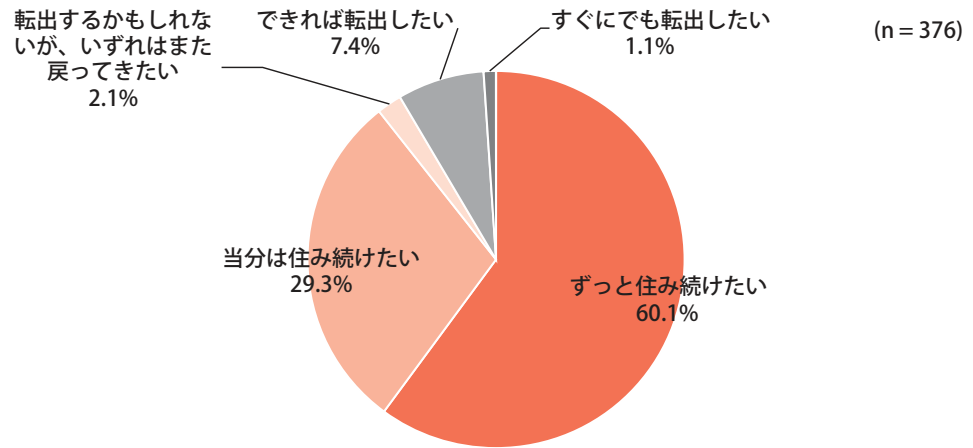
□ 年齢別



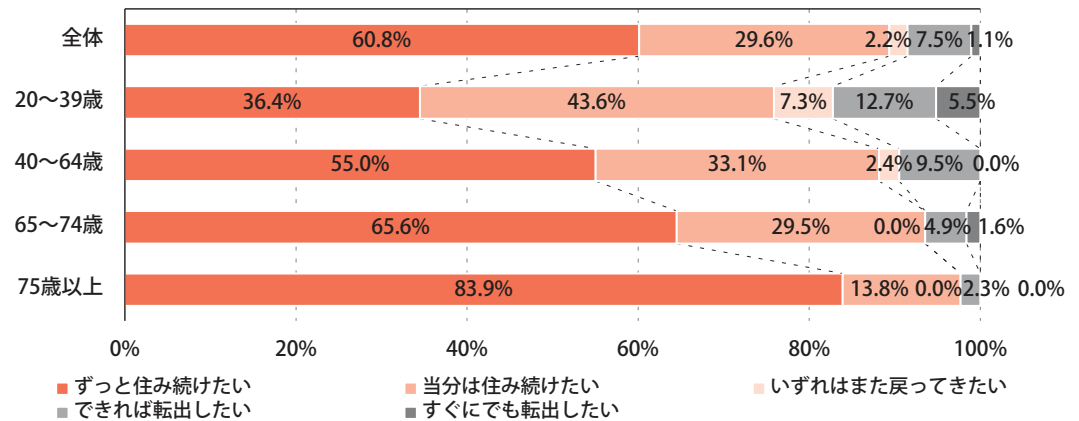
□ 居住地別



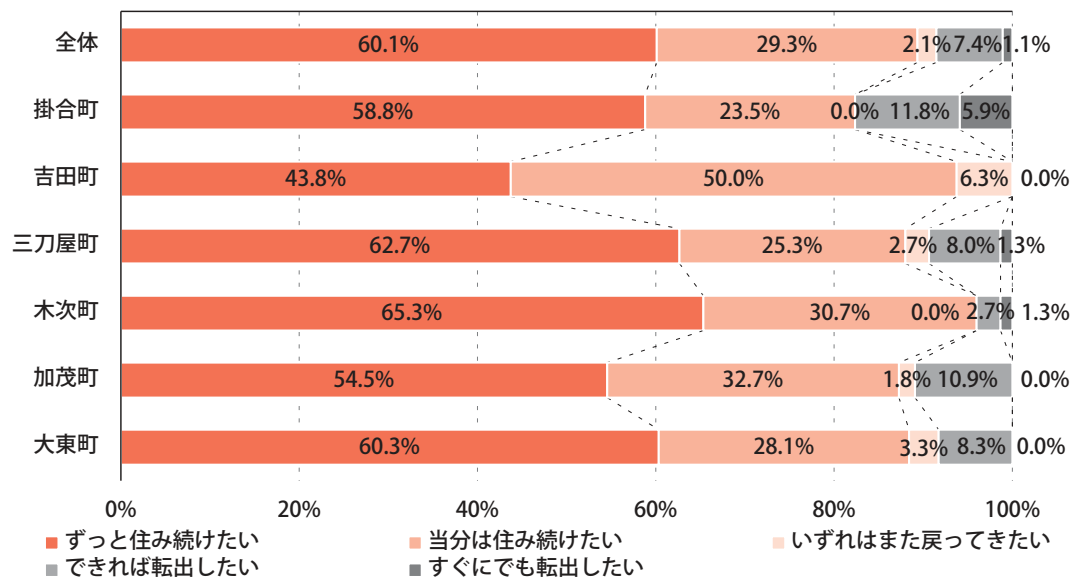
■ Q8. あなたは今後も雲南市に住み続けたいですか？



□ 年齢別



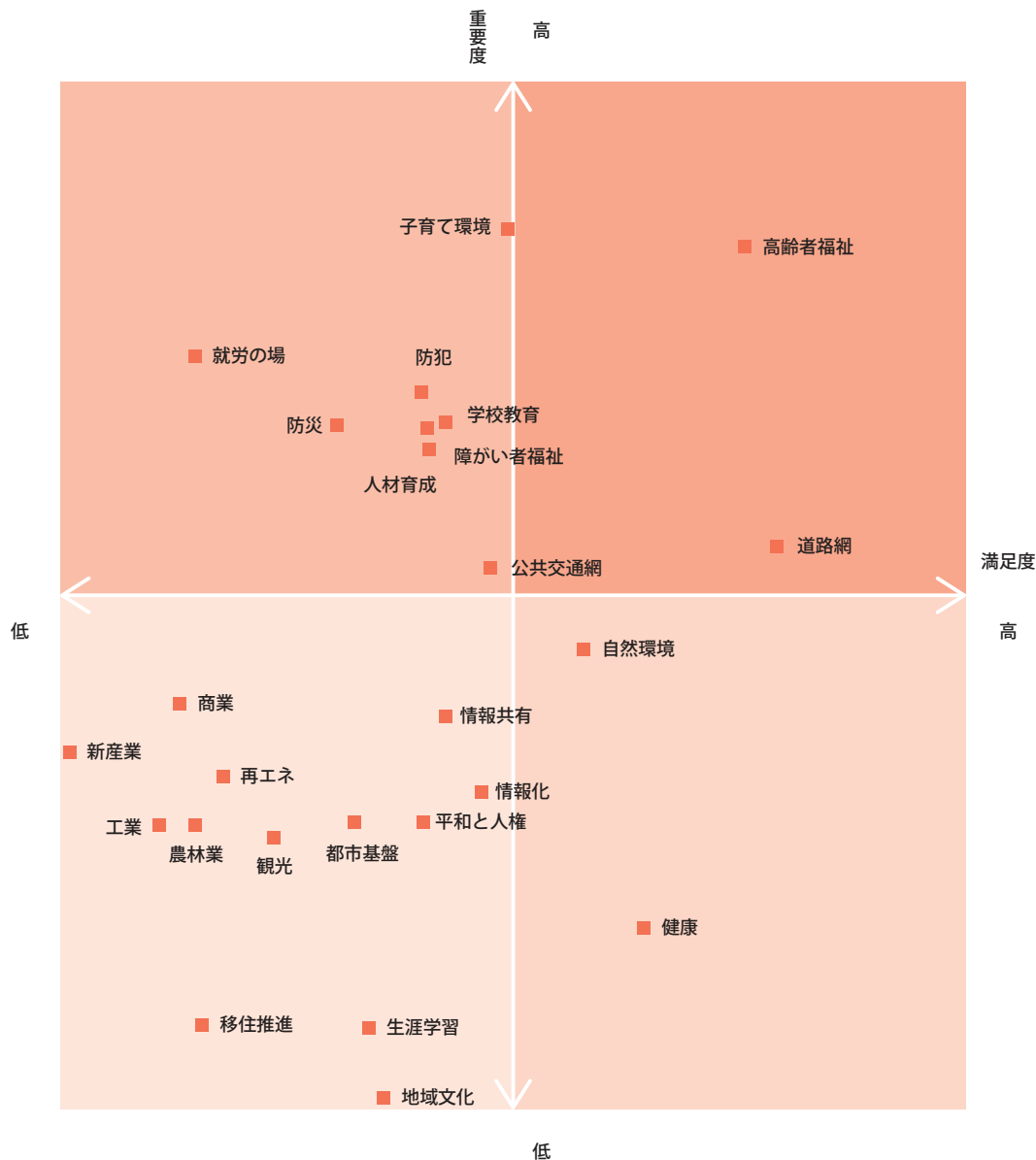
□ 居住地別



③ 雲南市の状況・今後力を入れて取り組むべきこと

■ Q9. 雲南市の“①現状をどうお考えですか？”

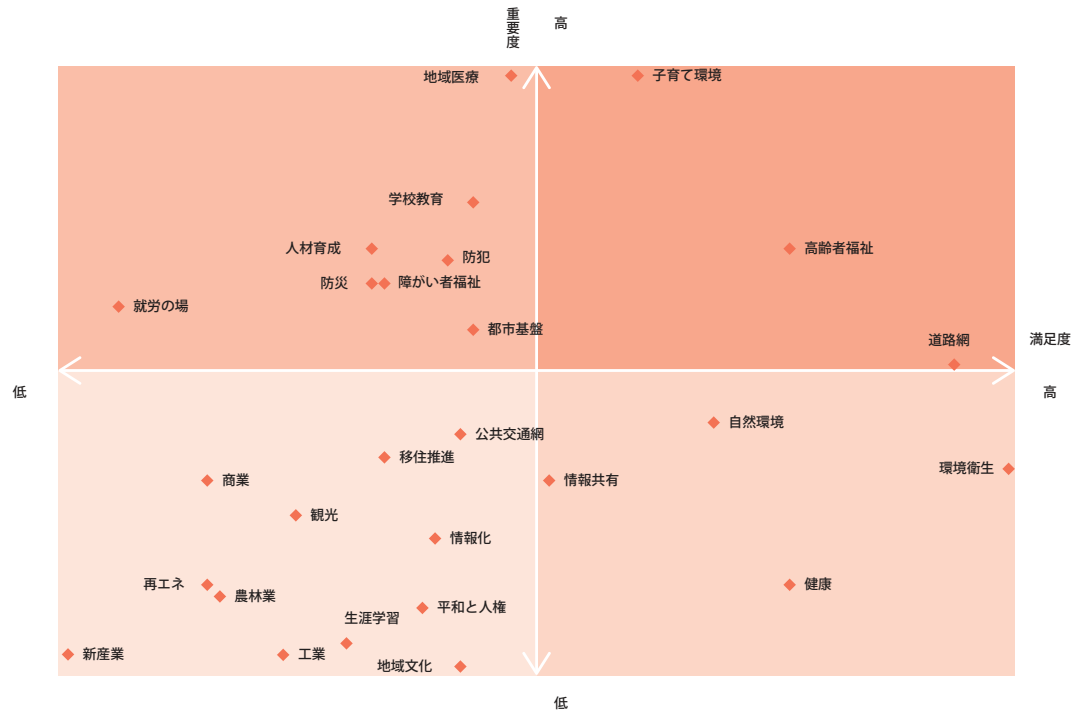
また、“②今後、どんなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか？”



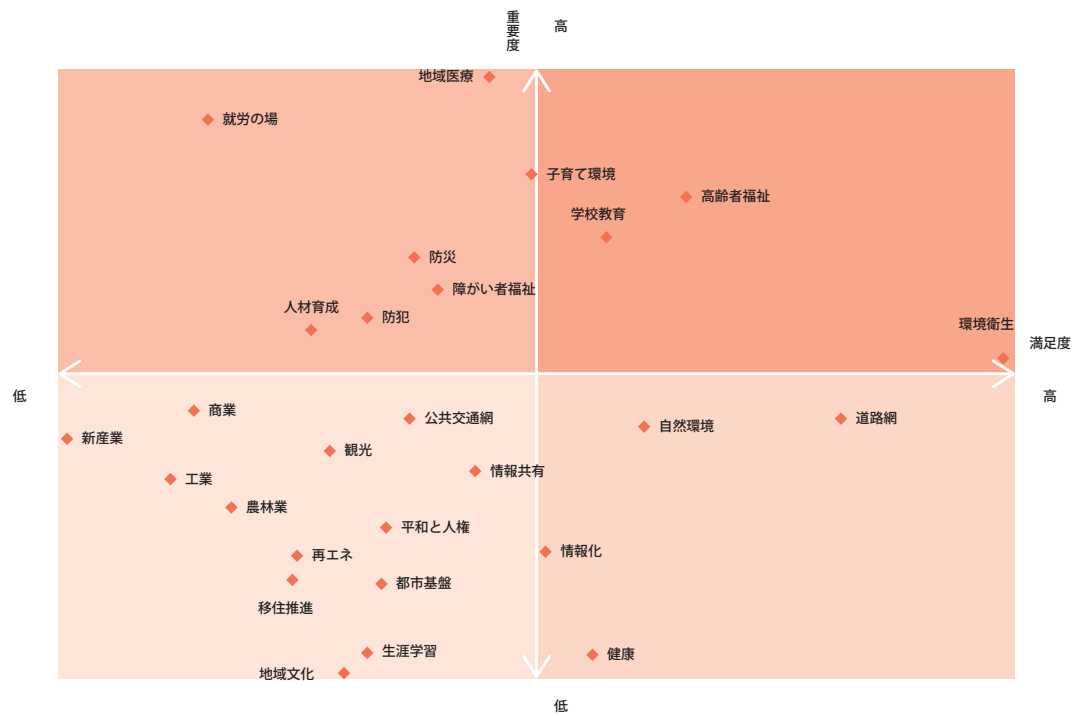
※満足度…①市の取組の現状が充実しているあるいは進んでいるとの質問に対して、「そう思う」4点、「ややそう思う」3点、「あまり思わない」2点、「思わない」1点、「分からない」0点として算出

※重要度…②今後力を入れていくべき取組みについての質問に対して、「とても重要」3点、「重要」2点、「あまり重要でない」1点、「分からない」0点として算出

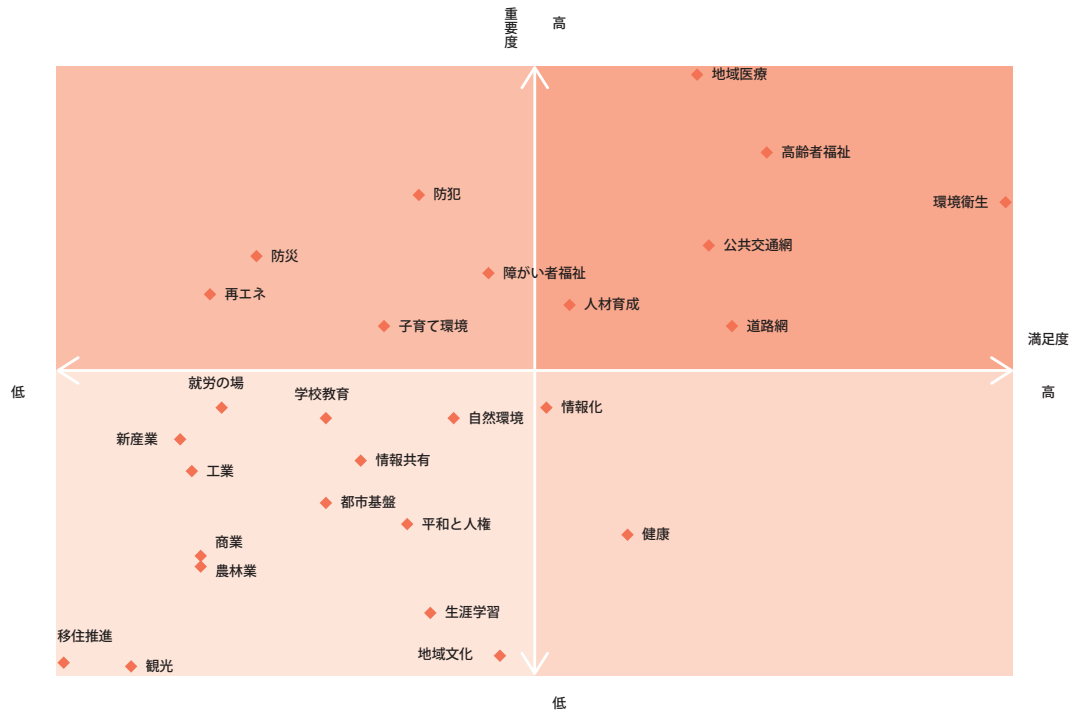
□ 20～39歳



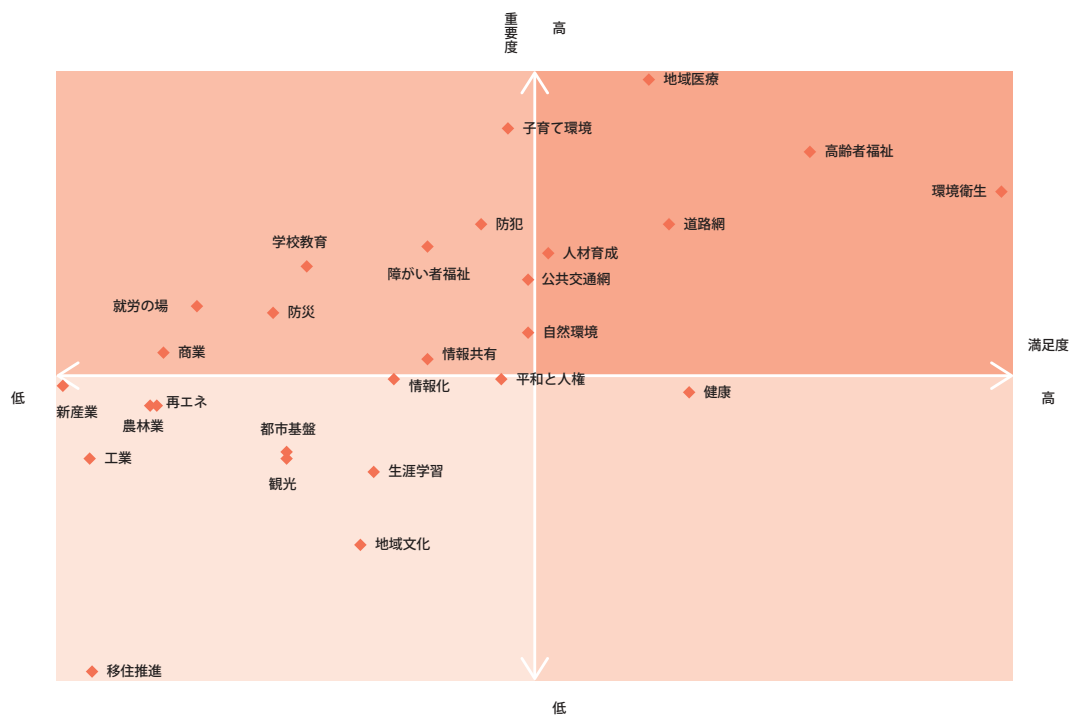
□ 40～64歳



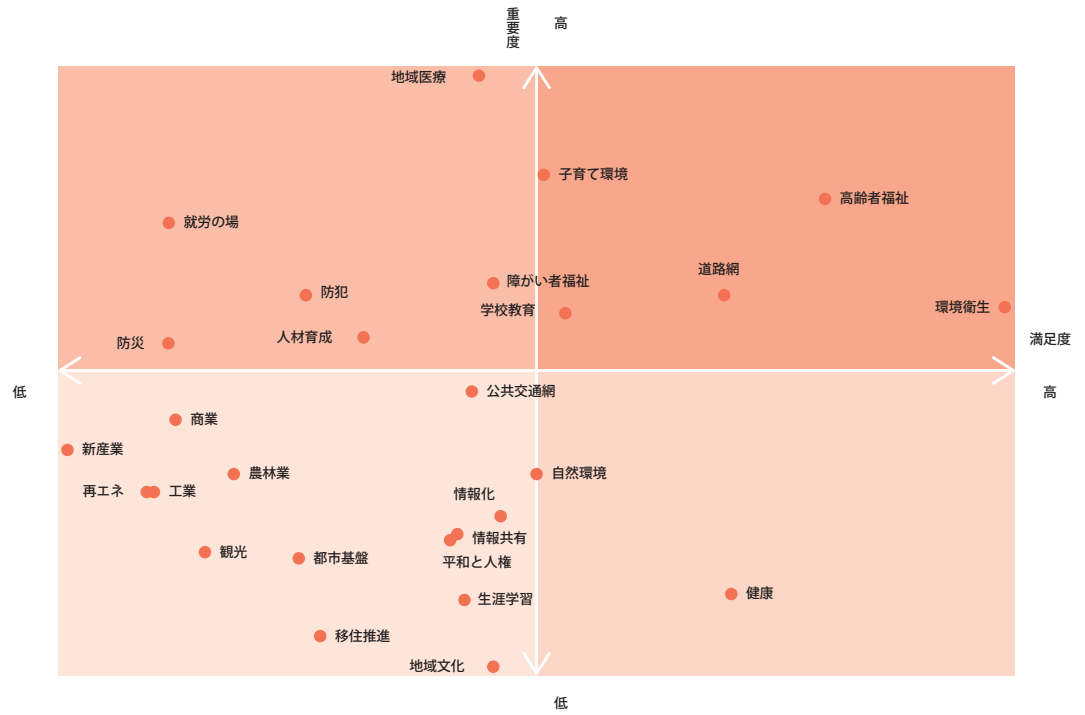
□ 65～74歳



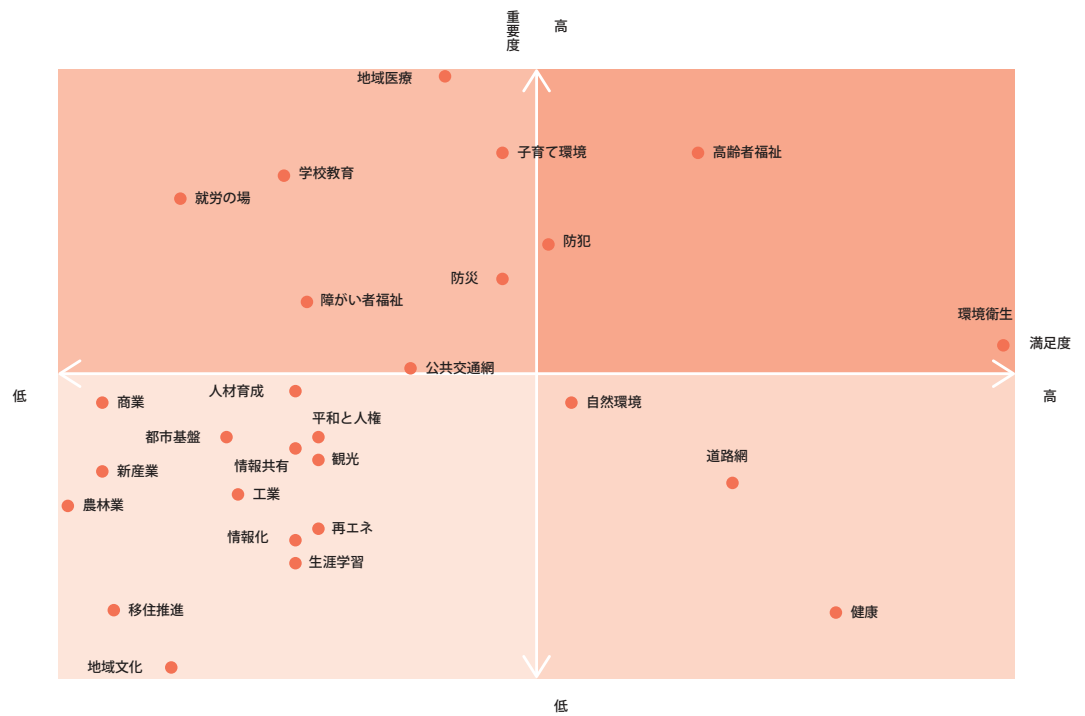
□ 75歳以上



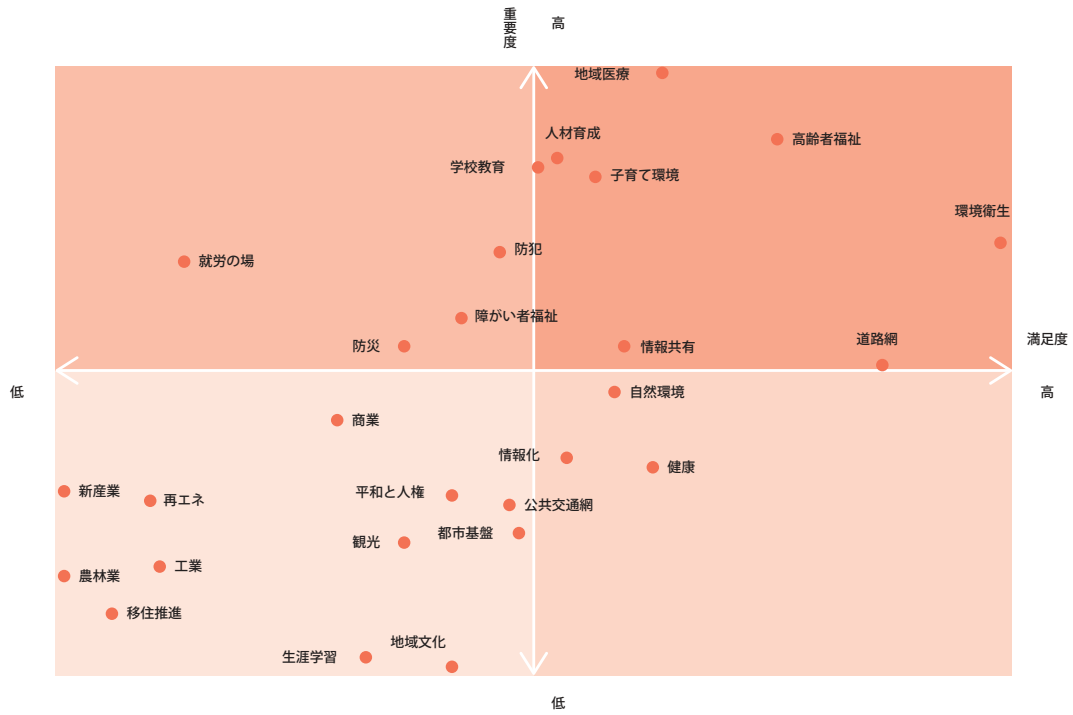
□大東町



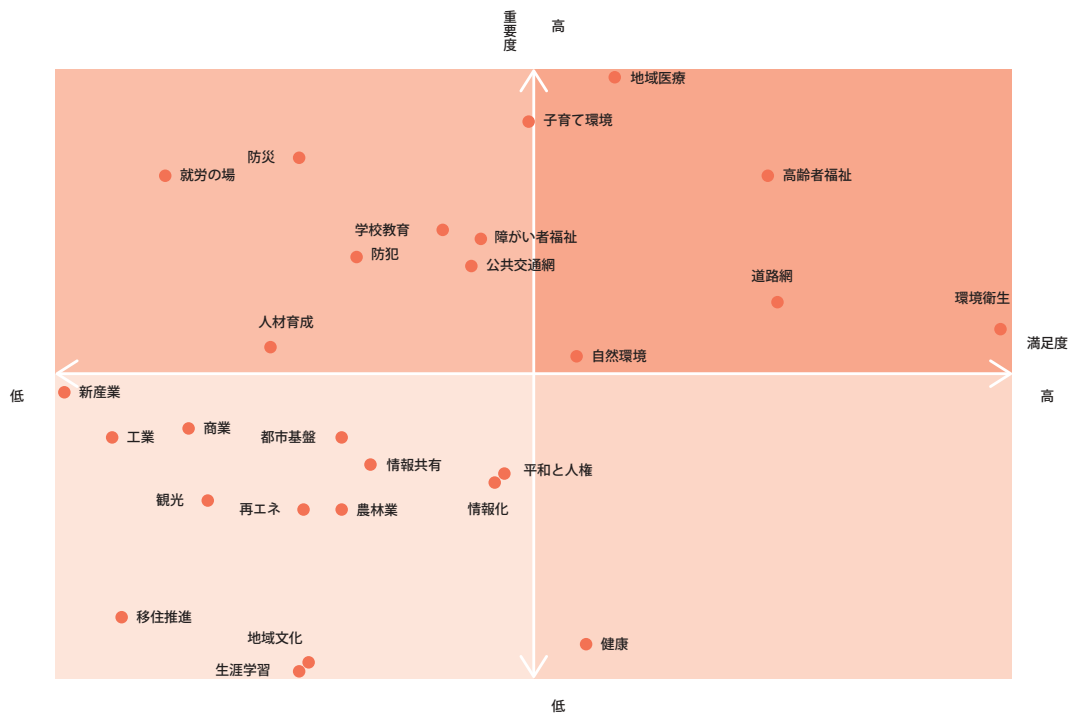
□加茂町



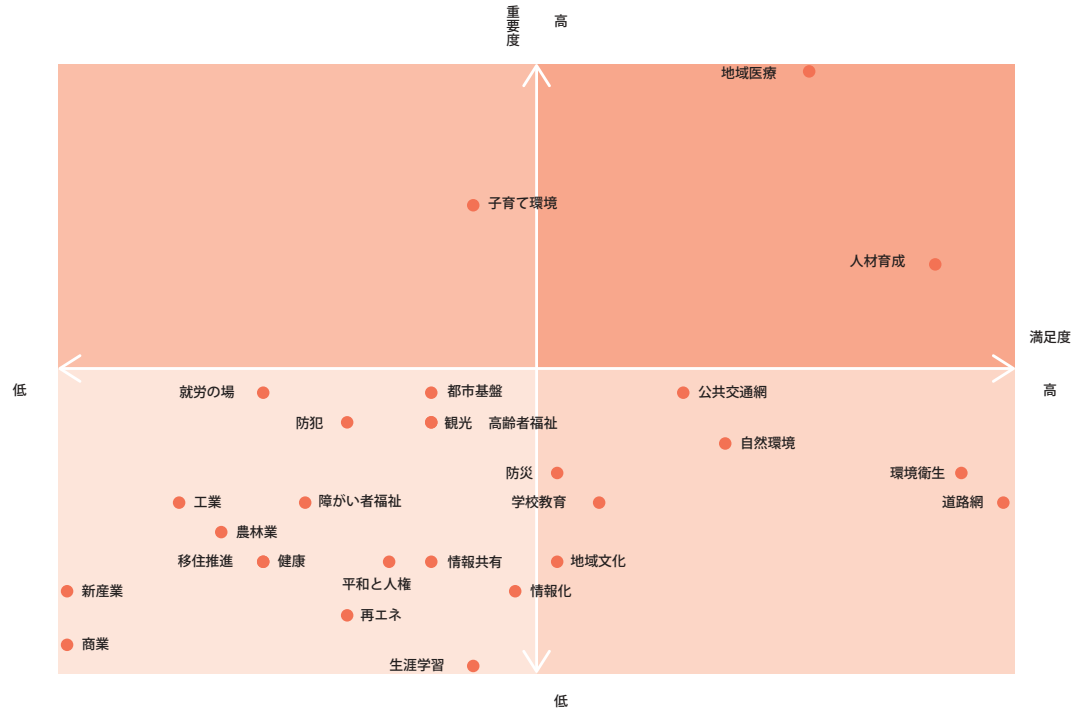
□木次町



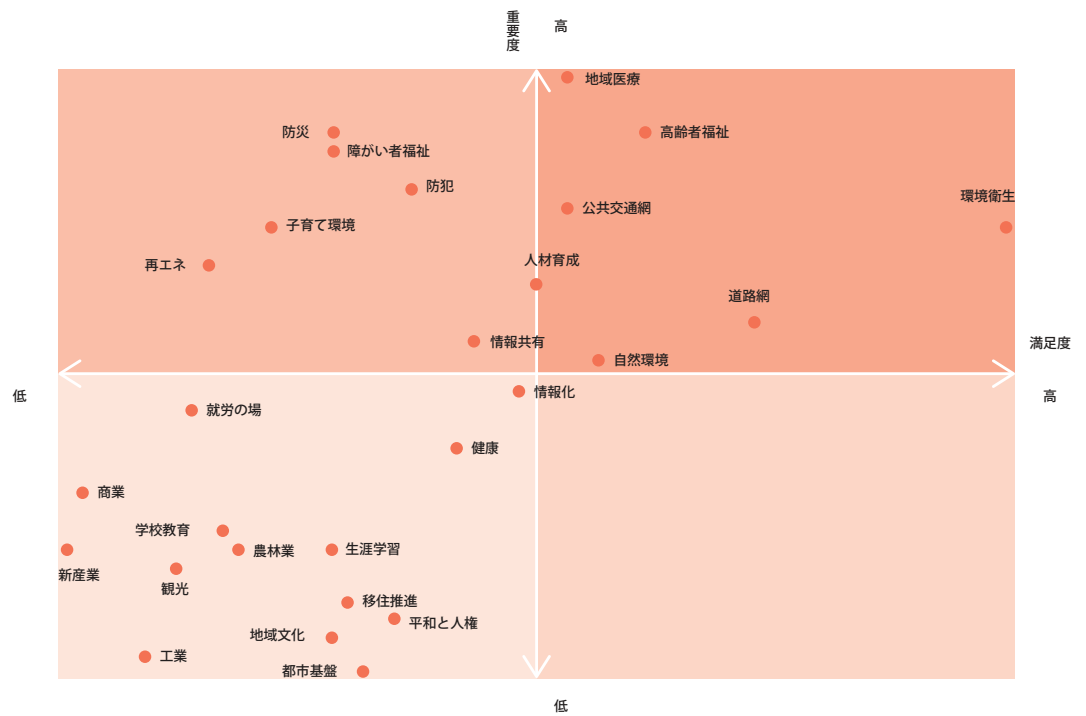
□三刀屋町



□吉田町

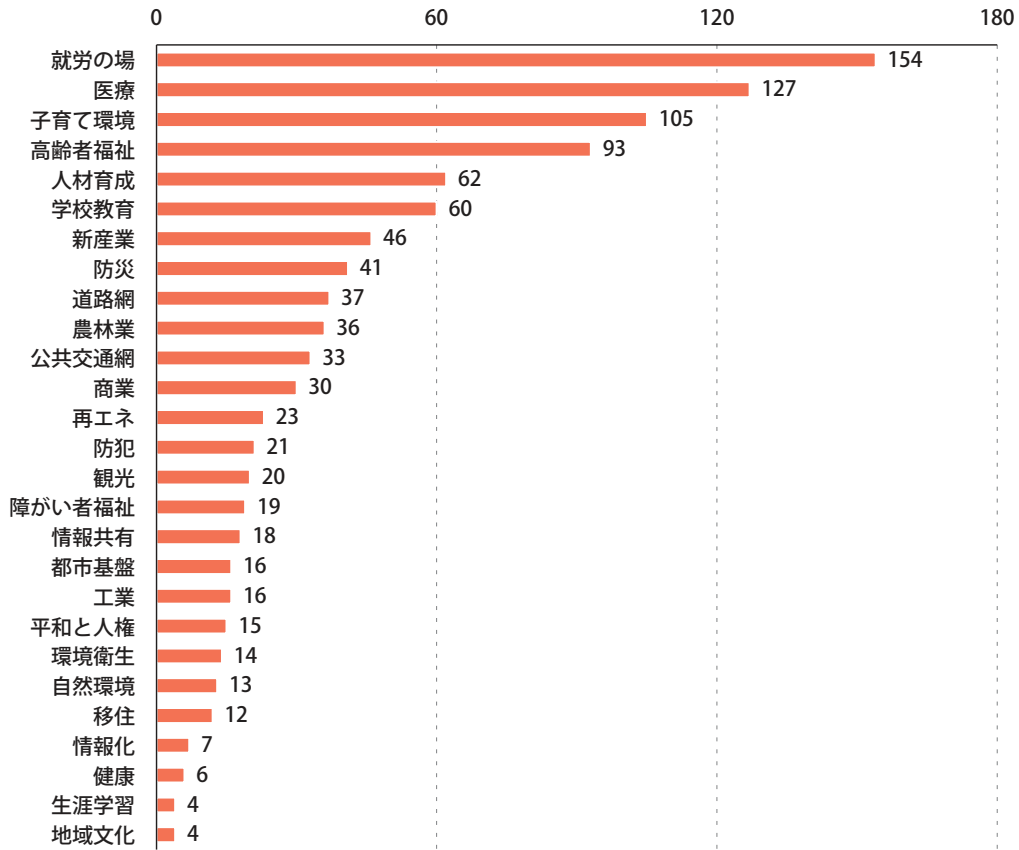


□掛合町



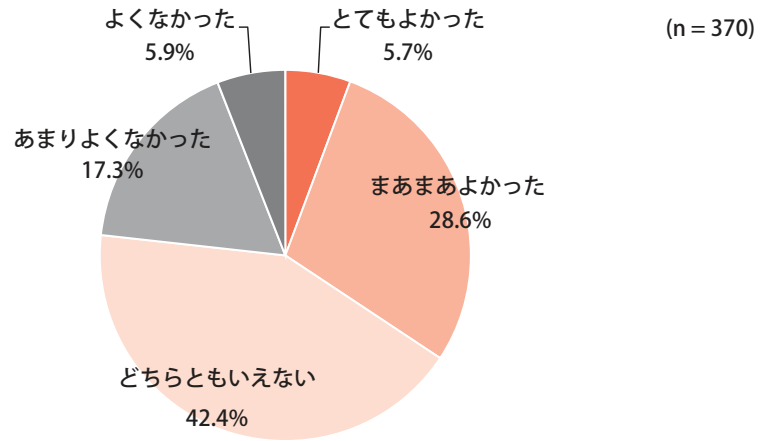
■ Q10. 前の問9の取り組み項目の中で、特に今後重要と考える項目を3つ選んで番号を記入してください。

(n = 349)

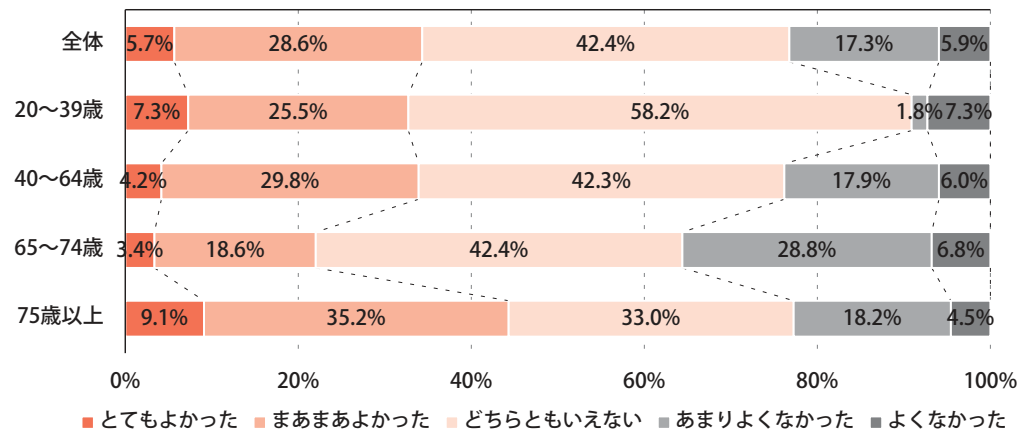


④ 市町村合併について

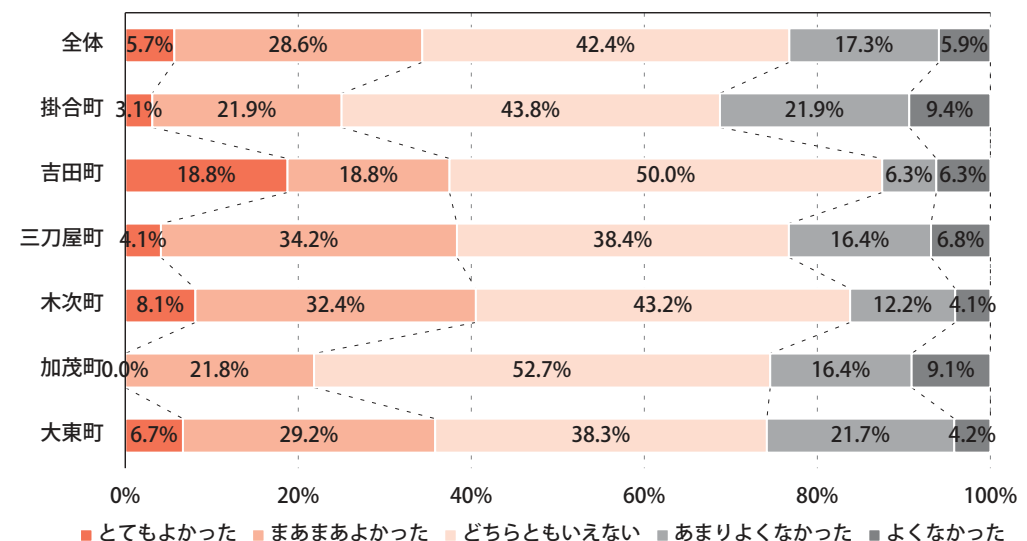
■ Q11. 平成 16 年 11 月 1 日、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町が合併し、雲南市が誕生して 9 年が経とうとしています。合併したことについて、あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。



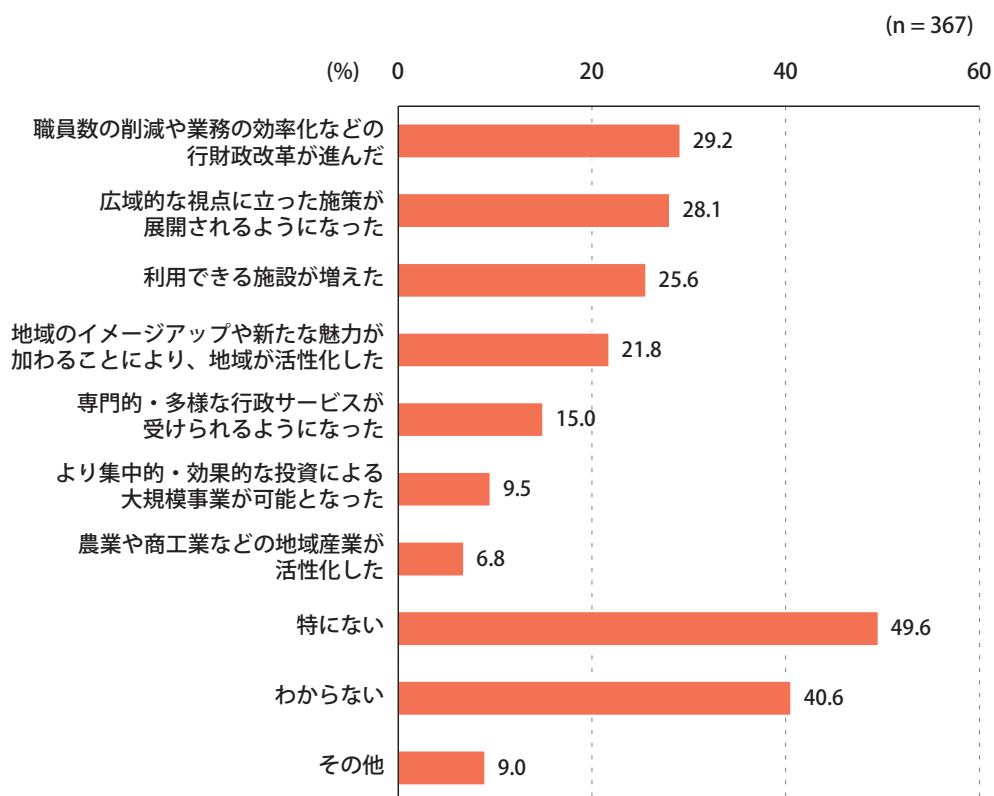
□ 年齢別



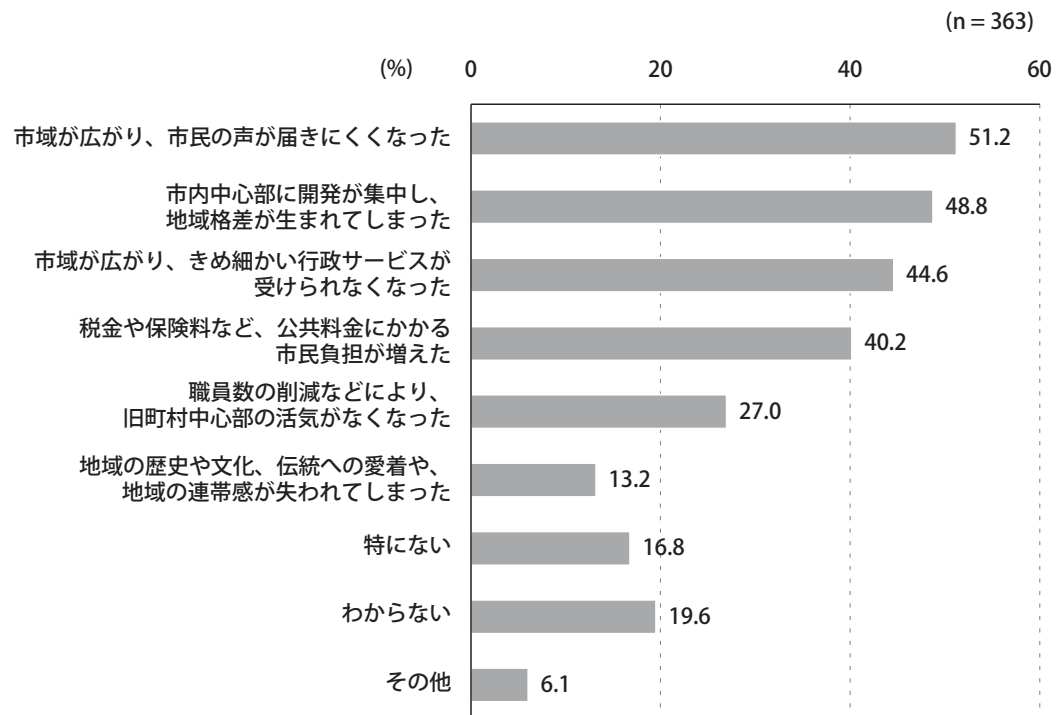
□ 居住地別



■ Q12. 合併により、よくなったと感じるのは、どのようなことですか？



■ Q13. 合併により、悪くなったと感じるのは、どのようなことですか？

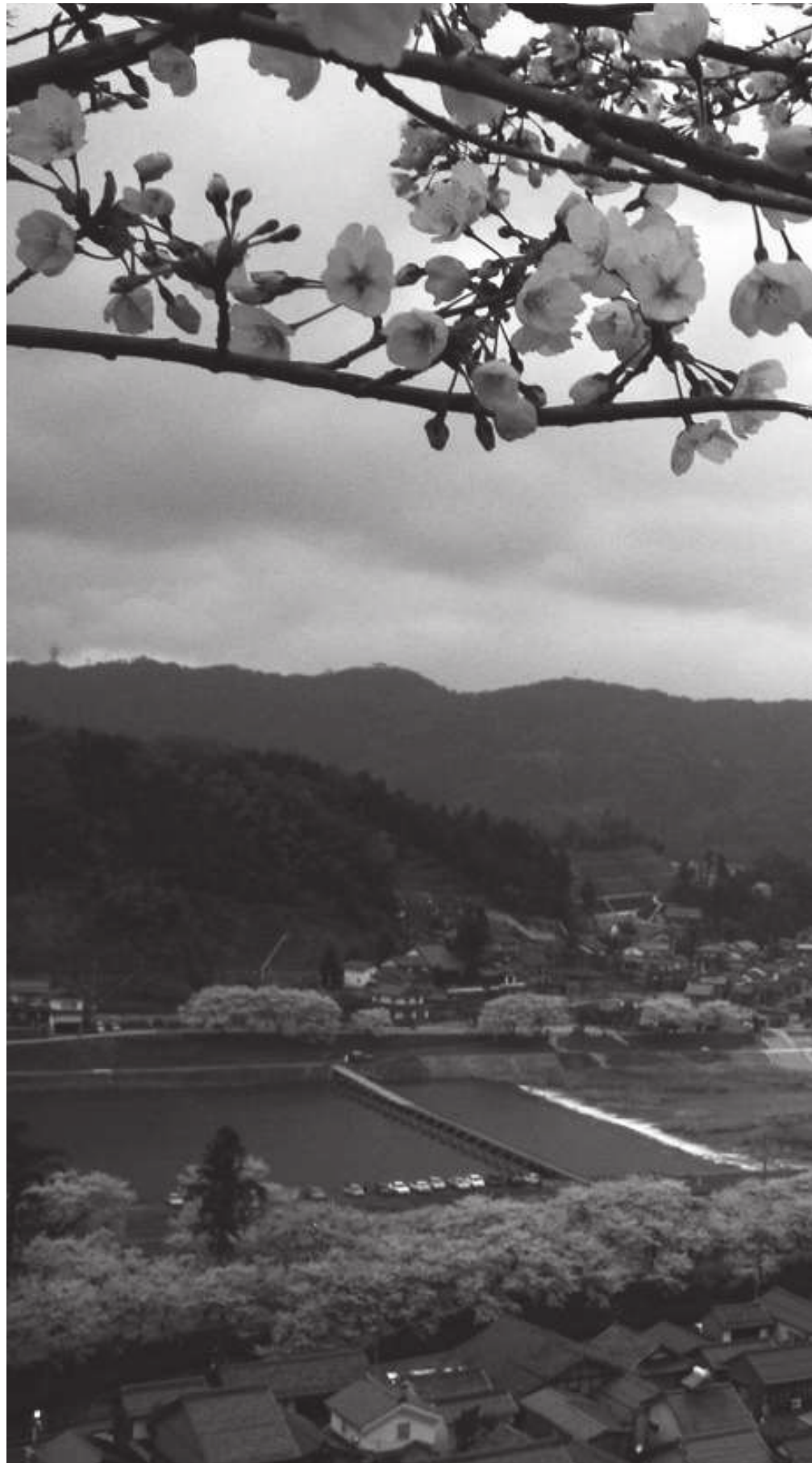


雲南市の歌

なが 流れきらめく 斐伊の川
だいちゆた 大地豊かに 潤して
しきよそお 四季の装い 艶やかに
ひとぬく 人の温もり 愛がある
ああ美しき 雲南市
あすの 明日に伸び行く わがまちよ

しんわいき 神話息づく 山脈に
れきしぶんか 歴史文化が こだまする
まつりばやし 祭囃子に 夢のせて
えがお 笑顔あふれる 歌がある
ああ芳しき 雲南市
こころやす 心安らぐ ふるさとよ

かすみ 霞たなびく 里の山
みどりゆた 緑豊かに いつの代も
きずなふか 絆深める 人の和が
かつき 活気あふれる 明日創る
ああ誇らしき 雲南市
きぼうかがや 希望輝く わがまちよ







市章

雲南市の「U」をモチーフに、「いきいきとした自然・人・街（ふるさと）」「生命と神話が息づく新しい日本のふるさと」をイメージし、全体として、未来に向かって躍動・発展する雲南市を力強く表現しています。



市の花 さくら

選定理由：日本さくら名所100選に選定された「斐伊川堤防桜並木」は、中国地方随一の桜の名所として花の見頃には、多くの観光客でにぎわい、その名を馳せています。また、三刀屋川堤防、丸子山公園、加茂中央公園など市内各地に桜並木があり、地域の皆さんに親しまれています。そのほかにも、三刀屋町の御衣黄桜、加茂町三代の枝垂れ桜などの珍しい桜や巨木など地域で親しまれている桜も多く、市内全域の山々には山桜が自生しています。このように雲南市民に広く親しまれ、全国にアピールできる花として桜を選定しました。



市の木 いちょう

選定理由：いちょうは、落葉高木で秋には黄色く色づきます。樹齢は、500～600年といわれ、生命力にあふれた樹木です。また、病害虫にも強くこの地域の気候や風土にも適した育てやすい樹木です。高さが20～45mと高く、天に向かって伸びていくその姿は威風堂々として美しくかつ雄大で、まさに雲南市の限りない発展を象徴しています。市内では官公庁や学校、寺社の境内などに見られます。春の桜の美しさに対し、秋にはいちょうの黄葉で美しい景観づくりを進めたいという思いを込めて選定しました。

発行編集：雲南市役所 政策企画部 政策推進課

発行日：平成27年3月

〒699-1392 島根県雲南市木次町木次 1013-1

TEL 0854-40-1011

FAX 0854-40-1019

E-mail seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp

<http://www.city.unnan.shimane.jp/>
